

# ジェンダー研究

2020.2 第22号

GENDER STUDIES



公益財団法人

東海ジェンダー研究所

# ジェンダー研究

第22号 2020. 2

GENDER STUDIES

---

---

刊行のことば	……………	西山 恵美	1
<b>特集 移民とジェンダー</b>			
フランスにおける移民の受け入れ ——特に女性の定住に伴う問題について	……………	クロード・メスマン	3
		加藤 義信 訳	
訳者解題 メスマン先生の巻頭論文によせて	……………	加藤 義信	25
移民受け入れとジェンダー ——在日ブラジル人の事例を中心に	……………	アンジェロ・イシ	31
移民社会における外国人の受け入れ・共生のための 具体的教育施策の提案 ——SDGsの達成をめざして	……………	小島 祥美	47
<b>論文</b>			
ライトノベルにおける男性主人公の キャラクター造形にみる女性性への憧憬	……………	酒井 美優	63
不可視化された女性労働者 ——20世紀初頭ハワイ日系社会移民研究の再検討	……………	溝口 聡	87

特別寄稿

日本のポップカルチャーとジェンダー研究  
——オタク文化を中心に ..... 張 瑋容 107

研究ノート

ネパール社会における寡婦について  
——農村地域チトワン郡4地域の実態調査報告  
..... タバ カビタ 119

翻訳で読むジェンダーの名著：訳者が語るその魅力

ウーテ・フレーフェルト 著／櫻井文子 訳  
『歴史の中の感情—失われた名誉／創られた共感』  
東京外国語大学出版会、2018年 ..... 櫻井 文子 143

公益財団法人東海ジェンダー研究所・報告

2018年度 事業報告 152  
2020年度 個人・団体研究助成 募集要項（第24回） 158  
2020年度 『ジェンダー研究』第23号 原稿募集要項 159  
年報審査・機関誌編集規程 161

執筆者プロフィール 163

編集委員会・編集後記

## 刊行のことば

公益財団法人 東海ジェンダー研究所  
代表理事 西山 恵美

2019年度の年報『ジェンダー研究』22号をお届けします。

当研究所は、公益財団法人として再出発してから8年を経過しました。21号から編集委員会も委員長・委員を交代し、関係規定の改定などを行いました。内容については委員会で協議の上新しい試みも行っています。

年間事業では、プロジェクト研究会、個人・団体助成報告会、現代日本の保育問題について講演会、2回にわたる憲法問題に関する講座などを開催しました。また、連携事業として2017年秋に発足した「名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ」へは、引きつづき当研究所から委員を派遣し、ライブラリの趣旨に沿った事業が開催されました。

当研究所は、この『ジェンダー研究』が、内外のジェンダー研究者をはじめ、ジェンダーに関心をお持ちの皆様の自由な議論の場となり、ささやかでもジェンダー研究の進展に寄与できれば幸いであると考えております。22号につきましても、率直なご批判、ご意見をお寄せ下さいますよう、心よりお待ちしております。



《特集 移民とジェンダー》

## フランスにおける移民の受け入れ

——特に女性の定住に伴う問題について

Accueillir les Migrants en France:  
L’Ancrage Particulier des Femmes

クロード・メスマン Claude MESMIN

加藤義信 訳 Trans. KATO Yoshinobu



日本はいま、生粋の日本人の集団とは文化や宗教の異なる人々を、受け入れる必要に迫られているように見えます。そのこともあって、フランスではどのように外からやって来た人々を受け入れてきたかについて、お尋ねになるのでしょうか。あまり深く考えずにまずこの問いにお答えするとすれば、移民の人たちのフランス社会への統合は過去においても困難であったし、また現在においても依然として困難を極めているということです。もちろん、そこには微妙な差異のあることも認めなければなりません。移民家族の中には、何の困難も経験しない家族もあれば、困難を山ほど抱えこんでいる家族もあるでしょう。そうであっても、ともかくも、フランスは古くから移民を受け入れてきた国であり、外部からやって来た人たちの受け入れについて、私たちはすでに多くのことを学んできました。そこでまず、フランスにおける移民の歴史について手短かに振り返ってみることから始めましょう。長々と述べませんが、そこではとりわけ、これまでにどんな人々の集団がフランスに定住しようと望んだか、その一連の流れを理解できるようにしたいと思います。

## 1. フランスと様々な移民の波<sup>1</sup>

19世紀の産業革命期と出生率の低下の時期に、フランスは近隣のヨーロッパ諸国から、労働力の確保のために移民を受け入れました。1914年から1918年まで続いた第一次世界大戦が始まる直前には、4千万人のフランス人の人口に対して、外国人は百万人をわずかに超える程度でした。人数の多い順にその内訳をみると、イタリア人が約42万人、ベルギー人が29万人、スペイン人が10万人、ドイツ人が10万人です。第一次世界大戦によって、この数値データに変更が加わることになります。というのも、男性は戦争に召集され、残った女性だけでは工場や農地で必要とされる労働力を十分確保できなくなったからです。

そこで、フランス政府は、スペインなどの地中海諸国や仏領植民地に目を向けるようになります。アルジェリア人労働者が7万8千人、モロッコ人とチュニジア人が5万5千人、アンナン〔ベトナム〕人が5万人、マダガスカル人や中国人もそれぞれ3万7千人を数え、合計すると23万人に上る移民を新たに受け入れることになりました。第一次大戦が終わると、これらの移民労働者たちはすべて、政府の植民地統括機関によって、それぞれの出身地に送還されてしまいます。しかしながら、戦闘で亡くなった男性の代わりが必要となって、別の労働者たちが補充されることになります。1919年以降、フランス北部の炭鉱や南西部の村々に、イタリアやポーランドの村からごっそり、労働者が働きにやってきました。一方、リヨンには、集団虐殺の難を逃れたアルメニア人が絹織物産業で働くためにやって来ました。さらには、ボルシェビキ革命によって国を追われたロシア人、ファシズムによって追放されたイタリア人、また、中国人などの学生（彼らはやがて故国に帰り、なかには国の指導者となった者もいます。鄧小平、ホーチミン、周恩来など）は皆、フランスの工場で働いていたのです。

当時、フランスは世界一の移民の受け入れ国でした。1931年には4180万

---

1 【原註】 Lequin, Y., *Histoire des étrangers et de l'immigration en France*, Larousse, 2006.

人の人口に対して、〔移民人口は〕290万人を数え、その内訳は、イタリア人80万8千人、ポーランド人50万8千人、スペイン人35万2千人、ベルギー人25万人、スイス人10万人、アルジェリアのカビル人が数万人、などとなります。

しかし、やがて外国人排斥の機運が高まり、第二次世界大戦が間近に迫る中で、彼らの多くは小金を貯めたあと、自分の国に帰っていきます。当時すでに、外国人労働者がフランス人の仕事を奪うとか、給与を下げるとかいった見方が囁かれていましたし、新聞報道もこれに呼応する記事を載せていました。1920年には、外国人労働者たちは、鉱山や工場、公共事業の工事現場で、また農場でも、働いていました。しかし、《狂騒の時代 (Années Folles)》<sup>2</sup>には、新しいタイプの外国人も目立つようになります。というのも、パリは、文化的な魅力を変わずに保ち続けていた都市でしたから、ピカソ、ザドキン、スーチン、シャガール、モジリアーニ、フジタなどの芸術家たちがパリにやって来て定住することになったのです。

フランス政府は、1935年2月6日の政令によって、こうした人々の帰化にブレーキをかけ、余剰外国人労働者を旅費付きで帰国させる事業を始めました。

1937年には、スペイン市民戦争と、その結果フランスに押し寄せてきた避難民によって、事態はいっそう悪化しました。50万人にも及ぶ不幸なスペイン人が雪に覆われたピレネー山脈を越えてフランスに辿りつきましたが、彼らによって雇用市場のバランスが崩れることを恐れた政府は、フランス南西部に急遽避難民キャンプを建設して、ここに彼らを収容しました。

1939年9月には、第二次世界大戦が勃発しました。その後のペタン元帥 (Maréchal Pétain) を首班とする政府<sup>3</sup>の残虐行為のすべてを、ここでは取り上げることはできませんが、それでも以下の事実だけは指摘しておくべきで

---

2 【訳注】1920年代を指すことば。

3 【訳注】1940年6月14日、ドイツ軍はパリに無血入城し、以後、フランスは1944年8月にパリが解放されるまで、北部がドイツの直接占領地域、南部がペタン元帥を首班とする親ナチスの傀儡政権 (ヴィシー政権) の支配地域に二分された。

しょう。つまり、1万5千人の外国人の帰化が取り消され、父親が外国人である子どもには公務員職に就くことが禁止され、外国生まれのユダヤ人はドイツ人の手に引き渡されたのです。ドゴール将軍 (Général de Gaulle) の自由フランスのレジスタンスには、相当数の外国人も加わりました。1944年8月25日の首都解放の際にパリに入城することになるのは、レクレルク将軍 (Général Leclerc) の率いる第2機甲部隊の共和派スペイン人たちでした。

戦後、1960年代には、貧しいスペイン人とポルトガル人の到来とともに、移民の流入が再開しました。さらに加えて、1962年のアルジェリア戦争の終結とともに、100万人近い《ピエ・ノワール (pieds-noirs)》と呼ばれるアルジェリア生まれのフランス人、さらに、アルジェリア生まれの《セファラッド (sépharade)》と呼ばれるユダヤ人、フランスに忠誠を誓い続けた《アルキ (Harkis)》と呼ばれるイスラム教徒<sup>4</sup>がフランスにやって来ます。1963年には、アルジェリア国内でFLN (民族解放戦線) とアルジェリア国民運動との血なまぐさい内戦が起こり、その結果、フランスは35万人のアルジェリア人を新たに受け入れることになりました。

1970年代前半になると、それまで移民として押し寄せた人々の多数は男性でしたが、家族の呼び寄せが認められるようになって、女性が夫と暮らすためにフランスにやって来るようになりました。女性の比率は1970年には44%でしたが、1980年代には58%に上昇しました。女性たちは、ますます職を求めて、あるいは学業を続けるために、移住して来るようになり、その数は男性を上回るようになったのです。しかし、この間の政府の度重なる交代に伴う政治的決定の変更によって、この家族の呼び寄せの許可は、しばしば中断されることとなります。その結果増えたのは、非合法で入国する移民の人たちでした。

フランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) 大統領の第1期目の任期7

---

4 【原註】アルキとは、厳密には、植民地アルジェリアにおいてアルカ (harka) と呼ばれる〔フランス側に味方する〕民兵組織に加わった個人のことを指す。広義には、1957年から1962年にかけてフランス軍に現地補充兵として参戦した一部の〔アルジェリア〕人たちのことを指す。

年（1981-1988）の間に出された通達によって、滞在と政治的亡命に関する条件が緩和されました。フランスで生まれた外国人は、1年以上の禁固刑を受けた者でない限り、国外追放が不可能になったのです。しかし、同時に、出身国への帰国に対する支援措置も撤廃されることになりました。

ミッテラン大統領の第2期目（1988-1995）には、非合法労働に対する取り締まりが強化されました。一方で、フランス国籍取得に必要な期間は、フランス人との結婚後2年に変更されました。次々に移民の統合に有利なように法律が変わるとともに、いっそう法律自体は複雑になっていったのです。その例としては、一夫多妻の外国人には滞在許可証を発行しなくなったなどが挙げられます。

1980年代以降に生じた変化は、《第2世代》、つまりフランスで生まれてフランスで就学するようになった移民の子どもたちについて、多くが語られるようになったことです。

イスラム教徒の脅威というテーマが登場したのも、この頃です。1981年から1983年の間には、自動車産業で働く移民労働者のストが多発しました。当時の首相であった社会党のピエール・モロワ（Pierre Maurois）は、アルジェリア人やモロッコ人の労働者を、「彼らは、フランスの現実とほとんど関係のない動機に基づいて活動する宗教的・政治的グループによって、扇動されている」と断言し、公然と非難しました。

《移民労働者》の顔は消え去り、イスラム教徒の顔にとって代えられてしまったのです。マグレブ諸国からの移民を両親としてフランスで生まれた人々を指すのに、《アラブ系2世（beur）》ということばが現れたのは、この頃です。社会党は《アラブ系2世》の文化の価値を称揚しようとし、他方、右派は若いイスラム教徒たちを、イスラム原理主義に共感を寄せていると疑うようになりました。もはや人々は《移民労働者》について語らなくなり、《移民の（d'immigrés）》という語が、非難を込めた烙印として用いられる語になってしまったのです。

次のジャック・シラク（Jacques Chirac）大統領の2期（1995-2007）に及ぶ政府の間も、同様の矛盾が存在し続けました。例えば、パスポートを持た

ずに入国した人々を一部公認して受け入れる一方、認めなかった人々を出身国に送還する処置などが、これに当たります。フランスで生まれた子どもは13歳になるとフランス国籍を取得できるようになりました。また、この時期は、1999年にイギリスから押し返された亡命申請者の収容を目的とするサンガット (Sangatte) キャンプ<sup>5</sup>が開設された時期でもありました。このキャンプは、最悪の条件のもとで4万6千人の外国人が逗留したにもかかわらず、いかなる問題解決も図られることなく、2002年に閉鎖されてしまいました。

フランス、ドイツ、イギリス、ルクセンブルクの担当大臣間で、共通の移民政策を決めようとする試みが、わけても非合法の移民を阻止しようとする試みがなされましたが、芳しい結果は得られずに終わりました。実際のところ、ヨーロッパにおいては、国境を閉鎖する政策は移民の流れを止めることにはならなかったのです。

## 2. 新たに移住して来た男性及び女性の移民とは？<sup>6</sup>

2004年から2012年の間に、毎年20万人の移民がフランスに入国しました。その中には亡くなった人もいれば帰国した人もいるので、それを考慮に入れると、毎年平均して9万人の移民人口が増えたこととなります。

2013年には、フランスの領土内に、580万人の移民が生活しており、それはフランスに居住する全人口の8.8%に相当します。2004年からは、80万人の増加となります。移民の流入は、年率で平均1.6%増大し、これはOECD<sup>7</sup>諸国全体の数字と同じぐらいです。

---

5 【原註】サンガットは、オ・ド・フランス地方圏のパ・ド・カレ県にある自治体である。1999年から2002年にかけて、この自治体は、イギリスに渡ろうとする移住者を仮収容するセンターの開設によって、メディアの大きな注目を集める対象となった。

6 【原註】Insee Première, N° 1524, novembre 2014. [www.insee.fr/collections/nationales](http://www.insee.fr/collections/nationales).

7 【原註】経済協力開発機構。フランス語ではOCDE (Organisation de coopération et de développement économiques)。

2012年にフランスに流入した移民のうち、ほぼ2人に1人はヨーロッパ諸国で生まれた人々であり、10人に3人はアフリカ諸国の出身者でした。

- このヨーロッパ諸国からの移民は、主にポルトガル、イギリス、スペイン、イタリア、ドイツからの移民であり、全体の57%を占めています。
- アフリカ諸国から新しく来た移民の半分はマグレブ諸国、わけでもモロッコとチュニジアからであり、アルジェリアからの移民は減少しています。
- ずっと数は少ないですが、アメリカやオセアニア生まれの移民は4%増加しました。
- アジアからの移民は年率で1%低下しました。しかしながら、アジアから来る人々には女性が多く、その58%を占めています。彼女たちの入国理由は、家族との合流ではなく、その学歴にふさわしい職を見つけるためや勉学の継続のためでした。

2012年には、移民の63%がバカロレア水準の資格〔大学入学資格〕を有する人たちで、その有資格者の比率が比較的低かったのはポルトガルとトルコの出身者（56%）でした。一方、逆に、アメリカ合衆国や中国、スペイン、イタリア、ロシア出身の2人に1人は、高等教育の学位を有する人たちでした。

2018年には、12万2743人が、庇護を求めてフランスに到着し、22%の上昇でした<sup>8</sup>。一方で、ヨーロッパ全体では、亡命の申請は平均13%の減少が見られました。このようなヨーロッパ全体の数値の低下の背後には、国による大きな違いが隠されています。つまり、ドイツでは17%、スウェーデンでは33%、イタリアでは72%の減少が見られる一方、他の国々では、1年で大きな上昇が見られました。スペインで45%、ベルギー49%、イギリス13%の上昇などです。この数字の変動幅は、ヨーロッパ諸国間の協力の欠如を映し出しているとも言えます。

---

8 【原註】 *Le Monde* 2019年1月16日掲載の Julia Pascual による記事。統計はフランス内務省提供の数字を使用。

### 3. 様々な人々の集団をいかにしてより良く受け入れるか？

19世紀の産業革命以来、フランスには、何百万人も移民が幾重もの波をなして流入し、これらの人々を受け入れることによって、フランスはその祖先のガリア人のステレオタイプとはかけ離れた今日の姿を築いてきました<sup>9</sup>。

Insee<sup>10</sup>によると、現在、移民の数は約530万人で、フランスの人口の8%に相当しますが<sup>11</sup>、そのうちの41%はフランス国籍を取得しており、さらにこれらの移民の直接の子孫を加えるともっと多く、670万人、人口の11%とされています。本稿では、すでに、イタリア人、ポルトガル人、マグレブ人、ベトナム人、サハラ砂漠周辺諸国人などの主要な移民の波について語ってきましたが、これらの移民の人々は、互いにどのように異なっているのでしょうか。文化、言語、宗教が同じではないこれらの集団は、互いに理解し合えるのでしょうか。

フランスが受け入れた移民の集団は、実に様々です。ヨーロッパ諸国からやって来た人々の多くは、その宗教はカトリックでしたし、アフリカや中東の国々からの移民の人々の宗教はイスラム教であり、アジアの国々からの人々は仏教などです。とはいえ、私たちはこれらの移民の人々の受け入れの数をできるだけ少なく抑えようとしてきたことも、事実です。そして、これまで私たちは、現在のような問題、つまり他者の宗教の拒絶と結びついて生まれる問題を、経験することはありませんでした。

---

9 【原註】 Pascal Priestley, internet le 18.12.2017.

10 【原註】 Insee=国立統計・経済研究所 (l'Institut national de la statistique et des études économiques)。フランスにおける公的な統計データの収集、分析、出版に責任を負っている機関。

11 【訳注】 本論文の6ページには、2013年のデータとして移民の人口を580万人としている。ここでは、それより少ない530万人となっているが、統計の年度の違いによるのかもしれない。この食い違いの詳細は不明。

これらの宗教<sup>12</sup>について、統計数字抜きにざっと一瞥することにししょう。統計がないのは、フランスは政教分離を建前とする世俗国家なので、個人の宗教について直接尋ねることはできないからです。

- フランスでは、カトリックが多数派を占める宗教です。その数は大きく減少したとはいえ、65%の国民が自身をカトリックだとみなしており、カリスマ運動 (mouvements charismatiques)<sup>13</sup>がその宗教的アイデンティティを強める役割を担ってきました。
  - フランスでは、イスラム教が第2番目に信者数の多い宗教です。人口の6%を占め(18-24歳の年齢層では14%)、その信者の多くは特にマグレブ諸国、ブラック・アフリカ、トルコの出身者です。
  - プロテスタントは人口の2%(18-24歳の年齢層では4%)を占めます。中でも福音派やペンテコステ派の信者が増えています。
  - 歴史の古いキリスト教の教団としては、ギリシャ正教会やアルメニア使徒教会、さらには様々な東方教会(コプト教会、シリア教会、カルデア教会、マロン派教会など)があります。
  - ユダヤ教徒の大部分は、セファラッド (séfarade) と呼ばれる北アフリカ出身のユダヤ人です。
  - 仏教徒は、主にアジアから来た人々です。
  - 他に、エホバの証人のような特異なタイプの宗教運動があります。
- ユダヤ教とイスラム教以外に、他の宗教がメディアで話題になることはほ

---

12 【原註】 Machelon, J.-P., *Les relations des cultes avec les pouvoirs publics*, Ministère de l'Intérieur et de l'Aménagement du territoire, 2006.

信頼できる統計がないため、筆者は各宗教グループ自体が提示している数字に依拠した。

13 【原註】 カトリックにおけるカリスマ運動とは、1960年代の半ばにアメリカ合衆国に現れたカトリック覚醒運動 (mouvement de réveil catholique) のことである。この運動は、プロテスタントに起源をもつペンテコステ派の運動の影響を受けていた。なお、【訳注】として補足すると、カリスマ運動とは、カトリックの内部に現れた、精霊の働きを強調し、既存の教会の刷新を図る運動の全体を指すものと思われる。ちなみに、ここでの「カリスマ」とは「聖霊の恵み」を指すとされる。

とんどありません。

ユダヤ教の人々の抱える困難について、少し触れておきましょう。ユダヤ人墓地の墓石に対して行われる蛮行や、同じくシモーヌ・ヴェイユ (Simone Weil)<sup>14</sup>の顔に〔ナチスの象徴である〕鉤十字を付けたりする嫌がらせについては、フランスでは私たちの誰もが報道を通して知っています。20世紀におけるユダヤ人の歴史やユダヤ人虐殺の専門家であるアネット・ヴィーヴィオルカ (Anette Wiewiorka)<sup>15</sup>の著作によって、アッラーの名によるモハメッド・メラー (Mohamed Merah) が行ったユダヤ人の子どもの殺害、ただユダヤ人であるというだけの理由で行った殺害を、想起することもできます。ユダヤ人は金持ちであるといった、とんでもない幻想と結びついて行われた、イラン・ハリミ (Ilan Halimi) とミレイユ・クノル (Mireille Knoll) による暗殺も同様です。心配すべきは、メラーがユダヤ人の子どもたちを殺したとき、誰も街頭で抗議しなかったことです。一方で、コペルニクス通りのテロ<sup>16</sup>、シャルリー・エブド (Charlie Hebdo) のテロ<sup>17</sup>、続いてバタ克蘭<sup>18</sup>やニース<sup>19</sup>のテロの後では、何十万人もの人々による抗議のデモが行われました。こうしたテロすべては、イスラム勢力によるとされ〔イスラム対フランス人という構図が作られ〕たからですが、〔実際にはイスラム教徒を含む〕

---

14 【訳注】フランスの政治家 (1927–2017)。ユダヤ系の建築家の娘として生まれ、16歳でアウシュビッツの収容所に送られ、両親と兄を失うも生還。その後、政治家となり厚生大臣などを務め人工妊娠中絶の合法化への道を開いた。女性初の欧州議会の議長となったことでも有名。哲学者のシモーヌ・ヴェイユ (1909–1943) とは別人であることに注意。

15 【原註】Wiewiorka, A., *Ils étaient des juifs résistants et communistes*, éd. Perrin, 2019.

16 【原註】1980年10月3日

17 【原註】2015年1月7日

18 【原註】2015年11月13日

19 【原註】2016年7月14日

すべての人々が標的となった無差別テロでした<sup>20</sup>。

フランスは、失業や、左右の政治的対立構造の終焉によって生まれた深刻な経済危機のもとにあります。さらに、社会的ネットワークが、憎悪の風潮を生み出し、不穏な空気が広がっています。ユダヤ人は街頭で何も要求したりしないにも関わらず、彼らのある者はフランス国籍を持つフランス人であるのに侮辱を受け、自分たちの国に帰れと言われたりしています。フランス政府は、テロの脅迫があった場合には、ユダヤ人学校やシナゴーク<sup>21</sup>〔ユダヤ教の寺院〕を、機関銃を持った軍の兵士のパトロールによって今も守っています。

－ 移民の第3世代の人たち、特にイスラムの第3世代の人たちがかかえる困難についても、少し述べておきましょう。

リールの世界保健機構のグループによってフランスで行われた精神的健康に関する研究の結果から、私は心理学者としてとても強い印象を受けました。このグループの研究者たちは、38万6千人を対象とする調査を行い、移民出身の人たちが〔そうでない人たちよりも〕いっそう困難に陥っている状況を、以下の点で明らかにしました。つまり、不安（移民25.3%に対し一般20.7%）、薬物依存（移民8.2%に対し一般4.1%）、自殺行為（移民14%に対し一般12.8%）という結果です。両者の差は小さいように見えるかもしれませんが、精神医学センターの長であり、この調査の共同研究者であるアントワヌ・ペリッソロ（Antoine Pelissolo）教授は次のように書いています。「これらの障害のどの罹患率においても、移民出身の人たちのほうがより高いという事実そのものに、目が向けられるべきなのです」。この研究の別の

---

20 【訳注】この部分は、テロの犯行が個人を越えてイスラム勢力に帰せられると、大きく抗議行動が盛り上がるが、ユダヤ人を標的とするテロに対しては、国民の中にある根強い反ユダヤ感情から、犯行の責任はもっぱら特定個人に帰せられて、それを生み出す社会的基盤が曖昧にされてしまい、十分な抗議行動が生まれずフランスの現実への、著者の批判を含んだ一文として、理解できる。

21 【原註】本年3月、国民教育省の大臣などが《人種主義と反ユダヤ主義》についての国際共同研究の立ち上げを発表した。

指摘では、移民の子どもや孫は重篤な不安の病理に最もさらされやすい集団であることが、示されています。「第3世代は、結局のところ、異文化適応に関わるストレスをもっとも感じやすいのです。第一世代から引き継いだ文化的・宗教的社会組織の網目がぼろぼろと崩れ始めたその時に、彼らは新しい文化に自らを適応させていかねばならないという事実直面するわけです。……しかし、治療的解決の方法はあります」。このことは、後に引用する事例研究の中で、分かるでしょう。

－ 子どもに関しては、国立人口問題研究所と国立統計・経済研究所の研究があります。過去に7波にわたって次々にフランスにやって来た8300名の移民を対象にして、22名の研究者が行った研究で、これと、8200名の彼らの子孫を対象とした研究、及び生粋のフランス人に関する研究が比較の対象となりました<sup>22</sup>。この研究の注目すべき点は、以下の3点です。

1) 移民の息子は、学業成績が劣る。

「フランスの多数派集団の女子の65%はバカロレアを取得するのに対して、中国人の女子の80%、両親がカンボジア、ラオス、ベトナム人の女子の70%、ギニア出身の両親の娘の69%が、バカロレアを取ります」。

ところが男子の場合には、逆の傾向が見られます。移民の子ども〔男児〕のバカロレア取得者は、他の集団の50%という数字に対して、48%に過ぎません。さらに結果を仔細に見れば、トルコからの移民の子どもで同じ資格を取れるのは26%のみ、それに対してアフリカのサハラ周辺諸国出身の両親の子どもでは40%、アルジェリア出身の両親の子どもでは41%です。

2) 移民の2世は、その両親よりも、人種的偏見の標的となることが多い。

「アフリカのサハラ砂漠周辺諸国出身者の47%、モロッコ出身者の32%、アルジェリア出身者の30%は、差別の標的になったことがあると答えて

---

22 【原註】 Marie-Violette Bernard による報告。2016年1月8日、*Le Monde* 掲載。

います。

人種差別的な攻撃に関しては、東南アジアから来た人々の37%、マグレブ諸国出身の移民の35~39%という数字に対して、アフリカのサハラ砂漠周辺諸国から来た移民は55%が「標的になったことがある」と答えています。

3) 移民の2世は、労働市場へ参入する際に、より多くの困難を抱える。「こうした2世たちは、資格のいらない職種を受け入れ、その後は移民出身でない自分たちの同僚よりも昇進が遅くなります。就職に際して見られるこうした事実は、住居や余暇の取得などの点でも見られる現実です」。

移民の人々が直面する主要な困難について、ざっと見てきましたが、残りにはイスラムの女性について語り、この小論を終えることにしましょう。というのも、[イスラム教徒の象徴である]ヴェールを被った女性にとっては、差別はいつそう過酷だからです。

#### 4. イスラムの女性への三重の差別宣告<sup>23</sup>

イスラムの女性は、イスラム恐怖症が招く結果を誰よりも最初に受ける存在です。この点に関しては、2016年にブリュッセルで立ち上がった人種差別に反対する戦いのためのヨーロッパ組織により、最初の報告が行われました。この報告はヨーロッパの8カ国を対象として含み、就職の際の差別だけでなく、教育や憎悪による犯罪について、集中的に取り上げています。

イスラムの女性は、三重の差別宣告に直面せざるをえません。彼女たちは、他の普通の女性たちが受けるのと同様の性差別の被害者となるだけでなく、さらに加えて、彼女たちの出身ゆえに、その肌の色ゆえに、さらにはそ

---

23 【原註】Intissar Kherigi を参照。彼女は、パリ政治学院で博士の学位を取得したチュニアとイギリスのハーフの研究者で、イギリスの上院議会、国連、ヨーロッパ議会で働いた経験を持つ弁護士である。インターネット上で閲覧可能な以下の論文参照。*Défis et enjeux contemporains* (現代の挑戦と争点)、2016年7月7日。

の衣服やその信仰ゆえに、人種差別と宗教的差別の被害者となるのです。

例えば、イギリスでは4人に一人の雇用者が、女性だから子どもの面倒をみたり世話をしなければならない点が厄介だという点にこだわって、イスラムの女性の雇用にしり込みします。ベルギーの44%の雇用者は、ヴェールの着用が採用者の選択の際のマイナス材料になると明言しています。フランスでは、就職の際の採用試験の結果によると、フランス語的な響きの名前の女性就職希望者と、アラビア語的な名前でヴェールを被っている女性との間には、71点の隔たりがあることが示されています。すでに職を持っている後者の女性たちの場合にも、ハラスメントや侮辱や職業的昇進の壁が頻繁に見られ、もしその女性が訴え出ようものなら、雇用者側からは、その女性を解雇する手段を見つけようとする〔ハラスメントの〕反応が返ってきます。

ベルギーやドイツでは次の点はもっと寛容な対応をしているのですが、フランスでは、国家は〔宗教に対する〕《ライシテ (laïcité)》<sup>24</sup>、つまり《中立性》について独特な解釈を採用しているので、女性は公共の領域でヴェールを着用することが許されません<sup>25</sup>。民間の分野においても、このような女性に対する同様の差別が存在しています。彼女たちには、《自由、平等、博愛》<sup>26</sup>の原則にしたがって就労可能なはずの職に、就けないという差別があ

---

24 【訳注】「世俗性」という日本語を充てることができるが、国家と宗教の関係についての特殊フランス的な観念を表す訳語として、そのまま「ライシテ」と訳すことが一般的になっているので、本論文の訳でもそれを踏襲する。なお、ライシテとは、宗教から自立した政治権力が、あらゆる宗教に対して中立性の立場に立ち、良心またはいかなる信仰の自由をも保障する考え方、あるいはそれを支える制度のことを意味する。フランス共和国では、他国に比べて、この分離を厳格に守ることがいっそう重視されている。

25 【訳注】公立学校における女子生徒のヴェール（イスラム教徒のシンボルであるヒジャブ）着用を禁じた2004年のいわゆる「ヴェール禁止法」、及び2010年の公共空間全般においてブルカの着用を禁じたいわゆる「ブルカ禁止法」を指す。なお、ブルカとは、女性のイスラム教徒が着用する、目と手の部分以外の全身を覆い、目の部分も格子状になっていて外からは窺い知れないようになっている衣服のこと。

26 【原註】《自由、平等、博愛》は、フランス共和国及びハイチ共和国のスローガンである。これはまた、フランスの様々なフリーメーソン分派のスローガンでもある。このスローガンは、1958年のフランス共和国憲法第2条に記載されている。

るのです。自身の宗教的信念と就労希望との間で難しい選択を迫られて、〔イスラムの〕女性たちは自助努力による起業へと向かうほかなく、結局それはフラストレーションや孤立となって現れることになるのです。ヨーロッパ人権裁判所は、イスラムの女性が教育の場や様々な雇用の場でヴェールを着用する権利を、これまで決して認めたことはありませんでした。

オランダでは、2015年に起こったイスラム教徒排斥事件の犠牲者の90%以上は、女性のイスラム教徒でした。フランスでは、2014年に生じたイスラム教徒排斥の暴力の81.5%は、この宗教の明らかな印となるものを纏っていた女性を標的にして行われました。

この問題を深刻に受け取る必要があります。というのも、憎悪と不寛容が政治的言説のうちにも頻繁に見られるようになってきているからです。ヨーロッパの諸政府は、民主主義と人権、平等の基本原則を尊重することをはっきりと誓約しなければなりません。

フランスの私たちが実現できていたら、特定の民族に対する憎悪を減らすことができた理念で、日本においてなら実施可能かもしれない一つの理念について、最後にお話ししましょう。それは、憎悪を押し止める教育の役割です。フランスもついに、イギリスのように、宗教学校の設立を認めるようになってしまいました。これは間違いでした。なぜなら、この政策は過激主義的な傾向の流入に道を開いてしまったからです。もし私たちが《一つの共和国＝共和国の学校》という理念を守ることができたのであれば、〔フランス国家の〕ライシテの理念はその実践において、誰にとっても同じ一つの学校という理念として実を結んだことでしょう。

このテキストを通じてお分かりになったように、移民の国フランスは、この国で生活し、働き、子どもを健やかに育てることを望んでやって来るすべての人々を、いつでも迷うことなく受け入れてきたわけではありません。しかし、それは、フランス一国だけではありません。私たちはヨーロッパを、ヨーロッパ議会の決定を、常に念頭に置かなければなりません。

《やむなくその家庭を離れることになった》女性たちを、ヨーロッパ・レ

ベルで助けなければなりません。戦争や紛争、暴力を避け、家族を守ろうとする意志を持って、女性や男性たちは自らの国を逃れヨーロッパにやって来ました。ハニーボール（Honeyball）の報告書<sup>27</sup>が強調しているように、こうした人々はそれぞれ悪戦苦闘して、旅行費用を工面し、地中海を渡って生き延び、各人の権利が保障されるはずの国にやっとたどり着いたのです。しかしながら、欧州連合の大部分の加盟国においては、こうした権利が踏みにじられているのです。男性、女性の移民たちは、一時的な逗留センターに閉じ込められ、時には、国境で入国を拒否されることすらあります。

女性たちの中にはただ一人で、あるいは多くの場合、子ども連れてやって来て、《生き延びるためのレイブ》と呼ばれる、密入国の斡旋業者による性的な暴力に晒され、売春組織の手に落ちてしまうケースがあることもしばしばです。

その後、最近になって、2017年5月に欧州連合評議会（le Conseil de l'Union européenne）は、イスタンブール条約の締結に署名しました。この条約の批准によって、加盟国はそれぞれ、自らの国の法体系の中に当該の平等の保障を組み込むだけでなく、女性に対するあらゆる暴力を犯罪とみなす義務を負うこととなります。その暴力の中には、女性性器の切除、結婚の強制、モラル・ハラスメント、中絶や不妊手術の強制が含まれています<sup>28</sup>。この条約を批准した国々はまた、政府機関やNGO、さらには国や地方自治体の機関を含め、明瞭にして連携のとれた政策を実施することによって、この種の暴力の犠牲者を守り支えることが義務づけられます。この条約は、すべての女性を適用対象としており、すべての移民女性が、この恩恵を享受することになるでしょう。希望を持つようではありませんか。

---

27 【原註】社会民主進歩同盟（S & D）に属するこのイギリスの議員は、2016年3月8日にヨーロッパ議会において、移動中及び難民キャンプにおける移民女性の支援を目的とする64の勧告を提案した。この報告は、388票の賛成によって採択された。

28 【原註】筆者は、これらに加えて、夫が妻に対して犯した罪を挙げておきたい。というのも、2019年の年初から今日までの9ヶ月間に、〔フランスでは〕103名の妻がその配偶者によって殺され亡くなっているからである。

## 5. 事例研究：居場所を求める魂(Djinn)あるいはサブリナの彷徨<sup>29</sup>

### サブリナの経歴：

サブリナは、モロッコをルーツとする、フランス生まれの24歳の若い女性です。彼女の知的な話し方には、わざとらしさがあり、話しているのは、本当にサブリナかと思わせるものがありました。彼女は、最初の面接のとき一人で私のところにやって来て、自分の不調がもう2年以上も続いていること、両親の扶養の元でもうこれ以上長く生活できないと感じていることを、話してくれました。

### サブリナの障害の始まり：恋愛対象との出会い

彼女はずっと、誰も自分に関心を向けてはくれないと信じ込んでいたのですが、大学時代の最後の年に<sup>30</sup>、同級生のフランス人の男子学生が彼女に好意を寄せるようになりました。彼女はこの男子学生と、過度に親密にならないように気遣いながら、曖昧な関係を続けていました。しかし、次第に彼に惹かれるようになり、にもかかわらず同時に彼を拒むことによって、この状態をあたかも弄んでいるかようになってしまいます。この男子学生は、彼女を自分の家に誘い、誘惑しようとしたのですが、彼女は床に転げ回って激しく抵抗しました。彼のほうは、彼女が何かに取り憑かれたのではないかととても心配になり、仕方なく付き添って彼女を家まで送り届けました。

このことがあって以来、自殺念慮が彼女に付きまとうようになりました。この最初の診療の際に、彼女は次のように私に訴えました。虚無感にすっかり囚われてしまっている、でも、自殺するのが怖いし、同時に、男子学生のことが忘れられない、もう会えないかと思うと、胸がいっぱいになってし

---

29 【原註】筆者はこの事例の詳細を以下の学会で発表した。フランス語圏国際学会《愛とブシケ：カップル、家族、集団、制度内での繋がり、の臨床的諸問題》、開催地：Hyères、2019年2月28日～3月1日

30 【原註】サブリナは、大学ではマーケティングを専攻しており、将来、〔企業の〕企画部門の責任者になりたいと思っていた。

まって、それが耐えられない、と。

## 支援

心理療法のセッションが進む中で、サブリナは自分の不安を鎮めるために、自体愛的な行動錯乱<sup>31</sup>を示すようになりました。自分が陵辱され、ひどくそのことを恥じていると語るようになり、歩行が困難になるほど、性器部分の皮膚の病変が起ってしまうまで、マスターベーションを繰り返すようになりました。

自傷性のマスターベーションだけでなく、サブリナの語る話が、妄想的で破滅的な内容になるに従って、私の不安は増していきました。自傷行為による障害のため一人では移動ができなくなって、母親がクリニックに同伴してきたその日の治療セッション中に、サブリナはトランス状態に陥ってしまいます。つまり、サブリナは私の診療室に入ってくるとすぐに、椅子から崩れ落ち、反り返って緊張で体を硬くし、動きは不規則で突然なものとなり、手足はだらんと下がり、『彼 (il) が私を殺した、それ (ça) が私を殺した。痛い。』と叫び出しました。床に横たえて首を支えてやり、水を振りかけて、やっと彼女を落ち着かせたあと、私は、民族臨床法的治療 (médiation ethnoclinique)<sup>32</sup>を実施することに決め、母と娘に、私の同僚であるモロッコ人の女性が治療の場に同席することを提案しました。

## 治療

私の同僚のモロッコ出身の心理士は、一度サブリナとその母に面会するこ

---

31 【訳註】原文は l'aberration de son comportement auto-érotique。自体愛 (autoérotisme) とは、精神分析学の用語で、以下のことを指す。「欲動 (仏 pulsion, 英 drive) が他の人物、より一般的には外部の対象に向かわずに、主体自身の身体の中で充足される性的欲動の発現形式」(R. シェママ編『精神分析事典』弘文堂、1995年)。

32 【原註】Tobie Nathan によって創始された民族精神医学とは、あらゆる治療システムを漏れなく序列も付けずに分析することを目的とした一領域で、そうしたシステムはそれぞれの知識の体系をもち、民族的、宗教的、社会的共同体に固有のものとして存在していると主張する。

とを了承しました。面接はアラビア語で行われ、〔その内容は〕即座に私のために翻訳されました。サブリナは完璧に自分の母語を話します。最初に、まず家族の祖先のことが想起されました。とりわけザウイア (zaouia) という場所への〔先祖以来の〕家族の精神的つながりが<sup>33</sup>、つまりマラブーというイスラム教信徒団に対する家族の精神的つながりが、想起されました。サブリナはこうして、自分の所属している家族集団の中にある聖性の刻印を見出していくこととなります。

彼女はまた、モロッコでバカンスを過ごした8歳のとき、まだ生後2ヶ月だった妹がザウイアに埋葬されたことを思い出しました。彼女はそれまで、そのことを一度も考えてみたことはなかったのです。

マラブーに属する家族であれば、その子孫は毎年、極めて規則正しく、その聖なる場所を訪れ、供物や動物の供儀によって敬意を表さなければなりません。

私たちは、サブリナの家族の不安定（父親の失業、男児たちの学業不振）と彼女の重篤な障害は、守護者であるこの祖先（それは彼らの共同体意識が育まれた源でもあります）との繋がりの断絶と関係があると考えました。サブリナの母が語るところによると、夫はこの場所と〔精神的に〕結びついているのですが、もう何年も訪れていません。

サブリナは、〔家族の外に向けては〕《自慢の (exposée)》<sup>34</sup>子どもでした。というのも、彼女は家族の中で最も成功した娘であり、父親の誇りでもあったからです。一方、サブリナのほうは、この家族を責め続けます。サブリナの身体がドウジン (Djinn)<sup>35</sup>によって侵入を受け、場違いな形でその表出の対象になったことから、母と娘は次のように考えるようになります。父にま

33 【原註】家族の守護者である祖先が眠る霊廟、聖人あるいは生者のカリフに与えられた力が存在する場所のこと。その力とは、治癒の力、女性の子沢山や田畑の豊穡を可能とする力、バラカ (Baraka) をもたらす力、つまり神の恩寵をもたらす力などである。

34 【原註】Nathan, T., et al., *L'enfant exposé*, La Pensée sauvage, 1989.

35 【原註】イスラム教では、Djinn とは、霊的存在のことで、その中には良きものも悪しきものもあり、時に人間に取付くことがあるとされている。

ず母国に帰ってもらい、かつてのマラブーのイスラム信徒団との繋がりを取り戻し、自分の娘の治療と同時に、家族の中の心身の不調の治療にも、母国で責任を持って当たれるようにさせたほうがよい、と。母親がサブリーナから思い起こすことになったドウジンとは、トランス状態のときや、子どもたちの学業不振など、あらゆる種類の心身の不調時に現れる霊のことです。だから、ドウジンによる憑依とは、伝統的な治療法に馴染まない医師が考えるような、精神的な病気ではなく、不快な状態に名付けするための、文化の中に刻まれた象徴的言語であり、憑依現象であり、治療的な意味をもつドラマ化<sup>36</sup>と考えることができます。

### 母国での治療

この若い女性に対しては、2年の間、どんな精神医学的治療の提案もうまくいきませんでした。私たちには明らかに、唯一、治療対象者の文化や言語、伝統的な精神療法を視野に入れた民族精神医学的なアプローチだけが、サブリーナの陥っている衰弱状態から彼女を救い出すことができるように思われました。

サブリーナは、私たちの治療セッションの後も、家庭内で別の重篤な発作を発症したため、母親はとても心配して、彼女を直接モロッコの父親のもとに送り、伝統的な療法士の治療に委ねることにしました。

ただ一人で旅立ったこの若い女性の勇気に、注目しなければなりません。というのも、私たちがその治療的介入の終わりに行った処方箋は、母と共にモロッコに赴くということでしたし、父が同席して彼女の語ることや苦しみに気をくばるとしても、現地の民間療法士のもとでの治療には危険も伴うことを、彼女も知っていたからです。サブリーナは、自分が受けた治療法について長々と語ろうとはしませんでした。フランスに戻って私に会いに来た時

---

36 【訳注】原語は *dramatisation thérapeutique*。精神分析の用語。検閲を受け抑圧された観念が、夢においてその観念を象徴するイメージへと変換されていく過程を指し、その変換自体が治療的な意味を持つとされる。

には、彼女の行動が明らかに改善していることが、見てとれました。気持ちのある種の落ち着きは目に見えるほどはっきりしていましたが、発話もあまり断片的ではなくなりました。彼女は、職を見つけることが何より大事とはっきり主張するようになりました。

## 討論

この若い女性は、私たちがいつも治療に当たっている移民階層出身の女子青年の典型的な一事例です。青年たちのある者は、学校での初期の学習につまづき、子ども期を脱する頃になると、家族や社会制度を脅かす行為へと駆り立てられていくようになります。こうした振る舞いには、両親に向けられたメッセージの意味が込められており、〔彼ら自身の〕ルーツや〔家族内の文化〕継承に関する問題提起の表れでもあるのです。そのルーツとの関係は親自身にとっても〔移住したことによって〕維持されず断たれてしまったわけなので、子どもたちはなおさら、自らを繋ぎ留めてくれるこのルーツとの関係の中に自分を組み込むことができません。なぜなら、〔彼ら自身はフランス生まれで〕どこから来た訳でもないのですから。たいていの場合、こうした子どもたちは両親が受けた教育と同じ教育を受けているわけではありません。両親がなんらかの治療を通して子どもたちを援助しようとしても、あるいはなんらかの意図をもって保護しようとしても、子どもたちはそれらを拒否します。なぜなら、彼らはフランスの学校で育てられたわけですから、こうした〔両親の〕やり方は彼らにはどれも信頼に足るものとは見えないからです。しかしながら、民族精神医学がたちに教えてくれたのは、西洋精神医学による治療が不可能な病的不調に終止符を打つためには、伝統的な文化に回帰する以外に方法はないということです。

〔民族精神医学の治療にあたっては〕仲介者的役割を担う専門家の支援が不可欠です。そこでは、心身の不調とその解決に向けて両親と子どもに対し彼らに適した一つの方向性を与えられるよう、〔両親と子どもと治療者が共に了解できる〕言語の使用が必要となります。

〔生きるための〕目標を欠き、長くそれとは無縁な状態が続いた後に、サ

ブリナはその目標を求めるようになりました。でもそれは、人生のシンプルな喜びを捨てて熱心に勉強し、良い成績を取って結婚する若い女性に、自分を似せることではなかったのです。自分を分裂状態に置いて、学業の面ではフランス人の女子学生と同じように振る舞うことができるようになったのに、サブリーナの自分らしさは次第に見失われていきました。その結果、彼女は高リスクの自己愛的な方略を用いるようになったのです。つまり、その方略の使用によって、彼女はいつも標準を上回るポジションに自分を置き、絶えず成功している自分を示さざるをえなくなっていくのです。

トビ・ナタン (Tobie Nathan; 1994)<sup>37</sup>が明らかにしたように、《移民の人々は、〔自らのルーツとの〕繋がりを失うことによって、トラウマ的親和性の強い病理に陥ってしまいます。……》その結果、そうした繋がりを探し求めることになるのですが、準拠すべき集団が欠如していれば、それは不可能な試みとなります。伝統的な治療——つまり、サブリーナが母国において家族の守護者である祖先が祀られている霊廟で受けたような治療——によって、彼女は自分の根っこにある人間的現実の中に自らを置き直すことができました。T. ナタンが明確に述べているように、伝統的な治療のおかげで、彼女は彼女自身の文化的枠組みから生まれた論理によって自らの心的機能を強固にすることができたのです。その瞬間は、彼女の通過儀礼的な誕生と見なしうるでしょう。

---

37 【原註】 Nathan, T., *L'influence qui guérit*. Paris, Éditions Odile Jacob, 1994.

訳者解題

メスマン先生の巻頭論文によせて

加藤 義信 KATO Yoshinobu

本論文の著者クロード・メスマン (Claude Mesmin) 先生の専門は、臨床心理学である。社会科学系ではない、個人の心の不調を対象とする学問に携わる先生に、今回、特にフランスの移民問題についての執筆をお願いしたのは、訳がある。

先生は1990年代から2000年代半ばまで、パリ第8大学で教鞭をとり、主に移民の子どもの発達に関する多数の著書・論文を出版して、アカデミックな分野で優れた業績を残されている。しかし、先生の場合は、教壇に立って学生に語りかける大学人としてのイメージよりも、むしろ、心理療法の臨床現場で、移民の女性たちに寄り添って彼女たちの語りに耳を傾ける実践家としてのイメージのほうが、私には強い。実際、40年以上の長きに渡る臨床活動を通じて、先生のクライアントであったのは、アフリカの旧フランス領植民地諸国からやって来た移民の女性やその娘たちである。こうした女性たちが、自分の出自とは異なる文化、異なる宗教的伝統を持つ社会の中で生きていく困難に、先生ほど生<sup>なま</sup>の形で触れてきた研究者は、フランスでも少ないのではないだろうか。

以上のような経歴に加えて、先生はパリ第8大学を定年退職後、AFFDU<sup>1</sup>

---

1 フランス大学学位取得女性の会 (Association Française des Femmes Diplômées des Universités) は、1920年に設立され、100年の歴史を誇るフランスの女性 NGO 組織。教育や雇用における女性の平等な権利擁護のために活動し、女性の高等教育就学支援の奨学金を設けたり、ジェンダー研究を中心とする学術的な機関誌を発行している。

(Association Française des Femmes Diplômées des Universités : フランス大学学位取得女性の会) の副会長兼機関誌編集長として、ジェンダーの視点から移民女性への支援の輪を広げる活動に、80歳を超えた今も尽力されている。

臨床心理学者の先生に移民問題についての執筆を依頼した理由が、もうおわかりいただけたのではないかと思います。昨今、我が国でも、政府が労働市場を本格的に外国人に開放する方針を打ち出してから、ヨーロッパやアメリカの移民問題に対する関心が高まり、多くの論文や雑誌記事を目にするようになったが、労働力として期待される大人の男性移住者を中心に問題が論じられている傾向は否めない。言葉を変えて言えば、移民女性やその子どもに焦点を当てて、そこにどのような困難が生まれるかを論じた論考は、必ずしも多くはないと言えよう。その点で、長くフランス社会の中で、個としての移民女性の内面の問題にまで関わり、彼女たちの置かれた社会的状況の改善支援にも熱心に取り組んでこられたメスマン先生には、そうした間隙を埋める役割を果たしていただけるのではないかと、私たちは期待した。

本論文は、それに応えて本誌に寄稿いただいた貴重な論考である。

論文の構成は、以下のようになっている。

第1節と第2節では、フランスにおける移民の受け入れの歴史が簡潔に要約されている。続いて第3節では、現在のフランス社会における移民の人々の多様性と、彼らが直面している困難が、概括的に整理されている。第4節では焦点が移民女性に、それもイスラムの移民女性に絞られて、彼女たちの抱える問題が論じられる。第5節では、イスラムの移民二世の女性のアイデンティティ形成の困難に関わるきわめて具体的な事例が提示される。

第1節から第4節までは、フランスの移民問題、わけても移民女性の抱える問題のアウトラインがよくわかる内容となっている。ただ、第5節に移ると、ここまでの節との間に、内容的に大きな断絶ないし飛躍を感じる読者も多いのではないだろうか。そこで第5節に関しては、若干の解説を加えておくことにしたい。

まず、第5節は、対象を捉える視点において他の節と違いのあることを指摘しておかねばならない。第4節までは、移民の人々、あるいは移民女性の人々が、複数形のマスとなって、外部からの眼差しによって捉えられている。これらの人々の問題が、社会現象の一部として、社会科学的な視点から、数値による表現も交えて記述・分析されている。一方、第5節で取り上げられるのは、移民家族の一人の娘に起こった心の内部の葛藤と病的症状の形成、そしてその治療・回復の物語である。同じ「移民」について語りながら、対象の集合性と個別性、それを捉える眼差しの外部性と内部性という点で、二つはまったく視点が異なっている。しかし、前者の中に後者は包摂されているし、後者の中に前者は反映されているはずである。ただ、それを具体的に結びつけて語ることは、一般的にいても、それほど易しいことではない。そこで、両者を結びつける補助線となる枠組みが必要になる。メスマン先生の中では、おそらくは、民族精神医学がその強力な枠組みとなっていると思われる。

メスマン先生の臨床実践は、1990年代以降、パリ第8大学内にある、移民の人々を対象とする精神治療センター（ジョルジュ・ドゥヴルー・センター：Centre George Devereux）に軸足を置いて行われてきた。このセンターは、民族精神医学の実質的な創始者、トビ・ナタン（Tobie Nathan）が主宰し、フランスにおけるその学派の拠点となっている研究・治療機関である。メスマン先生の博士論文審査も、トビ・ナタンが主査であったと聞く。

民族精神医学とは、ナタンによると、「マイノリティの精神医学」であり、フランスにおいては端的に言って、移民の人々の心の障害を理解し治療するための精神医学である。そこでは、治療対象となる移民の人々を常に二つの文化的コンテクスト——出自の文化と移住先の文化——の中で理解しようとする。そのためには、治療対象者の母語を話し、文化を理解できるスタッフを加えた治療集団が必要であり、診断・治療過程は従来の治療者と被治療者の個人面接ではなく、被治療者を加えた集団的な場において行われることが多い。また、診断・治療にあたっては、西欧近代が生み出した精神医学や精神分析の諸理論・治療技法が反省的に利用されはするが、非西欧世界の

“伝統的な”治療技術に対しても再評価と積極的な活用が図られる。

ナタンによると、移民の人々が陥る心の病の発症のメカニズムは、以下のように考えられる。移民の人々は出自の文化（家族やコミュニティ）と移住先の文化（学校や職場）の中で、二重適応を強いられ、その中で折り合いをつけながら生活している。しかし、二つの文化の価値観が二項対立的な様相を呈したり、両者が矛盾した行動規範を個人に強いる場面が前景化すると、この辛うじて保たれていた境界が揺らぐことになる。そのとき、障害が生まれる。論文の第5節の事例解釈にこの説を適用すれば、まさにイスラムの伝統的な文化の規範を内面化していながら、フランスの現代の若者文化の中でそれに距離をとって生きてきたサブリーナの心の中の境界が、恋愛対象となるフランス人青年の出現によって揺らぎ、彼女のアイデンティティ・クライシスにつながったということになるだろう。

サブリーナの心の中での二つの文化の葛藤は、第4節までに紹介されてきたフランスの移民の人々が置かれた現実——人種差別、宗教的偏見、ジェンダー・バイアス、経済格差、孤立、異なる文化的行動規範によるダブルバインド<sup>2</sup>などを、当然、その背景に持っている。第5節の事例記述はあくまで要約であるので、こうした現実をサブリーナが具体的にどのように経験したかは、詳細には記されていない。しかし、民族精神医学が治療において目指すのは、このような社会的現実が生み出す問題を織り込んだ上で、異なる二つの文化への揺らいだスタンスを再構築することであるので、メスマン先生の臨床実践の場合も、それらが踏まえられているものと考えたい。

次に付言しておきたい点は、サブリーナの治療過程に、彼女のルーツである

---

2 例えば、2004年に成立した「ヴェール禁止法」をめぐる問題をあげることができる。この法律によって、公立学校におけるイスラムの少女たちのヴェール（ヒジャブ）の着用が禁止された。彼女たちは、イスラムの行動規範に従ってヴェールを着用すれば、フランス共和国の法に触れることになり、逆にフランス共和国の法に従えば、伝統的なイスラム共同体の規範に反して行動していることになる。イスラムの少女であるがゆえに、ダブルバインド状況に置かれる理不尽がここにはある。

モロッコの伝統的な精神療法が導入されている点である。すでに記したように、民族精神医学は、移民の出自国のこの種の民間精神療法を積極的に活用することを推奨している。移民の人々の出身文化を尊重した心のケアという点では、確かに納得のいく面もあるだろう。しかし、近代西洋医学の治療法に馴染み、その科学性をあまり疑うことのない私たちの日常経験からすると、憑依や呪術的暗示などを含むシャーマニックな前近代の伝統的治療に患者を委ねることは、大きな抵抗を伴うのではないだろうか。もちろん、民族精神医学は、特定文化の内部ではなぜ伝統的な治療法が一定の効果をあげ得るのかについて、科学的な分析を試みようとはしている。しかし、力点はむしろ、近代西洋医学の立脚する暗黙の前提を自覚化し、西欧文化の基本概念によってのみ移民の人々の心の病を解釈することを避けるために、異文化の伝統的治療法への参照が推奨されているように見える。

こうした民族精神医学の治療方針に対しては、患者に移住先の社会で生きる力を与えることにならず、出身文化に押し戻すだけに終わる、という批判があるという<sup>3</sup>。治療の最終目的は、あくまで患者の健康の回復であって、西欧文化への適応ではない、と言ってしまえば、そこで話は終わってしまうが、移民の人たちの心の病からの回復とは何であるのかが、改めて問われているような気がしてならない。

第5節の事例に戻ると、モロッコでの伝統的治療を介して回復へと向かったサブリナは、果たしてフランス社会の中でこれまでとは違った生き方を模索できるのだろうか。その過程で、再び心の病に囚われることはないのだろうか。この事例を読んで、私たちには気になるところである。

第5節の事例紹介は、ある意味では、私たちにはエアポケットになっていた移民の人々の問題の一つを、気づかせてくれたとも言える。移民の人々が

---

3 以下の本の松葉祥一による「訳者あとがき」が参考になった。  
トビ・ナタン（松葉祥一・椎名亮介・植本雅治・向井智子 訳）『他者の狂気：臨床民族精神医学試論』みすず書房、2005年。

心を病んだとき、受け入れ国の日本社会はどんなケアができるのだろうか。本論文に第5節が加えられたことによって、移民の人々にも等しく現在の精神保健制度が適用されるだけに留まらず、彼らに固有の診断・治療の体系もまた必要になるであろうことを、改めて教えられたように思う。

《特集 移民とジェンダー》

## 移民受け入れとジェンダー

——在日ブラジル人の事例を中心に

The Influx of Migrants and Gender:  
A Focus on the Case of Brazilians in Japan

アンジェロ・イシ Angelo ISHI

### 1. はじめに——「移民 vs. 女性」の異なる捉え方

この度は、本誌への執筆依頼を受けて光栄であったのと同時に、果たして私で良いのかという躊躇いもあったことをまず断っておきたい。なぜならば、ジェンダーに特化した研究はしたことがないからである。しかし、編集委員会から「わが国の外国人受け入れ態勢の問題点などを、ジェンダーの視点からご執筆いただければ」というお題を頂き、かつ「論文というより啓発的なエッセーをお願いできれば、読者は移民問題とジェンダーの関わりを一層よく理解することができると思います」というお言葉もいただいたので、本稿では、私が研究して来た在日ブラジル人の事例を中心に、2019年の入管法改定や2018年末の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」にも触れながら、様々な論点や問題点を提示したい。

このテーマとの関連で私が最も違和感を抱いた点としてまず挙げたいのは、日本政府や多くの移民受け入れ反対論者が、「外国人（移民）」は「女性」から職を奪い、女性の活躍を奪うかのような存在だと言説を再生産して来たことである。

例えば国内外のメディアが大きく取り上げた、2015年9月29日の安倍首相の発言に注目してみよう。首相は国連総会出席のため、ニューヨークを訪問した際の記者会見で、欧州におけるシリア難民の流入に対して日本はいかなる対応をするのかと聞かれ、「移民を受け入れるよりも前にやるべきこと

がある。女性の活躍であり、高齢者の活躍であり、出生率を上げていくにはまだまだ打つべき手があるということでもあります」と答えたのだ<sup>1</sup>。

「移民 vs. 女性」という対立構図はあるウェブマガジンの記事<sup>2</sup>の二者択一的な見出し（「移民の受け入れか、女性の労働力か」現実を見据えた政策を）でも強調されている。同記事は「女性の社会進出による労働力の活用により、労働力の減少を補てんしようとして子供のいる女性のために保育園を増加したり、待機児童解消をめざしたりと、安倍政権下でも涙ぐましい努力がなされている」と始まり、2008年のリーマンショック前に自民党の一部の議員が提唱し、党内でも反発を食らった「移民1000万人受け入れ計画」がいかにか「しぼんだ」かを強調し、「移民をいれることによって少子高齢化による労働力不足を解決しようという政策も長年打ち出されてきた」が、「外国人を受け入れるシステムも確立していないし、国民の覚悟もできていない」と現状を分析している。そして「いずれにせよ、移民を受け入れるか、女性の労働力に頼るかの議論をしている間にも、もうすでに異文化コミュニケーション、外国人の流入は日本社会の中で始まっているのである」と締めくくる。

女性の活躍と移民の受け入れを同時に推進することは可能なはずであり、多くの論者が移民受け入れへの慎重な姿勢を正当化するための言い訳として「女性」を挙げたと考えられる。実は、興味深いことに、同じ安倍首相が2014年4月4日の政府の経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議において、「移民政策と誤解されないように配慮しつつ、女性活躍推進や中長期的な経済成長観点から、十分な監理体制下で更なる外国人材活用の仕組みについても、検討を進めていただきたい。その際、国家戦略特区の活用も含めて検討していただきたい」と発言したと、公式な議事録に記されている<sup>3</sup>。

- 
- 1 安倍首相「難民受け入れは？」と問われ「女性の活躍、高齢者の活躍が先」（Huffpost 2015年9月30日）：[https://www.huffingtonpost.jp/2015/09/30/abe-refugee\\_n\\_8219324.html](https://www.huffingtonpost.jp/2015/09/30/abe-refugee_n_8219324.html)
  - 2 Wedge Infinity 2013年11月6日：<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/3303>
  - 3 経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議における議論の概要（2014年4月22日）：<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg2/boeki/140422/item2.pdf>

この発言は、「外国人材」を受け入れることによって、(日本人の) 女性活躍が推進できるという論理構成である。報道によれば、経済財政諮問会議メンバーの民間有識者から、家事などでの外国人活用の提言があったのを受け、「女性の社会進出を促すためだとして、安倍晋三首相が家事などに外国人労働者を受け入れることを検討するよう指示した」と見られる<sup>4</sup>。

これとは全く異なる文脈で「移民」を歓迎し、別の意味で「ご都合主義的」な発想を内包するのが、ジム・ロジャーズという投資家の発言である。彼は「移民は子をたくさん作ってくれる」から女性移民の受け入れが(日本人の) 女性活躍の手助けとなると主張する。「世界三大投資家が、日本に提言する—ジム・ロジャーズ “移民が女性活躍の光に”」という記事によれば、「歴史を振り返ってみても、移民は子どもを積極的につくるため、少子化の解消にも貢献してくれるはずだ。日本人女性が子育てに積極的になれないとしても、移民の女性たちが母親になってくれる。これは日本にとって光となる」という<sup>5</sup>。

以上のように、発言者の思惑や先入観によって、「移民」もしくは「外国人材」は時には日本人女性のライバルとして敬遠され、時には日本人女性の味方として論じられてきた。これらの言説に共通するのは、移民(外国人材)の「都合」やニーズへの配慮が欠けていることだ。そしてこの無配慮ぶりは2019年の4月にスタートした外国人材の受け入れ策においても顕著である。この最新の動向については後述するとして、ひとまず私が来日して在日ブラジル人に関する研究を始めた1990年以降の調査データから、ジェンダー関連の話題や課題をピックアップしたい。

---

4 安倍首相「女性の社会進出のため、家事に外国人を」ネット上では、疑問や批判の声が相次ぐ(J-CAST ニュース2014年4月7日): [https://www.j-cast.com/print\\_window.html](https://www.j-cast.com/print_window.html)

5 President Woman: <https://president.jp/articles/woman-print/29504>

## 2. 在日ブラジル人の事例から考えるジェンダーの諸問題 ——エスニックメディアへの投稿を中心に

出入国管理および難民認定法（以下、入管法）の改定と聞いて、在日ブラジル人が真っ先に思い浮かべるのは2019年の入管法改定ではなく、外国人の中でも日本にルーツがある「日系外国人」に限って日本の労働市場のサイドドアを開いた1990年6月の改定入管法の施行である。この法改定によって、多くのブラジル出身の日系人が来日し、いわゆるデカセギ・ブームが発生した。彼ら彼女ら（以下、「かれら」と記す）の圧倒的多数は、主として製造業（自動車や電化製品の部品製造工場）で「非熟練労働者」として雇われた。その雇用形態は、人材派遣業者を介しての「非正規雇用」という、不安定な形であった。

法務省の在留外国人（旧外国人登録者）の統計によれば、2008年のリーマンショック直前までは30万人以上のブラジル国籍者が日本に在住していたが、国際金融危機と雇用危機によって数万人規模で雇い止めを食らって減少した。2018年末現在、201,865人のブラジル人が日本に在住しており、男女比率は男性109,668人、女性92,197人である。

ここでは、在日外国人（移民）全般にも通じる、在日ブラジル人をめぐる6つの論点を提示したい。

### (1) 男女間の賃金格差

1990年に愛知県豊田市で初めてブラジル人へのインタビュー調査を実施した際、同じ工場と同じ仕事内容をこなす夫婦に出会ったが、妻が「なんで夫は時給が1,000円以上で私たち（女性）が1,000円以下なのか、全く分からない、やっていることは同じなのに」と嘆いていたのが印象的であった。この頃から、多くの女性は男女の給与格差がない（もしくは少ない）、あるいは女性のほうが多く稼げて、優先される業界や職種を探し求め始めた。「月々40万円や50万円も稼げるよ」と、ブラジル人の中で最も評判になったのが、「病院ヘルパー」という仕事であった。また、まだバブル経済の名残もあり、

ゴルフ場のキャディとして高給を稼ぐブラジル人女性も少なくなかった。

## (2) 男尊女卑

1990年代前半にはエスニック・メディア（日本で発行される、ブラジル人による、ブラジル人のための新聞や雑誌）の創刊ラッシュが起こったが、東京で発行された『ジャーナル・トゥード・ベン』（*Jornal Tudo Bem*）が作文コンテストを開催し、その応募作品を基に出版した『素晴らしき夢・出稼ぎ—南米ブラジル人からのメッセージ』（柏書房、1995）には、男尊女卑に伴う苦い体験を綴った女性移民の作文が所収されている。

でも、この2年間は、決して楽しいことばかりではなかった。（中略）春日井市で働き始めて1年になるが、この職場は男性の数が圧倒的に多い。そして残念ながら、ここで日本社会のマイナス部分とも言える特徴を発見することになった。それは、男尊女卑と破壊的とも言える競争心である。この土地の男性は、一般的に外人女性に対する歪んだイメージをもっているようだ。決して趣味がいいとはいえない冗談を平気で口にするばかりでなく、人前でお金を見せびらかして下品に口説くなど、女性の人権を全く無視した言動がまかり通っている。」（愛知県在住、イエダ・フジエ・アラキの作文より抜粋）

この著書は、ポルトガル語の作文コンテストに投稿された原文とその邦訳を並べたバイリンガル構成であるが、邦訳ではオブラートになった原文の内容を直訳するならば、後半部分には「売春まで勧められた」と明記されていた。

## (3) 離散家族、重婚問題

ブラジルのアマゾン地域で、かつてはコショウの産地として名を馳せたトメアスーという日系人の移住地では、多くの既婚女性が日本にデカセギに行つて、夫と子供が留守家族としてブラジルに残るといふ家族の離散が目

立った。しかし、最も多くのブラジル人が従事していた3K（きつい、汚い、危険な）労働と称される工場労働では、男性労働者が優遇・歓迎されていたため、多くの家族では父親が日本に単身でデカセギに行き、母親と子供がブラジルに留守家族として残るといったパターンが多かった。

他方、在日ブラジル人向けのメディアに掲載される記事や求人広告、さらには読者の投書でも、日本にデカセギに行って音信不通になった夫を探しているという妻たちの悲鳴が頻繁に文字になった。日本で発行された最初の商業的なポルトガル語新聞（週刊紙）である *International Press* は、1993年に読者の投書をテーマごとに分類した単行本をポルトガル語で出版し（*A quebra dos mitos*）、翌年にはそれを邦訳した日本語版（『期待はずれのニッポン—投書に見る在日ブラジル人の声』インターナショナルプレス新聞社）を出版した。その第4章「言語・教育・家族」には、1993年10月号の紙面から、埼玉県在住の S.Y. という読者の声が掲載されている。

「出稼ぎ」は、ブラジルに家族を残し、生活水準向上のための資金を祖先の地に探しに行く冒険者です。（中略）第一の問題は、単身で出稼ぎに来ている男性がこちらで愛人を作り、ブラジルに残してきた家族のことは結局放ったらかしにしてしまうケースがかなり多いということです。（以下、省略）

同書には、1992年10月のブラジル在住の P.S. さんの次の投書も掲載されている。

夫（R・S）の消息がもしかしてわかるのではないかと思います、この手紙を書くことにいたしました。私供は結婚して8年たち、娘が一人おります。夫は4年前に日本に働きに行き、そのまま今日になるまで戻ってまいりません。

心配しておりますのは、この1年2カ月というもの、通信が途絶えているということです。夫は電話もかけてこず、手紙1本寄越しません。

私はもう夫に連絡する方法もないのです。現在の住所がわからないのですから。だいたいからしてどこの街に住んでいるかさえわかりません。

日本から戻ってきた友人や一緒に働いていた人たちに夫のことを尋ねましたが、どうもはかばかしい返事が得られません。はっきりしたことは知らないのかもしれませんが、知っていても教えてくれないのかもしれないかもしれません。

今、私は途方に暮れています。娘に父親のことを聞かれたら、なんと答えたら良いのでしょうか？　こういう状況にいるのは私だけではないことは知っていますが、とても悲しく、不安で、すっかり気落ちしています。(以下、省略)

出身国に家族を残しながら、日本での恋愛や新たな家族形成に関する話題は後を絶たず、ブラジル人の間でも、そういう行動を取る同胞の倫理観の欠如や無責任ぶりを非難する声がエスニック新聞の投書欄でも目立った。しかし、単身の男性労働者を求める労働市場の構造を問題視する読者は皆無に等しかった。

#### (4) LGBTQ たちの悩み

ジェンダーといえば、女性移民を連想する者が多いが、LGBTQ の移民は忘れられがち（不可視になりがち）な、二重のマイノリティである。私は1996年から3年間、前述した『ジャーナル・トゥード・ベン』(*Jornal Tudo Bem*) の編集長を務めたが、同紙で最も反響を呼んだ欄の一つが *Desaparecidos* (行方不明者探し) の欄であった。夫を探す妻の「尋ね人」投書が大多数を占めたが、音信不通の息子を探す親の投稿も少なくなかった。日本で親から身を隠していたある20代男性が「尋ね人」の投稿を見て、編集部には連絡を入れ、事情を打ち明けてくれたが、自分の性的指向を親に打ち明けることができずに悩んだ挙句、親元を離ればこの重圧や束縛から解放されると信じて、日本へのデカセギを決心したという。この証言をきっかけに、私たちが取材したところ、同様の境遇の人々が少なくないことが分

かった。

前述の『期待はずれのニッポン』には、「同性愛」という見出しの投書も所収されている。その一部を引用する。

私は27歳の男性で日本に来て4年になります。読者のA・Yさんから投書を読み、本当にその通りだと思いました。かれと同じように私も愛情や思いやりに飢えているからです。ただし、私の場合は自分の性的指向のために（中略）ときどき、辛いと思うこともあります。でもなんとかやっていくことを学ばなくてはならないと思っています。（中略）障害物だらけの道程ですが、いつかきつと成功してみせると決心しています。同性愛者であることは罪ではありません。意志もあれば願望もある人間、そして何よりも感情を持つ一人の人間なのです。（C・K、神奈川県、94年2月）

2008年には日本ブラジル移民百周年記念を機に、ブラジルのメディアで在日ブラジル人に関する特集記事も多く掲載されたが、その中にもLGBTQに関する記事があった。「ブラジル人たちは日本のほうがゲイとして生きやすいという」（*Brasileiros dizem que é mais fácil ser gay no Japão*）という見出しで、その一部を邦訳すれば、概ね次のようになる。「多くのブラジル人の同性愛者にとって、日本は避難所である。かれらは家族や隣人や知人などから遠く離れた場所で、同性愛者であることをカミングアウトしている。」<sup>6</sup>

経済的な動機で国外移住を図る者にとっては国際移動に伴う社会関係資本の喪失は移住先でのハンディキャップになりがちだが、これらのセクシュアル・マイノリティにとっては、渡日は人間関係がリセットできるという点に

---

6 G1サイト2008年6月8日：<http://g1.globo.com/Sites/Especiais/Noticias/0,,MUL488750-9980,00-BRASILEIROS+DIZEM+QUE+E+MAIS+FACIL+SER+GAY+NO+JAPAO.html>

において好都合だったのだ<sup>7</sup>。

### (5) 夢はサッカー選手かトップモデル？

在日ブラジル人の児童が目指す「大人になったら就きたい職業」として不動の人気を得てきたのは、男の子ならプロサッカー選手、女の子ならトップモデルで、ジェンダーによってはっきり分かれている。私は在日ブラジル人に向けて執筆や講演ができる度に、これらの職業は何れもごく一握りの人しか夢が叶わない狭き門であると警鐘を鳴らしてきた。また、何れも大学進学を前提としない職業選択・キャリア戦略という点が危うい。興味深いことに、「なでしこジャパン」（女子サッカーの日本代表チーム）が活躍し、女子サッカー選手が日本で憧れの的になったにもかかわらず、娘をサッカー選手に育てたいと言う在日ブラジル人の保護者にいまだ出会っていない。

ブラジル人女性の多くがモデルを目指すのは、ブラジル出身のトップモデルであるジゼルを筆頭に、多くのモデルが世界各国で名声を浴びていることに起因する。在日ブラジル人コミュニティの中で最も人気のあるイベントの一つはミスコンテストであるが、これらのイベントは、若年層のブラジル人女性をモデル会社にスカウトする／される場として機能して来た。

### (6) 「階級」あるいは「階級意識」という視点

在日ブラジル人をジェンダーの視点から捉える興味深い研究として、コミュニティでのメイクアップ講座の人気上昇や、メイクアップ・アーティストを目指す女性たちに関する研究が挙げられる（渡会 2016）。渡会は「消費」と「幻想」の概念を用いながら、「ジェンダー」を「人種」、「ナショナリティ」、そして私が重視する「階級（階層）意識」と繋げて分析している

---

7 なお、デカセギでブラジルから来日した両親に連れられて2歳から日本で暮らす日系ブラジル人3世、バイセクシャルでタレントの大島薫の事例も注目に値する。私は2018年にゼミ生の卒業論文指導をきっかけに、学生と一緒に大島さんをインタビューしたが、彼女は「レインボーじゃダメなんですよ。混ざり合わないといけないんです」という持論を展開した。

(在日ブラジル人を階級という視点で捉えた Ishi (2003a)、および中産階級の夢追いをセールスポイントにしていた保険ビジネスの事例を考察した Ishi (2003b)などを参照されたい)。渡会は日本に住むブラジル人女性の間でのメイクアップ講座の受講が日本社会で位置付けられている「非熟練労働者」としてではなく、ブラジル社会の「中間層」の意識をもって生活したいと願う中で促されていたと指摘した上で、次のように締めくくる。

日本で消費をすることとブラジルでの消費の意味の交錯が結果としてブラジル人女性の生活世界の意味を「メイクアップ」、見かけ上は埋め合わされたものにしてしまうことにより、彼女らが日本の雇用環境の変革を求める声をあげることもない。消費の面では社会に包摂されていても、社会的には排除されている。同様の境遇にある日本人との連帯の可能性も低く、ブラジル人と日本人が共に夢を描くことができる日本社会の実現に向けての策さえたてられない。彼女らの幻想を「トランスナショナルな世界の構築」と語ることもまた、日本の外国人施策が内包している問題を一層不問にしてしまう。(渡会 2016: 116)

とりわけ最後のフレーズは多方面(多様なアクター)に対して議論や意識変革(そして施策や政策の改善)を促しており、注視したい。

### 3. 新たな入管法改定とジェンダーをめぐる論点

ジェンダーの視点から日本における移民を考える研究や論考で私が把握できているのはごく限られた本数に過ぎないが、本節では最も注目した論点をいくつか紹介したい。また、2019年の4月に施行された入管法改定に伴う問題点や、政府が打ち出した外国人材との共生のための総合的対応策の注目点を挙げたい。

### (1) 特定の仕事に就かされる女性移民たち

まず、『ジャーナリズム』2019年5月号に掲載された「彼女たちの働き方と働かされ方—ジェンダーから見た移民女性」（稲葉・高谷 2019）は、このテーマに関する重要な論点を要領良く網羅している。例えば日本に移住した女性たちの経済依存とDVの問題や、私が重視する「階級」にも目配りをし、階層移動ができた女性たちの少なさを指摘している。また、日本に暮らす外国籍人口を国籍別で見ると、中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジルの順に多いものの、国籍別人口のジェンダー比に着目すると違う姿が見えてくると指摘している。「在留数1万人以上の国・地域では、上から順にタイ、フィリピン、台湾となり、それらの女性比率は60～70%である。これらの国・地域出身の女性は、80年頃から2000年代にかけて性産業で働くことが多かった」という。

あまり話題にならないが、実は日本に住むブラジル人の中でも、決して少なくない人数の若年層女性が愛知県や群馬県など（そして東京）でホステスなどの性産業に従事している。これはエスニック・メディアに掲載される求人広告でも容易に確認できる。とりわけ日系と非日系の間で生まれた「混血」のブラジル人女性が望まれているとも言われる。そしてそれは、前述した日本のモデル業界という労働市場で求められている「美女像」と不気味なほど、根本的な部分で共通している<sup>8</sup>。

周知のとおり、入管法改定の目玉は、新たな在留資格である「特定技能1号」および「特定技能2号」によって、より多くの外国人労働者を受け入れることにある。受け入れが想定される業種の大多数は1号に該当し、その在留資格は最長5年の期限付きである。そして熟練した技能が要求される分、資格更新に上限が設けられていない「特定技能2号」は業種が限られている。そして「介護」を除けば、新たな「特定技能」で想定される「外国人

---

8 これは日本特有の問題ではないことも記しておこう。私は世界各国に移住した「在外ブラジル人」の国際比較も試みたが、イタリアやスペインなどでは、性産業に従事するブラジル人の女性やトランスジェンダーが多いことが確認できた。なお在外ブラジル人については、イシ（2011）やイシ（2018）も参照されたい。

材」の大多数は「男性」であり、かつ「家族を出身国に残したまま、数年間だけ日本で労働者として滞在する人々」である。

また、「特定技能をめぐる低調な議論のなかでも、移民のジェンダー的側面はとりわけ議論が低調どころか、完全に無視されてきた。(中略) これは、家事労働者や結婚移民などとは異なり、「労働者」としてジェンダーを問わず受け入れるようにみえるからだろう。しかし、実際の労働市場にはジェンダーによる不平等な分業が存在し、移民受け入れは不平等をしばしば拡大する結果をもたらす」という指摘もある(稲葉・高谷・樋口2019)。

例えば、「国籍別日本人女性との結婚比率」と「自営・役員比率」の相関関係に着目して、「来日当初から国籍を介した男女間格差が存在するだけでなく、日本に住み続けることで派生する格差もまたジェンダーによる刻印を受けている。」(稲葉・高谷・樋口2019: 45-46)。つまり、日本人女性と結婚する比率が高い国籍集団ほど、自営・役員になる比率が高いということである(ちなみにブラジル人はその比率が10%以下で低い)。

## (2) 「家族の帯同」を許さない制度

1990年以降、日系2世や3世に対しては、活動に制限のない在留資格が付与されたが、日系4世が(未成年で扶養家族である場合を除き)同様の条件で来日できないため、「日系4世」ビザの新設を求める声が年々高まってきた。これに応える形で、2018年にいわゆる日系4世ビザが新設されたが、その極めて厳しい条件(年齢制限: 18~30歳、滞在期間の制限、家族の帯同禁止、そして自分自身でビザ申請ができず「受け入れサポーター」に依存しなければならないという設計)は潜在的な申請者を失望させた。結果、同ビザによる来日者数は極めて少ないのが現状である。

中でも理不尽なのが、配偶者や子が同行できないというルールである。家族の帯同は何も人道主義的な観点から望ましいという話に留まらない。そのほうが移民の社会統合や職場での生産力向上にも好都合であるということに気づかなければならない。おそらく家族の帯同を禁じている理由は、「労働者なのだから仕事に集中してもらいたい」、「妻や子供など連れて来られる

と、教育などの対応が発生して困る」という単純かつ貧しい発想からであろう。しかし、家族が来日したほうが、労働者は精神的に安定し、病気の発生率は低下する。それこそ、仕事にもっと集中できる。家族を母国に残していれば、日本で稼いだお金は「送金」という形で海外に流出してしまうが、日本で同居していれば、国内でその金を消費し、内需拡大にも繋がる。これは何も私の空想ではなく、制度設計者が日系人の事例を教訓にすれば、実証済みの傾向である。1990年代に来日したパイオニアたちは単身での渡航が多く、食費も切り詰め、贅沢を惜しんで貯金ばかり追い求めたために、身体も心も壊れた人たちが続出した。あの頃、最も儲かった業界は国際電話会社だ。家族を呼び寄せる人が増えるにつれて、日本での日常生活は安定し、人生で最も大きな買い物である住宅を日本で購入する人が増えた。よって、多くの地域では、ブラジル人は不動産業界（および建設業界）を活性化させる重要なプレイヤーになったのである。地域社会においても、子供を介して日本人とブラジル人の接点が生まれたという体験談は山ほどある。痩せ我慢を強いるのではなく、ウィンウィンの関係を目指す足し算や掛け算の論理が必要である（イシ 2019）。

2018年の日系4世ビザの条件に続き、新設された「特定技能1号」に対しても課せられた「家族の帯同」禁止は、（日本の労働市場で求められる労働者がジェンダー面では男性に偏っている以上）、夫婦を引き裂き、夫が日本、妻と子がブラジルという離散を強いることに繋がっている。日系4世に対しても、特定技能1号に対しても、「家族の帯同」禁止を見直すべきであろう。

### (3) 総合的対応策への期待と不安

入管法改定が女性移民の潜在的な新規来訪者を「冷遇」しているのに対して、法改定をきっかけに打ち出された「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」は、すでに日本に在住する女性移民にとって頼もしい施策を数多く想定している。不安があるとすれば、どのくらいこれらの施策が存分に実行されるかである。

2018年末の対応策の文面を読めば、「外国人が、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう……」（3頁）、「特に、医療、保険、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス……」（4頁）、「外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保険・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう……」（7頁）などが挙げられている<sup>9</sup>。

また、2019年6月に公表された同対応策の「充実」という公文書では、次のような新規施策が目を引く。

- ・「母子健康手帳の多言語化：外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、母子保健の入り口である母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について調査研究を行う。〔厚生労働省〕」
- ・「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に係る取組事例の把握・共有：調査研究を実施し、外国人比率の高い地方公共団体を中心に、市町村や保育所等における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集、ヒアリング等を行い、地方公共団体における外国籍等の子どもの受入れの支援体制を把握するとともに、保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応について取組事例を収集し、好事例等の横展開を行う。〔厚生労働省〕」

他にも、「保育所等における外国籍等の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、地方公共団体に改めて周知を行い、保育所等において、外国籍家庭などに対する適切な支援が行われるよう要請する」、そして「放課後児童クラブにおいて、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう要請する」ことなどが挙げられており、日本で仕事と子育てを両立する女性移民を視野に入れた施策が複数に及ぶ。

---

9 <http://www.moj.go.jp/content/001297383.pdf>

#### (4) おわりに——意識啓発の必要性

2011年の東日本大震災は、移民をめぐる諸課題が（ジェンダーをめぐる課題を含め）災害時という非日常の場面においてより強烈に顕在化することを見せつけた。例えば宮城県仙台市に在住する李は、結婚移民による「外国人花嫁」や「多文化ファミリー」の苦悩を論じた。以下はその引用である。

……今回の震災は、日本人の家族を置いて一人で逃げた「外国人花嫁」に対する「多文化ファミリー」内での裏切り感や地域の戸惑いという見えない爪痕も同時に残している。すでに戻ってきた、あるいはこれから戻ってくる結婚移民女性達もしばらくは、後ろめたさを背負わなければならないのかも知れない。（中略）今回の震災を教訓に、結婚移民女性を受け入れる家族や地域では「多文化ファミリー」としてのトランスナショナル性を議論し、その認識を広げる必要があるだろう。（李 2012: 73）

李は東日本大震災で帰国避難を決めた「外国人花嫁」を、ただの「自己中の妻」としてみることだけは避けておきたいとも訴えているが、さて、このような誤解あるいは無理解を無くすにはどうすれば良いのだろうか。私が構成員の一人として参加した2005年度の総務省による「多文化共生を推進する研究会」以来、一貫して主張してきたのは、大々的な地域住民の意識啓発である。総合的対応策でも「啓発活動等の実施」という項目が設けられ、様々な具体策が挙げられているのは評価できるが、スケールにしても内容にしても不足感が否めない。より大胆かつ継続的な啓発キャンペーンがない限り、一般市民の間での「外国人の気持ちの理解」、そして前述した被災花嫁を例に取っても、「彼女たちの立場になってみたら、物事がどう見えてくるか、どう感じるだろうか」という想像力がなかなか働かないだろう。

複数の論者が指摘して来たように、移民は重層的な差別や不平等に直面する場合が多く、その対策には複眼的かつ多面的なアプローチが必要であろう。

謝辞 本稿の執筆にあたって用いたデータの一部は、平成31年度科学研究費事業の基盤研究(B)(課題番号18H00934、研究代表:イシ アンジェロ)による助成、および同年度の武蔵大学総合研究所プロジェクト助成金によって得られた。

#### 引用・参考文献

- Ishi, A. (2003a) “Searching for Home, Wealth, Pride, and “Class”: Japanese-Brazilians in the Land of Yen,” Lesser, J. (ed.) *Searching for Home Abroad: Japanese Brazilians and Transnationalism*. Duke: Duke University Press. pp. 75–102.
- Ishi, A. (2003b) “Transnational Strategies by Japanese-Brazilian Migrants in the age of IT,” Goodman, R. et al. (eds.) *Global Japan: The experience of Japan’s new immigrant and overseas communities*. London: RoutledgeCurzon. pp. 209–221.
- イシ, アンジェロ (2011) 「在外ブラジル人としての在日ブラジル人—ディアスポラ意識の生成過程—」日本移民学会編の学会創設20周年記念論文集『移民研究と多文化共生』御茶の水書房 pp. 231–251。
- (2018) 「在日ブラジル人/デカセギ移民—帰国支援事業の受給者に着目して—」日本移民学会編『日本人と海外移住』明石書店 pp. 215–234。
- (2019) 「移民をチーム日本に迎えるには 在日ブラジル人1世の提言」『ジャーナリズム』2019年5月号 朝日新聞社 pp. 4–11。
- 李善姫 「「多文化ファミリー」における震災体験と新たな課題—結婚移民女性のトランスナショナル性をどう捉えるか—」駒井洋監修, 鈴木江理子編著『東日本大震災と外国人移住者たち』明石書店 pp. 56–74。
- 稲葉奈々子・高谷幸 「彼女たちの働き方と働かされ方—ジェンダーから見た移民女性—」『ジャーナリズム』2019年5月号 朝日新聞社 pp. 52–59。
- 稲葉奈々子・高谷幸・樋口直人 (2019) 「ジェンダー—格差是正のための政策にむけて—」高谷幸編『移民政策とは何か—日本の現実から考える—』人文書院 pp. 40–59。
- 渡会環 (2016) 「メイクアップされるブラジル人女性の生活世界」河合優子編『交錯する多文化社会』ナカニシヤ出版 pp. 84–118。

#### 引用・参考ウェブサイト

脚注を参照のこと。

# 移民社会における外国人の 受入れ・共生のための具体的教育施策の提案

——SDGsの達成をめざして

Practical Education Systems and Inclusion of Immigrants  
in Diversity Focused Societies: Implementation of the SDGs

小島 祥美 KOJIMA Yoshimi

## 1. はじめに

日本に暮らす外国人住民の数は過去最高を記録した。法務省の統計によると、2019年6月末現在の在留外国人数は280万人を超え、この10年間で約75万人も増加した。「世界第四位の隠れ移民大国」（出口ら2018）の日本という現実だが、日本の公教育においては外国人をいまだ就学義務の対象としていない。就学義務は親が子どもを学校に通わせる義務であるが、子どもの立場からすれば、就学義務の確立によって、自らが教育を受ける権利が制度的に保障されることになる。

このような現状のなか、2019年4月に外国人労働者の受入れを拡大する出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）が施行した。これにより今後の外国人住民の増加が見込まれ、2019年6月には文部科学省から「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告書」（座長・副大臣）が発表された。これは、外国人の受入れに関する教育環境整備について新たに取るべき施策を取りまとめたものである。この報告書の冒頭では、基本的な考え方として外国人との共生を進める意義を次のように説明する。

外国人の受入れ・共生は、我が国に豊かさをもたらすものであり、外国

人が日本人とともに今後の日本社会を作り上げていく大切な社会の一員であることを認識し、日本人と外国人がともに尊重し合い、さまざまな課題に対して協働していくことのできる環境を構築することが重要である（文部科学省 2019a: 2）。

本稿では、この文部科学省の基本的な考え方を支持し、外国人を「大切な社会の一員」とするための改善すべき問題点と具体的な教育施策を提案したい。外国人の不就学問題は、就学義務がないとする法解釈に起因するが、悠長に法解釈の議論をしている場合でないことが、国が2019年9月に発表した外国人の子どもの就学状況調査（以下「国の就学調査」）で明らかになった。これは、国が初めて全国の外国人の就学状況を把握した調査である。この調査で、学齢期である外国人の子ども（約12万人）のうちの約6人に一人が学校に通っていないことがわかったのだ（文部科学省2019b）<sup>1</sup>。日本に暮らす外国人の子どもは、「小学校に通っていない子どもの割合が世界で最も高い地域のサハラ以南のアフリカ地域」（日本ユニセフ協会2019）と同じ状況に置かれていることを示す。そして、この不就学状態の外国人の子どもたちのなかには、ジェンダーの違いで学校に通えない存在も明らかになってきている<sup>2</sup>。

この由々しき事態を放置することは、国際社会での共通目標として2015年9月に採択されたSDGs（持続可能な開発目標）とは真逆の方向であるだ

---

1 国の就学調査は、全国の市町村教育委員会を対象に行われ（調査基準日は原則として2019年5月1日）、学齢相当の外国人の子ども（124,049人）のうち、就学が101,399人（義務教育諸学校96,395人、外国人学校等5,004人）、就学以外が22,701人と発表された。

2 例えば、朝日新聞とYahoo! ニュースによる連携企画「となりの外国人」は、「『女の子は学校行かなくていい』日本に暮らす外国人の子ども『檻』から上げた声、家庭に介入しにくい風潮、今も」というタイトルで、ジェンダーの違いで不就学状態の子どもの存在を報道した（2019年12月18日に発信）。筆者はこの報道記事の取材に協力し、コメントも一部掲載されている。

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191218-00010001-withnews-soci&p=1>

ろう。「誰ひとり取り残さない」を理念とした SDGs の達成をめざす今日において、日本に暮らすすべての人に対して国際社会に恥じない姿勢で教育施策を行うことは必須である。とりわけ、世界人権宣言は、すべての子どもが義務としての初等教育を無償で受けられなければならないとしている。よって、国籍や年齢によらずすべての子どもに教育への権利を保障することは、国の責務であると解釈できる。すべての子どもに教育への権利が保障されなければ、教育でのジェンダー格差をなくすことをめざすことはできない。

したがって、本稿では緊喫の課題として「教育への権利の保障」と「高校進学のための機会確保」の2点に絞り、その問題点と外国人の不就学問題の解決に向けた具体的な教育施策を述べていく。

## 2. 教育への権利の保障

### (1) 外国人の就学扱い

近年の外国人の不就学問題は、1980年代のバブル景気による労働力不足が大きく関係する。この対策で1989年に入管法の一部が改正されることで、日系人の日本での就労が自由化され、家族とともに日本で暮らす南米出身の外国人が急増した。その結果、日本の公教育において日本語指導が必要な外国人児童生徒も激増し、各地で「問題視」されるようになった。

だが、現在の日本における外国人の教育をめぐる争点の多くは、第二次世界大戦直後の在日コリアンの教育をめぐるダイナミックな動きのなかで形成されたものである（小島 2016）。そのため、外国人の就学扱いを考えるにあたっては、改正入管法施行の翌1991年1月に開催された日韓外相会談での日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書が重要となる。なぜならば、文部省初等中等教育局長は同月30日付で通達（文初高第69号）を出し、「在日韓国人以外の日本国に居住する日本国籍を有しない者」を在日コリアンに「準じた取り扱いとする」とことと明文化したからである。これは、サンフランシスコ講和条約に基づく在日コリアンに対する就学の解釈、すなわち日本の学校への就学義務は負わないという解釈が、「在日コリアン以外の外

国人」についてもそのまま運用されることを意味する。

よって、外国人の就学扱いは、在日コリアンに限定されるものでも、1990年以降に増加したニューカマーに限定されるものでもなく、すべての国籍の外国人が同様の扱いであると解釈できる。その証拠に、文部省初等中等教育局長等を歴任した鈴木勲氏は、編著『逐条学校教育法』で「外国人（日本国籍を有しない者）に対する義務教育の実施については、憲法上及び学校基本法上要請されておらず、本条についても、外国人には及ばないものと解されている。したがって、日本国内に居住する者であっても、その者が外国人である限り、その子を小・中学校等に就学させる義務は生じない」と解説する。そうした立場は、安倍晋三首相の国会答弁でも「いずれにせよ、義務教育については、外国人の子弟の方々が義務教育を希望されれば、当然、日本国民と同じようにその機会を現在保障している、このように承知をしている次第であります」とある（2006年12月13日、衆議院・教育基本法に関する特別委員会にて）。

つまり、国は外国人の就学を「恩恵的」な形でしか許可しておらず、親あるいは保護者が就学手続きをしないかぎり、その子どもは不就学状態におかれてしまうのだ。「恩恵的」な形での就学であるため、学齢期の子どもが自ら小中学校を退学することも、学校を退学させられることもある（小島2016）。その証拠に、言葉の壁やいじめなどの様々な理由で一定期間の欠席する外国人の子どもに「不登校」を認めず、学校長の判断で退学届の提出を求めることもある<sup>3</sup>。

以上から、学齢期の外国人の子どもの教育への権利を守るため、国と自治体が早急に取り組むべき4点を述べたい。

---

3 例えば、公立中学校に在学中にさまざまな理由から不登校状態になった在日韓国人4世の中学生に対して、学校長が「在日外国人には就学義務がないから」と保護者に退学届を提出させていたことから、保護者とその子どもは「教育を受ける権利を喪失させられた」として京都市を相手取って国家賠償請求訴訟を起こしたという事例がある（2006年6月21日民団新聞）。

## (2) 解決策の提案

1点目は、自治体での外国人の教育に携わる業務を「職務」と位置づけることである。国の就学調査では、各種規定の整備状況も把握された。その結果、教育委員会の事務組織に関する規則における「外国人の子どもの教育」に関する分掌規定の明示について、全体の92.3%が「明示していない」こと、地方公共団体の規則等における外国人の子どものに係る就学案内や就学に関する手続等に係る規定の状況についても、全体の96.3%が「規定していない」ことが明らかになった。つまり、国が外国人を就学義務の対象にしていないことで、大多数の自治体では外国人の教育に携わる業務が各種規定に明文化されておらず、外国人の教育に携わる業務は職務になっていない現実を如実に示す。よって、すぐに国はすべての自治体で各種規定化を促進し、各自治体では外国人の教育に携わる業務を「職務」と位置づける規定づくりを早急に行うべきである。

2点目が、各自治体での外国人の子どもについての就学手続の義務化と学齢簿の作成である<sup>4</sup>。国の就学調査では、自治体での就学状況把握の困難な状況も把握された<sup>5</sup>。それらを見ると、「外国人に就学義務が無いことから、各家庭に踏み込んでの説明は難しい」などの法的根拠の不存在、「保護者から『日本の学校に通わせるつもりはない』と申し出があった場合は、就学させていない」などの保護者から理解を得ることの難しさ、「外国人の出入りが多く、就学状況の把握に大変苦勞している」などの出入りの多さに伴う困難を主な理由としていた。したがって、自治体での外国人の教育に携わる業務を位置づけた規定づくりでは、すべての外国人が就学手続きを行うことができるための手順と、外国人の個別の就学異動が把握できる学齢簿の作成方法

---

4 『読売新聞』(2020年1月6日)は、国が2020年度から小中高校への就学を包括的に支持する方針を固めたことを報道した。その方針のなかで、「支援となる子供の『学齢簿』やそれに準じた名簿を作成」も挙げられた。

5 国の就学調査に関する補足資料が、2019年12月17日に開催された外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(第7回)で公表された。自治体での就学状況把握の困難な状況は、参考資料1からの抜粋である。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/151/shiryo/1422838\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/shiryo/1422838_00001.html)

の明文化が重要である。外国人の就学方法の取り扱いについては、各自治体での「重国籍者の就学義務の猶予免除」に準じた方法であれば、窓口業務での対応に困難は伴わないだろう。

3点目が、文部科学省が実施する「学校基本調査」の項目の改善である。かつて1956年度から1970年度の間は、当時の文部省では国籍別で外国人児童生徒を把握していたが、1973年度からは現在の形態、すなわち外国人児童生徒数の学校種別総数のみ（2019年度の調査では17番目）となった（小島2016）。国が統計で詳しく見えない存在にしたのは、「恩恵」として通学を容認されている外国人児童生徒に対して、特別な施策は必要ないという考え方の表れとも考えられる。そのことは、今日の学校現場にも同様の考えがあるように思わざるを得ない。なぜならば、学校基本調査で明らかになった公立小中学校における「外国人児童生徒数」と、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査の日本語指導が必要な「外国籍の児童生徒数」とでは、「外国人」の把握が大きく異なるからである。

平成31年度学校基本調査の手引きによると、『『外国人』とは、日本の国籍を持たない者です。なお、日本と外国の両方に国籍を有する者は日本人とします』と示されていることから、学校基本調査での「外国人児童生徒数」は、「外国籍」の児童生徒を示すと考えられる。だが、実際の学校現場での「外国人児童生徒」の把握は、曖昧であるようだ。表1は、文部科学省が行った2つの調査について、都道府県別に比較したものであるが、日本語指導が必要な外国籍生徒数が100%を超えている自治体（奈良県、徳島県、宮崎県）があることがわかる。よって、毎年行われている学校基本調査ではかつてのように国籍別に外国人児童生徒を把握することで、「外国人児童生徒」に対する現場での理解の改善につながるだろう。

4点目が、文部科学省が実施する「不就学学齢児童生徒調査」の項目の改善である。現在は、調査票の補注1で「外国人は対象から除外する」と明記されている。よって、この調査の対象に「外国人を含む」ことで、外国人児童生徒の不就学学齢児童生徒の実態が把握されることになる。すなわち、この調査票の補注2の言葉を用いると、小・中学校等に在学する「外国人の学

移民社会における外国人の受入れ・共生のための具体的教育施策の提案

表1 2018年度 公立小学校・中学校 都道府県別 外国人児童生徒数<sup>\*1</sup>および  
日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数<sup>\*2</sup>の比較(人) 出典：文部科学省調査より小島作成

	小学校			中学校		
	総数 a	うち日本語指導 b	b/a	総数 c	うち日本語指導 d	d/c
合計	59,094	26,316	44.5%	23,051	10,260	44.5%
北海道	351	88	25.1%	82	19	23.2%
青森県	45	22	48.9%	18	9	50.0%
岩手県	30	10	33.3%	13	4	30.8%
宮城県	159	76	47.8%	66	28	42.4%
秋田県	33	24	72.7%	12	7	58.3%
山形県	70	20	28.6%	42	14	33.3%
福島県	138	57	41.3%	49	13	26.5%
茨城県	1,679	813	48.4%	691	268	38.8%
栃木県	1,066	554	52.0%	478	129	27.0%
群馬県	1,977	873	44.2%	835	258	30.9%
埼玉県	5,052	1,559	30.9%	1,675	478	28.5%
千葉県	3,625	1,120	30.9%	1,280	419	32.7%
東京都	9,793	1,857	19.0%	3,131	1,027	32.8%
神奈川県	5,439	2,845	52.3%	2,165	964	44.5%
新潟県	167	93	55.7%	80	41	51.3%
富山県	441	247	56.0%	181	84	46.4%
石川県	210	102	48.6%	64	16	25.0%
福井県	266	111	41.7%	129	28	21.7%
山梨県	452	260	57.5%	208	59	28.4%
長野県	967	342	35.4%	459	114	24.8%
岐阜県	1,816	994	54.7%	799	409	51.2%
静岡県	3,277	2,107	64.3%	1,485	712	47.9%
愛知県	8,746	6,146	70.3%	3,691	2,462	66.7%
三重県	1,943	1,447	74.5%	863	565	65.5%
滋賀県	993	817	82.3%	417	356	85.4%
京都府	714	155	21.7%	302	59	19.5%
大阪府	4,135	1,309	31.7%	1,817	918	50.5%
兵庫県	1,837	659	35.9%	689	225	32.7%
奈良県	213	100	46.9%	70	103	147.1%
和歌山県	40	10	25.0%	18	6	33.3%
鳥取県	50	12	24.0%	30	14	46.7%
島根県	138	115	83.3%	61	48	78.7%
岡山県	215	82	38.1%	88	19	21.6%
広島県	971	388	40.0%	413	138	33.4%
山口県	113	75	66.4%	20	18	90.0%
徳島県	45	35	77.8%	6	7	116.7%
香川県	211	94	44.5%	93	49	52.7%
愛媛県	118	32	27.1%	42	10	23.8%
高知県	33	12	36.4%	13	8	61.5%
福岡県	928	333	35.9%	306	74	24.2%
佐賀県	63	25	39.7%	19	6	31.6%
長崎県	39	19	48.7%	19	6	31.6%
熊本県	145	55	37.9%	40	23	57.5%
大分県	60	36	60.0%	15	8	53.3%
宮崎県	46	31	67.4%	12	16	133.3%
鹿児島県	51	16	31.4%	22	3	13.6%
沖縄県	194	139	71.6%	43	19	44.2%

※1 平成30年度学校基本調査より引用

※2 文部科学省(2020)より引用

「年齢児童生徒」に、この調査票で報告される「就学免除者」、「就学猶予者」、「1年以上居所不明者」を加えた数が、原則として6歳から14歳の外国人の人口に等しくなる、と説明できる。

以上の4点を早急に進めることで、就学免除者や就学猶予者については、「重国籍者の就学義務の猶予免除」に準じた方法が外国人の教育に携わる業務として各自治体で位置づけられた規定が策定されていれば、把握が容易いことはいうまでもない。そして、1年以上居所不明者については、厚生労働省と連携し、「居住実態が把握できない児童」調査と連動することで訪問調査が各自治体で実施される。それによって、外国人の不就学者数を限りなくゼロに近づけることができる。

### (3) 大切な学び舎である外国人学校の存在

外国人の子どもにとって、自分たちが所属する民族集団の教育を選ぶべきか、それとも生活している日本の公教育を選ぶべきか。個人の国籍選択の場合も同様だが、外国籍者の本人や保護者にとっては、家族や親族内の意見の違いもあり、こうした選択は容易に下せるものではない。教育とアイデンティティは人間の尊厳にかかわるものである以上、その選択肢は十分に開かれていることが望ましい。外国人の子どもは、現実に日本の学校に通う者もいれば、外国人学校に通う者もいる。だが問題は、それが熟慮のもとで選択されるのではなく、状況によって強いられるケースが多いことである。なお、本稿での外国人学校とは、特定の民族を主にその文化や言語の教育を重視してきた民族学校、特定の国籍を対象としてその国が定める教育内容を基準とするナショナルスクール、英語教育を重視したインターナショナルスクールを示す。

現在は、国籍を問わずすべての外国人にも「恩恵」として日本の公立学校に通う道が開かれている。だが、日本語がわからずに授業についていけなかったり、文化的な協調行動を求める圧力のもとで自分が親から受け継いだ文化に誇りをもてなくなったりする子どもも多い（小島 2011）。その結果、大きな心理的ストレスを抱えたまま通学するどころか、通学を諦めてしまう

結果になる子どもさえいる。このような子どもに外国人学校は安全を提供するが、各種学校ないし私塾と見なされて政府や自治体から十分な補助金が得られていない。そのため、結果的に学費が高騰したり、設備や教育内容が貧弱になったり、遠方からの通学費が負担になったりして、ここでも通学を諦めざるをえない子どもがいる。不就学は、両方の学校装置からはじき飛ばされた結果なのである。

確かに、外国人の不就学問題は、就学義務がないとする法解釈に起因するものであった。しかし、全てを日本の公教育に一元的に包摂してしまえばよいわけではない。なぜならば、現在国内にはブラジル学校、朝鮮学校のほか、百年以上の歴史を持つ中華学校などのナショナルスクール、そしてインターナショナルスクールで構成される外国人学校が、全国に約百数十校存在するからだ。設立の経緯や規模はさまざまだが、いずれも外国人の子どもにとって大切な学び舎であるのは、前述の国の就学調査からも明白になったことである。移民社会において「学校」を日本の学校に限定することもふさわしくない。よって、外国人の就学義務化の議論では、外国人学校を含めた視点が絶対条件である。

### 3. 高校進学のための確保

学齢期の外国人の子どもの教育への権利の保障において、高校進学のための確保は必須である。だが実際は、外国人生徒の公立高校への進学では本人の努力とは関係なく、自治体の施策の違いで受験さえもできない外国人の子どもがいる。よって、早急に是正すべき公立高校における入試と受験資格の抜きの2点を述べていく。

#### (1) 公立高校入試の「枠」と「措置」

国は、2014年度から特別の教育課程による日本語指導をはじめた。これは、児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて在籍学級以外の教室

で行う教育の形態で、小・中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の小・中学部において行われるものである（文部科学省2014）。公立中学校で日本語指導が必要な生徒のうち、日本語指導等の特別な指導を受けている生徒のなかで「特別な教育課程」による日本語指導を受けている生徒の割合は、年々高くなっている。国の調査によると、外国籍と日本国籍のいずれの生徒も全体の約6割<sup>6</sup>という高さである（文部科学省2020）。

このような状況であるにもかかわらず、実際は「特別な教育課程」での学習が評価される公立高校の入試ではない。高校入試の担当は各都道府県教育委員会であるため、その内容が自治体で異なる。外国人生徒に対して「可能な限り弾力的な取扱い」（文初高第283号1984年7月20日文部省初等中等教育局長通知）の実態を示すものが、各自治体で定めた外国人生徒に対する「措置」と「枠」の設置状況である。

「措置」とは、一般入試を一般の生徒とともに受験する際に、何らかの措置を受けられる場合の措置を示し、例えば、時間延長、漢字にルビ、問題用紙の拡大コピー、別室受験、注意事項の母語表記、教科減等などである。また「枠」とは、特定の高校に、外国人生徒を対象とした入学枠があり、特別な試験を受けられる場合の枠を示し、県内の三校では学力検査を作文と面接のみで実施などである。

これらの実態について、外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会（筆者はまとめ係を担当、以下「有志の会」）<sup>7</sup>は毎年調べている。

---

6 公立中学校に通う日本語指導が必要な生徒で日本語指導等特別な指導を受けている生徒のうち、特別な教育課程による日本語指導を受けている比率が、外国籍の生徒については60.4%、日本国籍の生徒については58.1%であった（文部科学省2020）。

7 2016年の調査から有志の会が引き継ぎ、調査地域も拡大してこれまでの専用ウェブサイトを活用して調査結果をすべて公開している。

[https://www.kikokushacenter.or.jp/shien\\_joho/shingaku/kokonyushi/kokonyushi\\_top.htm](https://www.kikokushacenter.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/kokonyushi_top.htm)

なお、中国帰国生徒等とは、一般に、戦後中国大陸に取り残され、1972年の日中国交正常化以降に帰国した日本人、いわゆる中国残留邦人の二・三世である生徒をさす。国籍上は、中国国籍の場合と日本国籍の場合とがある。なお、中国駐在の保護者とともに中国に滞在していた日本人生徒は一般の海外帰国生徒の範疇となり、両親の職業や勉学等の事情で中国から来日した中国人生徒は外国人生徒の範疇となり、いず

表2は、2020年度入学者を対象にした公立高校入試について、47都道府県別に外国人生徒に対する「枠」と「措置」の実施状況をまとめた。自治体によって異なることが明らかである。

加えて、文部科学省の調査から、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の総数が多い上位3位の都県を学校種別に比較したものが表3である。「小学校」をみると、第1位の愛知県での人数は、第2位（神奈川県）の約2倍、第3位（東京都）の約3倍に相当する。しかしながら、「高校」では1位と2・3位の数が逆転する。そして、「中学校」の人数に対して「高校」の人数は、第2位と第3位では7割近くであるにもかかわらず、第1位の愛知県は2割弱であることがわかる。また、有志の会が調べた措置と枠の状況を比較すると、愛知県の×印が目立つ。なお、「○印」は実施あり、「×印」は実施なしを示す。

表2 47都道府県別 公立高校入試での外国人生徒に対する「措置」「枠」の状況

	全日制高校		定時制高校	
	措置	枠	措置	枠
有	32	19	31	8
無	10	27	11	38
その他	5	1	5	1

表3 上位3都県別の比較

		学校種別日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数※1					外国人生徒に対する「措置」「枠」の比較※2			
		総数	うち小学校	うち中学校 a	うち高校 b※3 (b/a)		全日制高校		定時制高校	
							措置	枠	措置	枠
1位	愛知県	9,100	6,146	2,462	448 (18.2%)	×	○	○	×	
2位	神奈川県	4,453	2,845	964	630 (65.4%)	○	○	○	○	
3位	東京都	3,645	1,857	1,027	722 (70.3%)	○	○	○	×	

※1 文部科学省2020より引用

※2 有志の会調べ

※3 全日制と定時制の区別はない

れも中国帰国生徒ではない。中国残留邦人の大量帰国時代には、多くの自治体で帰国三世までに公立高校の入試で措置や枠が設けられていた。だが現在は、四世の時代となり、高校受験年齢の三世は非常に少なくなった。この有志の会の調査のなかでは、サハリン（ロシア）帰国生徒を含んで調査を行っているため、「中国帰国生徒等」と表現している。

表4 上位3都県別「枠」の内容

	①枠のある 学校数	②定員	③試験内容	④2018年度 入試の状況 (合格者数 ／受験者数)
第1位 愛知県	11校 (全校145校 1校舎)	5%	・国・数・外(英語)の基礎的 な学力検査及び個人面接。 ・学力検査(3科目)の問題に はルビを振る。	30名/42名 <sup>※</sup>
第2位 神奈川県	10校 (全校135校)	115名	・英、国、数、面接	108名/120名 <sup>※</sup>
第3位 東京都	8校 (全校171校)	175名 (4月と 9月入学 含む)	・作文及び面接。 ・なお、言語については、それ ぞれの検査において、日本語 又は英語のどちらか選択可。	・在京外国人枠 (4月入試): 118名/225名 ・中国帰国生徒 等: 1名/1名

※外国人生徒及び中国帰国生徒等に係わる入学者選抜として集計

この3都県の「枠」の内容を比較した表4をみると、各自治体の○印が同様の内容を示すものではないことがわかる。特に、定員数の違いが合格者数に顕著に表れている。ここで疑問が湧いてくる。愛知県では2020年度入学者の入試から、枠のある学校は「9校から11校」に増えた。そして定員は「定員内の5%程度まで」と明示されたが、これまでは「若干名」であった。一体「若干名」とはどのくらいの人数を示すのか、ということだ。その答えを導くために、この制度が開始した2002年度入試からの合格者の推移を比較してみよう(表5)。これまでの合格者数を実施する学校数で割ると、愛知県の入試での「若干名」とは、「5人程度」を示すことがわかる。このように、各自治体による「枠」の学校数と人数の違いが、高校入学者数を大きく左右する。

以上から、高校入試が義務教育諸学校において特別の教育課程による日本語指導を比較的多く受けた経験を持つ生徒が評価される制度設計になっていないことで、自治体間に高校進学の間格差があることが明白である。特に、日本語指導が必要な児童生徒数が全国1位の愛知県では、全日制高校の高校入試で措置がないこと、日本語指導が必要な児童生徒数の多さに伴った制度が

表5 愛知県立高校入試における「枠」での合格者数の推移

出典：愛知県発表資料より小島作成

	合格者 a	志願者		学校数 b	a/b
2002年度	10	18	55.6%	3校	3.3
2003年度	8	14	57.1%	3校	2.7
2004年度	7	15	46.7%	3校	2.3
2005年度	12	23	52.2%	3校	4.0
2006年度	7	15	46.7%	3校	2.3
2007年度	9	10	90.0%	3校	3.0
2008年度	16	20	80.0%	3校	5.3
2009年度※	21	32	65.6%	4校	5.3
2010年度	16	25	64.0%	4校	4.0
2011年度	20	35	57.1%	4校	5.0
2012年度	19	31	61.3%	4校	4.8
2013年度	16	32	50.0%	4校	4.0
2014年度	21	32	65.6%	4校	5.3
2015年度	21	34	61.8%	4校	5.3
2016年度	24	43	55.8%	9校	2.7
2017年度	23	33	69.7%	9校	2.6
2018年度	26	46	56.5%	9校	2.9
2019年度	30	42	71.4%	9校	3.3

※2009年度より中国帰生生徒も含む

設けられていないことによって、愛知県では高校進学できない外国人生徒が多いと考えられる。つまり、「進学したい」でなく「入学できる」ことを優先した高校選びをせざるを得ない状況に置かれてしまっているといえよう。

だが、高校入試の「入口」を広げるだけでは無意味であることは言うまでもない。2016年度の全国の公立高校生の中退率は1.27%のなか、日本語指導が必要な公立高校生はその7倍以上の9.61%が中退している。その数は、約10人に一人に相当するという実態だ（文部科学省 2020）。このことから明らかであるとおり、保護者の就労によって就学が揺れ、将来に夢や希望を持つことができなかつた外国人高校生にとって、高校では「出口」を見据えた生き方（キャリア）教育は必須である。

## (2) 公立高校入試の受験資格

外国人学校は、外国人の子どもにとって大切な学び舎であることはすでに述べたとおりだ。とりわけ、外国人学校は日本の学校での日本語の壁やいじめなどで困難を抱える外国人の子どもたちの最後のセイフティネットとして大きな役割も果たすことも明らかになっている（小島 2011）。このような現状であるにもかかわらず、外国人学校の中学部修了者が公立高校へ進学を望んでいても、受験資格の扱いが各自治体で異なるために、断念せざるを得ないという現実があるのだ。

すべての自治体では、日本国外の外国において学校教育における9年の課程を修了した者（学校教育法施行規則第95条第1項）を高校入学資格として認めている。だが、2019年度入学者を対象にした有志の会の調べによって、外国人学校が各種学校認可校であっても、本国政府認可校であっても、日本国内にある外

表6 47都道府県別 外国人学校  
中等部卒業生に対する扱い

	各種 学校認可校	本国認定校
認める	12	12
認めない	14	13
その他	18	19
回答なし	3	3

国人学校の中等部を卒業してもその卒業証書を学校教育における9年の課程を修了した者とは認めない自治体が多いことが明らかになった（表6）。これは、同じ国の政府が認める学校であっても、その学校が日本国内にあるか海外にあるかという「場所」だけで、公立高校の受験資格の扱いが異なるという奇妙なことが起きていることを示す。しかも、各種学校認可校の外国人学校とは、都道府県知事が認めた「学校」である。つまり、当該自治体では「学校」である外国人学校が、同じ自治体内で担当部署が変わると国が認める学校でないなどの理由で高校受験資格外と扱っていることになる。こうしたことが平然と許されてよいだろうか。すぐに改善すべき矛盾である。

## 4. SDGsの達成をめざして

本稿では、外国人を「大切な社会の一員」とするための外国人の不就学問

題の解決に向けた具体的施策を述べた。これらの具現化において、尊厳を持った人を外国から受け入れているという認識のない政治的リーダーシップの日本において、外国人住民の顔が見えている自治体の果たす役割は大きいと考える。なぜならば、国任せでなく各自治体の「判断」でできることが数多くあることが本稿からも明らかだからである。

グローバル化が進む今日において、子どものときの国籍が必ずしも生涯ずっと同じであるとは限らない。日本での義務教育年齢期に、たまたま日本国籍を有していなかった者を社会から排除する必要性がどこにあるのだろうか。外国人の子どもの教育問題を放っておくことは、今後の日本社会に大きな影響を与えることは誰もが予測できることである。

日本に暮らす外国人の子どもたちは、自然発生的に増加したわけではない。人による判断でその増加が始まったことであるからこそ、人による判断で国際社会には恥じない SDGs の達成をめざした教育施策を自治体も国も早急にはじめるべきである。

本稿は、JSPS 科研費17K04715による研究成果の一部です。

## 引用文献

- 小島祥美 (2011) 「ブラジル学校の現状と課題を考える」『国際移動と教育』明石書店 pp. 78-96。
- 小島祥美 (2016) 『外国人の就学と不就学—社会で「見えない」子どもたち—』大阪大学出版会。
- 出口治明・毛受敏浩・河合雅司 (2018) 「激論・亡国の『移民政策』」『文藝春秋』11月号 pp. 94-115。
- 日本ユニセフ協会 (2019) 「ユニセフの主な活動分野・教育」  
[https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_act02.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_act02.html) (2019年11月1日最終閲覧)
- 文部科学省 (2014) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)」25文科初第928号 (平成26年1月14日付)
- 文部科学省 (2019a) 『外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告書』  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/ukeire/1417980.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ukeire/1417980.htm) (2019年11月30日最終閲覧)
- 文部科学省 (2019b) 「外国人の子供の教育の更なる充実に向けた就学状況等調査の実施及び調査結果 (速報値) について」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/09/1421568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568.htm) (2019年11月30日最終閲覧)

文部科学省 (2020) 『『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (平成30年度)』の結果の訂正について』 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/09/1421569-00001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569-00001.htm) (2020年2月4日最終閲覧)

《論文》

## ライトノベルにおける男性主人公の キャラクター造形にみる女性性への憧憬

The Longing for Femininity  
in the Male Lead Characters of 'Light Novels'

酒井 美優 SAKAI Myu

This study analyzes the misconception by some Japanese men that women can live better lives than men. Because of this misconception, a lot of Japanese pop culture tends to worship femininity and hates masculinity. This paper presents an analysis of several male lead characters in popular Japanese 'light novels' that have feminine characteristics.

### 1. はじめに——弱者男性のミソジニーと「強くない男性」の為の ライトノベル

近年、フェミニズムに反感を持つ男性のスタンスとして「弱者男性」を自称するタイプが増えている。彼らは主に若い男性であり、従来のミソジニーの典型である、女性を劣位に置く考え方とは反対の「女性は強者であり自分たちは虐げられている」という被害者意識の元に女性やフェミニズムに対する憎悪を抱える。本稿は、この誤った被害者意識の改革の糸口を、近年若年層の支持を得ているライトノベル表象に見出すことを目的とする。ここで示す「弱者男性」とは「社会的弱者にも関わらず社会的な救済が見込まれない男性」を指し、社会的に「強くない「男性」であるが故に人間関係も充実しない」状態が強調される。つまり、収入や社会的地位の低さから恋愛や結婚を望めず、故に地域社会にも溶け込めない男性である。彼らは男性社会の弱者であるが、その怒りは強者男性ではなく「同じ弱者にも関わらず社会に保護されている」と認識する女性に対して向けられる。それは「女性は<sup>したた</sup>強

かに楽をして生きている」という誤解に基づくものだが、フェミニズムの浸透を阻害する要因として軽視はできない。近年、非正規雇用や離婚の増加により孤独かつ社会的地位も持たない男性が増え、単純であからさまな男尊女卑的思考がまかり通りにくくなったことで、このような形態のミソジニーは増加傾向にある。アメリカではこのような男性が「インセル」<sup>1</sup>と呼ばれ、インターネット上での女性への威嚇や挑発が横行するだけでなく、実際に殺傷テロが起こる等すでに深刻な社会問題と化している。男性学の先行研究においては、このような現象は男性の間に蔓延する「男性の幸せは隣に女性がいてこそ完成する」という思い込みが強く影響していると論じられる（澁谷 2019, p. 173）。

そんな現状において、私は若年層男性に支持者の多いライトノベルに着目し、そこに書かれる「強くない男性」の表象が、ある種の活路として機能するのではないかと考えた。ライトノベルとは、主に少年を購買層とする、漫画風のイラストが付いたエンターテインメント小説である。1970年代に安価で買える少年向け読み物として生まれ、アニメ化や漫画化といったメディアミックス戦略により存在感を増し、「2010年には（中略）売上が立った文庫本の四、五冊に一冊はライトノベルである」（飯田 2012, p. 15）。しかし、高い売り上げを誇っても、ライトノベルは文学的にもサブカルチャーとしても、評価が低い。研究者からも「ハーレムを基本とした単一な物語構造に収斂する、十代男子の妄想の固まりであるといった批判は、もちろん無効とはいえない」（一柳 2013, p. 15）等と評価され、近似コンテンツである少年漫画と比べて「読むのが恥ずかしいもの」とされる。理由の一つはライトノベルがカスタマー・サティスフィクション<sup>2</sup>としての要素が強く（飯田 2012, p. 22）、セクシャルなものを含め直截的な欲望が表現されやすいという特徴がある。その中でもかなりの割合を占めるのが「弱くても女性と恋愛関係にな

---

1 「不本意な禁欲主義者」という意味のネットスラングで、性愛のパートナーが得られないことにより女性に憎悪を抱えるヘテロ男性が自称する。

2 顧客満足度を重要視し、カスタマー・ボイス（顧客の要望）を積極的に取り入れて成功したフィクション作品。飯田は、customer satis-fictionと呼んでいる。

りたい」というような、いわゆる「男性に都合のいい」展開だ。異性との恋愛要素がみられるのは少年漫画等も同じだが、ライトノベルは少年漫画にみられる「強くなって女性の愛を獲得する」というプロセスが少ないのが特徴である。こういった特徴は、ライトノベルの読者が感情移入しやすくなる工夫として編み出されたものといえる。それはマチズモ思考の強い男性から見れば軟弱で卑怯な試みであり、女性から見れば欲深く卑劣な試みであり、男性に軽蔑され女性に糾弾される「中身の無い読み物」とみなされた。故に、読者もまた日陰者であり弱い男性、より露骨に言えば「気持ち悪いオタク」というレッテルを貼られがちであった。上述したように、研究においてもそのような読者への厳しい視線、或いは読者の自虐的な共通認識を出発点とするスタンスがみられるのがライトノベルの現状だ。

しかし、それは反面「強くない男性がどう生きるか」ということに向き合ってきた作品群であるという見方もできる。無論、現実的でない願望の充足のみを目的とする作品も多々あるが、一定のヒット作は「弱い男性」の無力感や劣等感、挫折や葛藤を描きだそうとしてきた。それは恋愛に留まらず、どうすれば居場所を確保できるか、仲間を見つけることができるか、というような普遍的なテーマを内包している。少年漫画に頻出する「物語の主軸となる場で力をつけ、社会的に認められるにつれて女の愛をも獲得する」というある種のサクセス・ストーリーとは異質の物語である。ライトノベルは、エンターテインメントとしての枠組みを保ちつつ、自分を「強くない」と感じる男性がロールモデルとして自己を重ねられるような男性主人公の造形に挑戦してきた。それは、ある種の女性性の獲得であったり、男性性との折り合いの付け方であったりと多岐に渡る。本稿では、先行研究を踏まえつつもそのようなライトノベルの男性主人公表象について考察する。構成としては、ライトノベルを中心としたサブカルチャーに関するジェンダー的観点からの先行研究を参考に、ライトノベルにおける男性主人公の表象について分析していく。

## 2. 先行研究——サブカルチャーを対象としたジェンダー研究

本稿では先行研究として、ライトノベルに関するもの、サブカルチャーにおけるヒロイン像に関するもの、サブカルチャー愛好家の男性を分析したものをとりあげる。

### (1) ライトノベルとジェンダーに関する先行研究

ライトノベルに関する研究は、ライトノベルの歴史や周辺情報をまとめた新城カズマ『ライトノベル完全読本』(2004)等の出版を皮切りに、独立したジャンルとしての批評がさかんになったことに端を発する。2006年には文学を中心に学術的な研究を目的とする「ライトノベル研究会」が発足し論集の執筆が行われ『ライトノベル研究序説』(2009)等の研究書が刊行され続けている。また、言語学的な視点では泉子・K・メイナード『ライトノベル表現論—会話・創造・遊びのディスコースの考察—』(2012)が、またマーケティングの観点からは飯田一史『ベストセラー・ライトノベルのしくみ—キャラクター小説の競争戦略—』(2012)などが刊行されている。現在、ライトノベルの源流や歴史を概括的にまとめるという方向性の研究が多く、ライトノベルの作品内容を具体的に論じようとする研究は非常に少ない状態にある。そのような現状にあって、ライトノベルの中に描かれる男女関係を論じた数少ない論考の一つが、久米依子の「少年少女の出会いとその陥穽—性制度の攪乱に向けて—」である。男性向けライトノベルでは女性主導で物語が展開していく作品が多く、男性主人公はヒロインとの関わりを通して物語に参加する立ち位置である場合が多い。ジェンダー研究者の久米依子はこのような特徴に対し、2000年代を代表するライトノベルである谷川流『涼宮ハルヒシリーズ』を例に挙げ、次のように分析する。

高い戦闘能力を持つ美少女が少年を守り助けるという関係も描かれるが、その場合も旧来の男女関係が逆転しているわけではなく、実は少年は少女より判断力があり、結果的に少女をリードする立場となって

いる。すなわち少女に守られはしても、やがて少年が彼女の能力をコントロールし、指導する存在であることが示される。つまりライトノベルは、一見すると主人公の少年がひ弱で、強い少女に圧倒されるようにみえても、結局は従来通り少年の活躍で決着する少年小説であり、そこに美少女からの好意という理想的セクシュアリティも添えて提供されている。強気な少女像も、少年のパワーを引き出す契機として機能する。(久米 2009, p. 163)

例として挙げた『涼宮ハルヒシリーズ』は、神のような力を持ったヒロインと彼女に恋される平凡な少年の物語である。久米は本シリーズ及び他のライトノベルに関しても、表向きの力関係では女が強く見えるが結局は男が主導権を握るマチズモ（男性優位主義）は温存、強化されると結論づける。

また、久米はライトノベルにおけるセクシュアリティの特徴として「ミサンドリー（男性嫌悪）な要素」と、それに伴う「少女コミュニティへの参加願望」を挙げる。久米は、ライトノベルを含めた近年の男性表象に「男性性の規範を忌避し、男性不在の場で女性たちと戯れたいという願望」が見られると分析する。この場合の「女性コミュニティへの参加」は交際をして責任を負う男性としてではなく、同じ少女になって混ざり合いたいという願望を指す。そしてこのような傾向は、ライトノベルにおいては「戦闘美少女」を求める意識と繋がっているとしたうえで、以下のように批評している。

（前略） 斎藤美奈子の1990年代末の評論『紅一点論—アニメ・特撮・伝記のヒロイン像』（ビレッジセンター出版局、1998年）は、ガンダムシリーズに出てくるような搭乗型巨大ロボットは少年にとっての完璧な武装だと論じた。そうした少年たちの武装願望を、現在サブカルチャーシーンにあふれている戦闘美少女像も、おそらく満たしていると考えられる。（中略） 戦うときも強く魅力的な者に守られ、セクシュアルな楽しみも得たいという要望に、戦闘美少女像は応えているのである。（中略） 戦闘美少女にしる女装少年にしる、少年向けライトノベルが、少女

のイメージをかなり自由に使って、自己中心的な願望世界を繰り広げていることになる。(久米 2013, p. 80)

「戦闘美少女」は、自身も他者から守りたいと思われる性的魅力を有しながら、少年を大切に守る力を持つというヒロイン像である。つまり、男性の身体に依拠する「戦闘能力」と女性の身体に依拠する「庇護欲をかきたてる魅力という武器」の両方を兼ね備えた、理想的かつ両性的な存在が「戦闘美少女」だといえる。

## (2) 『紅一点論』における理想的女性

### ——男性の求めるヒロイン表象に関する先行研究

サブカルチャーとジェンダーに関する先行研究としては、斎藤美奈子の『紅一点論—アニメ・特撮・伝記のヒロイン像—』(2001)が挙げられる。斎藤はその著作の中で、サブカルチャー作品におけるヒロイン像を「男性の求める女性」として分析し、それぞれを「魔法少女」「紅の戦士」「聖なる母」「悪の女王」の四種類に分類する。まず「魔法少女」とは「父親にとっての理想の娘」としてのジェンダー・ロールを負う女性像である。恋愛に夢中の少女で、女神や妖精といった第三者から偶然魔法の力を授かり冒険を繰り広げる。無垢で無邪気であることを求められ、周囲に愛され助力を得ることが出来る存在である。「女の子らしい」可愛らしさは必須であるが、セクシーさや早熟さなど「女を思わせる」セクシャリティは排除されている。その反面、魔法の力を用いての「変身」という「衣装替え」や「メイクアップ」という、大人の女性への憧れや成長を思わせる要素も持っている。また、父親の視点においては、「魔法少女」の戦いにおいて敵から守るものはバージニティ(女としての清廉性)であるとも捉えられる。総括すると「女の子らしくお洒落をして恋愛をするが、不純異性交遊などには絶対に走らない」という少女像である。

次に「紅の戦士」とは、働く男性を支える「職場の花」としてのジェンダー・ロールを負う女性表象である。男所帯で働く美女であると同時に、組

織の幹部の娘であるなど「身元のはっきりしたいところのお嬢さん」の要素も持つ「聖なる母」予備軍でもある。同僚の男性達の将来の花嫁候補でもあり、最も活躍する男性である主人公と恋仲になることも多い。仕事はするがあまり難しい仕事は任されず、主に職員の補助や世話・看護や精神的ケアなどといった「マネージャー的役割」を担う。また、視聴者及び組織の男性達のマドンナの立ち位置として衣装も女らしいセクシーさを備えたものである。「聖なる母」は、家庭に収まって子や夫に尽くす良妻賢母というジェンダー・ロールを負う女性表象である。主に内助の功的なサポート要員であるのであまり活躍せず、物語のメインキャラクターとなることはない。しかし「魔法少女」における優しい母親や力を与えてくれる女神といった、出番は少ないがある意味「無敵の力である母性」を持った女性像である。自身が華々しく活躍しない分、献身や自己犠牲といった、苦痛に耐え忍ぶ奥ゆかしさの象徴でもある。具体例は先述した「魔法少女の母」などとして登場する。「悪の女王」は、上述した三つの「聖なる母」とその予備軍でない悪役としての「母性のない大人の女」というジェンダー・ロールを負う女性表象である。主なキャラクター像としては、悪の組織に所属するヒステリックな悪女として描かれる。

ただし、本書が書かれたのは1998年であり、「戦闘美少女」が主流化する以前であるため、斎藤の議論を現代のサブカルチャーにそのまま適用するにはやや危うい。斎藤は女性が活躍する物語だとしても、あくまで男性の願望の範疇における活躍であり、それから外れると悪役になるのだと論じている。他方、「戦闘美少女」は、斎藤が指摘したようなジェンダー規範による縛りが無い。ただし、男性が考える「力と魅力を兼ね備えた存在」としての理想の姿であり、そこには現実の女性が受ける有形無形の搾取や、生き辛さが反映されていないという限界もある。男性向けライトノベルでは、「戦闘美少女」的なヒロインと、弱者男性の組み合わせが多く描かれている。

### (3) オタク男性の少女への変身願望としての「萌え」

また、アニメや漫画を通して美少女表象を愛好するオタク男性に対する

ジェンダー研究として、哲学研究者の森岡正博による『感じない男』（2005）が挙げられる。森岡はオタクの男性が美少女キャラクターに対して「萌え」と呼ばれるフェチズムを抱くことを、単なる性欲ではなく「美少女の体を着たい」という欲望の発露と解釈し、以下のように述べる。

制服フェチとは、少女の体になりたいということだ。（中略）その欲望の根底にあるのは、「このごつごつして汚い男の体から、抜け出してしまいたい」という、祈りにも似た脱出願望なのではないかと私は思う。自分自身の体に対する感情は、このような自己否定の感情である。もし私が、顔立ちの整った少女の体に移り移って、少女の体を内側から生きることができるようになったら、どうするだろうか。（中略）私は、生まれてはじめて、自分の体を愛する気持ちを知るだろう。（中略）私の中にある、このような「妄想」の上に、いままで述べてきたすべての異様な欲望は作り上げられている。（森岡 2008, pp. 91-92）

森岡は男性オタクである自身の経験と重ね合わせながら、少女を愛でるだけでなく「少女になりたい」という願望を語る。その背景には、自身の男性身体への切実な否定的感情がみられる。

### 3. 作品分析：愛でられる少年達を描くライトノベル

#### (1) 久米依子による『涼宮ハルヒシリーズ』へのマチズモ批判の再検討

本節では、先述した先行研究の重要な要素である「マチズモ」と「男性の女性性への憧憬」について、久米論で例として挙げられた『涼宮ハルヒシリーズ』を題材に考察する。本作は、一言で言えば「女子高生の姿をした神である涼宮ハルヒ」と、彼女の暴走を抑える為に奔走する人々の苦悩をコミカルに描いた物語といえる。ヒロインであるハルヒは神としての力に無自覚であり、彼女が不機嫌になれば天変地異が起り、彼女が退屈を感じれば天地創造がやり直されるというような全能かつ危険な存在である。ハルヒの

周りには「未来人」や「宇宙人」といった、特殊な機関から派遣されたエージェントが配置され、ハルヒの監視及び彼女の起こした騒動の後始末を行っている。主人公の少年であるキョンは、ただの一般人でありながらハルヒを取り巻く事件に巻き込まれる。キョンは何の力も持たないが、ハルヒから好意を寄せられている為に、彼女のメンタリティに非常に大きな影響を与える存在である。故にキョンはエージェント達にも「涼宮ハルヒをコントロールする鍵」として重要視され、本人は何の力も持たないままに世界の危機に関わっていく。

以上が概要であるが、久米論において主軸となる「主人公がヒロインより判断力などが優れている」という構図に、本作は当てはまらない。ハルヒは神でありキョンは一般人であるばかりか、学業やスポーツなどにおいてもハルヒはキョンを圧倒している。また、キョンがハルヒをコントロールし世界の破壊を防ぐ場面はあるが、その方法は「お前といるこの世界は楽しいから壊すな」という説得及びキスをすることで、彼女が世界に希望を見出せるように誘導するというものである。これはハルヒの恋心を利用し情に訴えているだけであり、久米の語る「判断力」等におけるマチズモとは関係がない。キョンがハルヒをコントロールできる理由を男性側の能力によると解釈する久米論には、むしろ「女性に好かれる男性」を「頼りになりリードしてくれる男性」と等号で結ぶという、強固なジェンダー観が機能しているといえるのではないだろうか。

また、キョンの立ち位置を示す象徴的なエピソードとして、第八巻『涼宮ハルヒの憤慨』収録の中編「編集長一直線」がある。本作ではハルヒを取り巻くエージェントがキョンやハルヒをモデルとした童話を創作するのだが、その内容がキョンの立ち位置を考えるうえで興味深いものとなっている。ハルヒをモデルとした「お姫様」が「冒険の末に国を統一する」勇ましい人物として描かれるのとは対照的に、キョンをモデルとした「王子様」は登場からずっと眠りつづけ、ラストシーンで帰還したハルヒに起こされるだけの人物として描かれている。キョンに割り振られた「王子様」役は、文脈的には『白雪姫』や『眠れる森の美女』といった古典童話における「お姫様」の立

ち位置であり、実際のキョンの立ち位置もまた従来の「ヒロイン」に近いものだという示唆もとれるだろう。

キョンの造形は、女性向けコンテンツにおける女性主人公の造形に近いといえる。例えば、ジェンダー研究者の牟田和恵は、女性向けコンテンツである漫画やレディス・コミックに対して「ディティールはいろいろあれど、端的にいえば他者である男性への自己投企の物語である」と解説する。そして、自己の努力と達成によって人生を切り開くというイデオロギーは男女問わず一般的だとしたうえで、次のように論じる。

女性にとって、「愛する」「本当の相手」に自己投企し、男性を通じて自己実現を達成することは、情緒的であるべき女性役割規範を満たすと同時に自身を厳しい競争の場におく必要もなく、しかも男性の達成する成功の果実の分け前を自分も受けとることができるという二重三重に「おいしい」戦略である。つまり、女性にとって、自己の達成目標は放棄して、情緒的で緊密な絆を男性と取り結ぶこと、いいかえれば「恋愛に任せろ」ことはある意味では理にかなった投資なのだ。(伊藤・牟田 1998, p. 50)

牟田はこのような自己実現の回路を「女性の受動性・依頼心のあらわれとして簡単に否定するわけにはいかない」とし、女性に不利な社会を生き抜く形式であると述懐する。男性より立身出世が困難である以上、男性のフォロワーとしての自己実現もまた当然の選択というわけである。この回路は通常は男性には用意されていないが、キョンはハルヒと彼女を取り巻くエージェント達の中で「一般人」という立ち位置に在ることで疑似的にこの回路を用いる。すなわち、エージェント達と比べれば力を持たない弱者で居ざるを得ないキョンは、恋愛を通して最高権力者であるハルヒを動かす権能を持つのである。キョンはハルヒとの親密さという特権により、エージェント達の間で発生する駆け引きやそれぞれの所属組織の派閥争いとは無縁なままに権力を得る。キョンはハルヒのメンタルケアにさえ従事していれば、全く特別な

ことをせずとも「世界の秩序を守る」という大役を果たすことができるのだ。

キョンのこのような立場は一見都合のいいだけのものに思えるが、実は常に蚊帳の外という見方もできるだろう。キョンが作中で常にあだ名で呼ばれ、本名が登場しないのも彼が社会における主体性を剥奪されているとも解釈できる。ハルヒに関する事件においても、キョンはその全容を知らされることもなく「世界の危機である」と主張するエージェント達に促され協力する。キョン自身も己の立場について、使命感に燃えたり優越感を感じたりはしない。キョンはあくまでただの男子高生としての自意識を保ち続け、事件收拾に協力する際もエージェントやハルヒといった「仲間の為に協力する」という姿勢を崩さない。エージェント達もまた、キョンを危険から守り、大切に思いはするが、具体的な組織の内情などに関しては話すことはない。キョンは事件に関わる中で特別な技能を習得したり、様々な組織に関する知識を身に付けたりといった具体的な成長はせず、ひたすらにエージェント達との絆を深めるのみである。キョンは物語が進むにつれ「一度だけあなたの為に組織を裏切る」と宣言されるなど「有能なエージェントに肩入れされる存在」となる。つまり、自分からは何もできず大切なことも教えて貰えないが、周囲から愛され強力な庇護を受ける立場なのである。キョンは誰よりも大切にされながら、ある意味では主体性を奪われ抑圧される存在といえる。また、物語がキョンの視点からしか語られない為、何故彼がハルヒや周囲から愛されるのかも曖昧になっている。メタ的な視点では、キョンは「ハルヒから愛される」という以外のパーソナリティが希薄な存在であり、読者の「愛されたい」という欲望を純粹に反映する機構だという見方もできる。キョンは従来の男性ジェンダーにおける「強くなり女性の愛を獲得する」男性像ではなく、「愛されるからこそ強い」男性像である。ひいては『涼宮ハルヒシリーズ』は、少年漫画にみられるようなヒーロー的な活躍という男性ジェンダーを手放すことと引き換えに、女性のみにかかれていた「他者からの愛情により間接的に権能を得る」という自己実現の回路を描いたという点で新規性があったといえる。このような作品のヒットは、女性性への羨望に由来する文化の先駆けといえるのではないだろうか。

## (2) 『涼宮ハルヒシリーズ』以降の人気ライトノベルの分析

前節の『涼宮ハルヒシリーズ』で示したような「他人からの愛情を武器とする」という特徴が顕著な男性主人公を置くライトノベルは、後続の人気作にも頻出する。また、重要なのはそれらの作品において、『涼宮ハルヒシリーズ』では曖昧であった「何故愛されるのか」という点が丁寧に描写され、かつヒロインよりは弱くともそれなりに活躍をさせて貰えるバランスのとれた立場となっている点である。また、彼らの「愛される理由」である資質が、従来の女性ジェンダーにおける「ヒロイン」にみられる要素を多分に含む点も特徴的だ。故に、本稿では、先述した斎藤美奈子の定義における「サブカルチャーにおけるヒロイン像」を参考に、「魔法少女」「紅の戦士」「聖なる母」の要素を持つ主人公が登場するヒット作を分析していく。題材として選んだ三作品は、その特徴が顕著に顕れている作品であり、ライトノベルが売り上げを伸ばした2000年代後半から2010年代前半に出版され、五年以上刊行を続けておりかつ複数回のアニメ化（最初のアニメ化の際の業績により続編が制作された）やゲーム化・映画化・漫画化を果たした人気作品である。

### 1) 男性版「魔法少女」——純潔を課され、無垢さを愛でられる少年

「魔法少女」的な主人公としては、大森藤ノ（2012）『ダンジョンに出会いを求めるのは間違っているだろうか』の主人公の少年ベル・クラネルをあげる。本作は、恐ろしい怪物が住む「ダンジョン」を探索する「冒険者」となった人間と、人間を導く神々が運営する組織「ファミリア」を描くファンタジー作品である。その中でベルは冒険者として「純真」「無垢」を強調され、その美点を愛されるキャラクターとして描かれる。それを象徴するのが、彼の授かった「憧憬一途」という魔法の力である。「憧憬一途」は「一途に恋をすればするほど成長が早くなる」という効果を持つ魔法であり、彼の心身の純潔と密接に繋がっている。ベルの一途な恋心が揺らいだり、愛する相手以外の者と肉体関係を持った場合は（たとえ強姦されたとしても）能力が消失する制約が課されているのである。つまり、彼は「冒険者としての

身体的・社会的な強さを手に入れること」と、貞操を守ることが結びついたキャラクターといえる。これは先述した「魔法少女」的なヴァージニティー重視に近い観念であり、恋とセクシュアリティと成長が密接に絡み合った男性表象と解釈することができる。本節では、彼の性的純潔がどのように物語に影響を与えているかについて考察する。

まず、ベルの内面的魅力としての「純潔」について考察する。ベルは基本的に立場が上の者からその純粋さを「愛でられる」少年であり、特に「ベルを愛する三人の神」である「ヘスティア」「フレイヤ」「アポロン」との関係は、それが顕著に現れている。ヘスティアはベルが所属する弱小「ファミリア」を主宰する女神であり、彼に世話をされる代わりに「恩恵」を授ける女神である。ヘスティアは当初は怠惰な神であり、自身の為にベルを利用しつつ役立たずの新米冒険者だと馬鹿にしたが、彼の純粋さによって改心し「神としての責務」に目覚める。フレイヤはベルの魂を「かつてないほど透き通って美しい」と一目で気に入り、暗躍して彼を思い通りに育てようと画策する女神である。彼女の愛し方は「ベルの成長を促す為に怪物と戦わせその姿を鑑賞して興奮する」等、身勝手さが目立ち、彼が死んだとしても「魂を愛せればいい」というスタンスである。またフレイヤは神の中でも強い権力を持ち、他の女神がベルの貞操を狙った際には怒りのままに「ファミリア」ごと破滅させる等の権力の濫用がみられる。アポロンはベルの貞操を狙う男神として登場し、ヘスティアや「ファミリア」の仲間たちはベルを守る為に戦争をする羽目になる。この際のベルはアポロンに欲情されたり彼の愛人に嫉妬されたりとヒロインのように扱われ、自分で戦いつつも「愛でられ奪い合われる立場」として描かれる。この場合、ベルは貞操の危機であると共に「性的に汚されることで冒険者としての力を喪失する」という二重の危険に晒される。ベルのヴァージニティーの重要性は「憧憬一途」により強化され、また「憧憬一途」によって補強される彼の「冒険者」としての実力はセクシュアリティの制限と隣り合わせである。つまり、ベルの魅力である「純潔」は彼に庇護と支援を与えると共に、彼の性的成熟を阻害する枷になっているとも解釈できるのである。

また、精神的純潔により「憧憬一途」を授かる経緯は、ベルのジェンダー意識とも密接にかかわる。物語当初、ベルは祖父から「怪物から女性を助け恋をするのが冒険の醍醐味である」と教育され、性に興味を持つ前から「恋」と「冒険」を紐づけた憧れを抱く。この時点では父権的な価値観に近いといえるが、ベルが自分より強い女性であるアイズに恋した際にこの価値観は一変する。物語冒頭、ベルは女性を助けるどころかアイズに命を救われ、彼女に追いつきたいという願いによって「憧憬一途」を授かる。男性ジェンダーロールに従った「冒険の副産物として女性を手に入れる」という欲望が、アイズの強さを尊敬し切磋琢磨して誇れる自分になりたいという憧れに変わることによってベルは力を得るのである。冒険者という「戦闘美少女」であるアイズはベルの欲望を満たさずむしろ「女性を守る」という幻想を打ち砕くが、同時にベルの価値観を破壊し彼の成長の契機となる。「憧憬一途」の効果自体も、単純に腕力などが強くなるのではなく「恋心の純粋さに比例して成長速度が促進される」という「成熟を促す」という方向性の力である。彼の成長は「恋心の純粋さ」すなわちアイズを女性である前に冒険者として尊敬する価値観により促進され、彼女への敬意が失われた際は手に入れた力も同時に失うことになるのである。

つまり、ベルは冒険者としての成熟を求められながら、同時に「純粋なままでいる」という要請を受ける男性表象である。強さを期待されつつもマチズモには染まってはならない、という制約は、現代的な価値観を感じさせる。この要請はかつての「魔法少女」が大人女性への成長を求められながら、性的な成熟は忌避されたことにも通じる。また、ベルの容姿もアイズや仲間から「兎のようで癒される」と評価されるなど、鍛えてはいても華奢で可愛らしい印象を強調されるあたり、やや過剰な程に肉体の成熟やそれに伴う男性性の発露の忌避がみられる。

2) 男版「紅の戦士」——キャリア・ウーマンの「奥さん」をこなす少年男性版の「紅の戦士」的な男性主人公が登場する作品としては、弓弦イヅル (2009) 『インフィニット・ストラトス』をあげる。本作は、女性だけが

動かせるロボット兵器「インフィニット・ストラトス」(以下「IS」と表記)の唯一の男性パイロットとなった少年主人公である織斑一夏と5人のヒロインとの学園生活を描くSF小説である。また、女性しか動かせない最強の兵器・ISの普及により急速に女尊男卑化した世界を描くというテーマも持っている。一夏はISを動かす才能を持つ唯一の男性として、女性だけの軍事高等学校であるIS学園に入学するが、基本的にヒロインより弱いというのが特徴的である。エリートパイロットであるヒロイン相手に善戦はするのだが、中々勝つことができない。また敵対組織に学園を攻撃された際も、ヒロイン達に先んじて前に出るのだが、ピンチに陥りヒロイン達にフォローされるのが通例となっている。意気込みも勇気もあるのだがいまいち役に立たず、しかしそれでも愛されるという男性なのである。この点は先述した「紅の戦士」の「よく見るとあまり大した仕事はしていないが、手伝い役として愛される数少ない異性」という立場に当てはまるといえる。

また精神面において、一夏はISの発明により訪れた女尊男卑の時代において、卑屈になることもなく女性への憎悪もなくバランスのとれた情緒を保っているという点も特徴である。彼のこうしたメンタリティーは、強い女性である姉に育てられたことに起因する。一夏は小学生の時分から多忙なISパイロットである姉の千冬に代わり家事をこなし、また中学では才能を認められていた剣道をあっさりやめ、家計の為にアルバイトと家事に専念するようになる。高校受験の際も、姉の負担を軽くするべく学費が安くパイロットの役にも立つISエンジニアになる為の職業訓練校を受験しようとしていた。また、普段から「千冬の奥さんみたい」と言われる程にさりげなく彼女を立て、本格的なマッサージなど彼女の為になる技能を身につけている。つまり、一夏は「身元のしっかりした、上司の身内の若者」であり、ISパイロットの伴侶として最適化された「良き伴侶になりそうな男性」として「異性ばかりの環境で可愛がられる」という「男版の紅の戦士」的な男性像といえる。実際に千冬は一夏に対して「いい男に育てたので、私を倒せる女でないと渡せない」という、一昔前の家父長制における「娘を持つ父親」じみた発言をしている。また、本作のメインヒロインは全員が家庭不和を抱えてお

り、感情的にも一夏の家庭的な面に惹かれている面も大きい。一夏は IS パイロットという「戦闘美少女」の在り方を肯定し、彼女らに添う男性として造形された男性表象といえる。

3) 男版「聖なる母」——捨て子としてのヒロインの暴力を受け止める献身  
「聖なる母」の主人公と、それを取り巻く物語としては、2006年から現在(2020年2月)までシリーズが継続している西尾維新『物語シリーズ』があげられる。本作は「怪異」と呼ばれる超常的な存在に憑りつかれた7人のヒロインを主人公である阿良々木暦が助けるという物語であり、主人公は「半分人間で半分は吸血鬼」として並外れた治癒能力と身体能力を駆使して活躍する。本作において特筆すべき特徴は、救うべきヒロインの殆どが「母」を原因として怪異に憑りつかれている点である。七人のヒロインのうち六人が母と別居または死別しており、四人が親子関係に関する悩みから精神に異常をきたしている。また、残る三人のうち一人は母親の形見の品をきっかけに怪異化し、一人は己の「怪異」のせいで母親が死亡している等、いずれも「母」と「怪異」が密接に繋がっているといえる。そして、家庭環境が荒んでいるヒロイン程、怪異の解決に時間がかかる傾向にある。また、もう一つの特徴として七人中七人が主人公に対し刃物での脅迫から内臓破裂・複雑骨折にまで至る暴力を振るっているという点がある。このように、ヒロイン達は「母を喪った娘」という特徴を持ち、その苦しみが「怪異」に憑りつかれることで攻撃性に転化するのである。これに対し、阿良々木は彼女らの精神的な「痛み」を自己犠牲的に受け止める少年として描かれる。この姿勢が「母」を思わせる点について、特に阿良々木と深い関係性を持つ「吸血鬼のキスショット」というヒロインを通して論じていく。

キスショットは阿良々木が「半分が人間で半分が吸血鬼」になったきっかけとなるヒロインである。彼らの関係は阿良々木が瀕死状態のキスショットを発見し、彼女から「傷を治す為にお前を食べてやるから、下等な人間として光榮に思え」と命を差し出すよう要求されたことに起因する。阿良々木は恐怖し逃げようとするが、次第にキスショットが「死ぬのは嫌だ」と泣きだ

す姿を「赤子のよう」だと感じ自らの身体を食わせる決意をする。実際のキスショットは阿良々木より長身の成人女性であり、吸血鬼ハンターの襲撃により四肢が千切れ血まみれのグロテスクな状況であるにも関わらず、阿良々木はその姿に幼児性を見出す。またこの場面がアニメ化された際の演出において、キスショットの喚き声に重ねるように「赤ん坊の泣き声」に似た効果音が挿入されており、より阿良々木の心情が表現されている。つまり、阿良々木は「自分を食おうとする血まみれの化け物」を「哀れな赤ん坊」のようにとらえ、自らの命を差し出すという自己犠牲に走ってしまう感性を有していると解釈できる。出会ったばかりの怪物に対し、そのようなある種「親心」ともいべき心境に至る特殊性は、阿良々木のキャラクター造形の根本にある。

またその後の展開として、阿良々木の身体を食べたキスショットが完全に元の身体を取り戻すことができず、実際に「8歳の子供の姿」になり阿良々木に世話されるという出来事も示唆的である。人間として死んだ後にキスショットにより吸血鬼として蘇らせられた阿良々木は、キスショットが成人女性の身体を取り戻す為尽力するが、そのプロセスが育児を髣髴とさせる。阿良々木はキスショットの千切られた四肢（右脚・左脚・両腕）を吸血鬼ハンターから取り戻し、キスショットに食べさせる。キスショットは一つ食べる度に、8歳児から12歳、17歳、27歳と姿形が成長していく。また、キスショットが阿良々木に「忠誠の証として頭を撫でろ」と要求するなど、幼児性を垣間見せるシーンもある。反面、このような和やかさとは裏腹に、阿良々木が吸血鬼ハンターと戦うシーンは非常に陰鬱に描写される。阿良々木は吸血鬼として超人的な力を得るが、戦いの描写にヒロイックな爽快感はなくグロテスクで恐ろしいものとして描かれる。そして、和やかであったキスショットとの関係もまた、彼女が成人女性の身体を取り戻した瞬間に陰惨なものとなる。元に戻ったキスショットは吸血鬼ハンターの一人を殺して食べてしまい、阿良々木は仲良くなった筈のキスショットが、あくまで人類を捕食する怪物であることを思い知るのである。阿良々木はむなしく「人間を食べてはいけない」と諭すのだが、キスショットは阿良々木以外の人間を食べ

物としか認識できないと言う。自分が人類を捕食する怪物を育てたことに責任を感じた阿良々木は、彼女を殺して自分も死ぬことを決意する。阿良々木が特殊な感性でキスショットを「子供」として慈しみ、またその怪物性に責任を感じて無理心中を決意する様は、閉塞した親子関係と育児の失敗による関係の崩壊を髣髴とさせる。

そして、阿良々木が結局彼女を殺すことができず、半吸血鬼としてキスショットに血を与え続けることを選ぶ結末もまた、疑似親子的である。キスショットは死ななくて済む代わりに6歳児程度の子供の姿になり、人間を襲うだけの体力も奪われ「阿良々木の血のみを飲む弱い吸血鬼」として生きることを余儀なくされる。その境遇を惨めに感じるキスショットは阿良々木を恨み、口もきかなくなるが阿良々木は「生きようとしてくれるだけで嬉しい」と血を与え続ける。血を与える行為はキスショットの命を保つだけでなく、半吸血鬼となった阿良々木が一生人間に戻れないという自己犠牲を払い続けることでもある。また、阿良々木が幼い少女の姿となったキスショットを抱き抱え、首筋から吸血させる様は赤ん坊と母親のそれに似る。作中でも阿良々木は吸血行為を「授乳している気分」と形容し、幼くなってしまったキスショットとの関係について親子関係になぞらえて悩むなどする。阿良々木の地道な献身により、キスショットは心を開き、阿良々木と共に「怪異」から人間を守る存在となる。これは、吸血鬼ハンターとの勝負という男性的な活躍ではなし得なかったキスショットの正しい成長が、ある種母子的な関わりの中では果たされたとも解釈できる。

キスショットを筆頭に、ヒロインたちは「親（特に母）を喪った娘」であり、彼女らに寄り添う阿良々木は自己犠牲的であり、ある種「母の代理」を担う男性表象といえる。実際に阿良々木は、ヒロインの家の掃除をしてやるなどして「いいお嫁さんになる」などと評価されるなど世話・ケアをしてくれる存在として愛される。故に、恋愛関係にならないヒロインも阿良々木を非常に慕い、ヒロインどうしが協力して彼を守ろうとするようなコミュニティを形成する。少女達はそれぞれ優秀で強い女性であるが、甘えられる対象として自分より弱い阿良々木に敬意と愛情を抱く。阿良々木は、父権的な

立場をとらないまま少女コミュニティのリーダーとなる男性表象といえる。

#### 4) 作品分析を通して——戦闘美少女に接近するライトノベル主人公

ライトノベルにおける男性主人公は、二重の意味で戦闘美少女に接近しているといえる。まず第一に、単純に彼女らの仲間となり少女コミュニティに加入する男性としての物理的な「接近」がある。強力な力を持つ少女を支え、その心を癒し、苦しみを理解する存在として献身することで彼女らにとって掛け替えのない存在となる。これは、現代のサブカルチャーにおいて、本来自由の象徴であった筈の「戦闘美少女」たちが過酷な立場として描かれるようになったことにも関係がある。彼女らは男性の補佐役ではなくメインキャラクターになり活躍の場を与えられ掘り下げられたことで、かつての男性キャラクターと同じくプレッシャーや苦悩を背負うようになった。

そのうえ、セクシュアリティの消費も継続して行われるばかりかそれに自覚的になったという点も大きい。近年では、単純に美少女を描くだけでなく、作品内で少女表象の消費に言及し「希望を与える戦闘美少女自身が消費されつくし絶望して病んでいく」ような悲劇を描く作品も増えてきた。そのような現状において「戦闘美少女」に寄り添う男性表象として、彼女らを否定するわけでも賛美しすぎるわけでもなく、仲間として共に戦いつつケア役を買ってでる男性表象が造形されたという見方もできるだろう。「少女コミュニティに入りたがる男性」について、久米論では「責任を負う恋愛関係を忌避している」と解釈されていたが、これらの作品を内在的に読み解くことで、そこには「守る/守られる」というような旧来のジェンダーからの脱却をみることもできるのではないだろうか。例えば『物語シリーズ』における阿良々木は、彼を敵から守ろうとする強いヒロインに対して「僕がお前を守ってやる。お前は僕を守ってくれ」と諭し、共に立ち向かいたいのだと説得する。これは「戦闘美少女」に対し、ジェンダーの逆転でも維持でもない互助を求める態度である。また『インフィニット・ストラトス』では、一夏は典型的な「正義のヒーロー像」について「泣きも笑いもしないから嫌いだ」と語り、己の理想を「姉のように家族を守れる人」と定める等、旧来の

男性的な在り方に憧れない。『ダンジョンに出会いを求めるのは間違っているだろうか』におけるベルは、アイズに助けられた際に羞恥を感じるのではなく「やはりダンジョンには素敵な出会いがあった」と素直に喜ぶなど、己が助ける側でないことに不満を持つたりはしない。これは、強い女性に対して卑屈になるわけでもマチズモ的に押さえつけるでもなく寄り添う、男性性の不安を克服する男性表象であるといえるのではないだろうか。

第二に、ライトノベルにおける男性主人公自体が「戦闘美少女」と同じく中性的な表象であるという意味での「接近」がある。ライトノベルにおける男性は、ヒロイックな活躍をする際にも「性欲」や「粗暴さ」といった男性性の忌避されやすい部分を脱臭される側面がある。拙論で紹介した例で言えば、純潔を課されるベルは勿論のこと、女性ばかりの学校に入学しても性的な意味での高揚を見せず「男友達が欲しい」と嘆く一夏態度や、同級生女子の自室の掃除というプライベートな部分に性を意識せずに踏み込んで細やかに世話を焼き、性的衝動はコミカルに戯画化される阿良々木の態度にもそれがみられる。拙論で例示した以外の作品でも、性的なことに関して初心であったり、細やかさや優しさから「母」や「嫁」と例えられるような男性主人公が多くみられ、それが魅力として語られる傾向がある。サブカルチャーにおける女性キャラクターが守られる補佐役という女性に与えられがちな役割から脱却し「戦闘美少女」に変化したことにやや遅れて、男性もまた女性の果たしてきた役割への挑戦がみられるようになったといえる。

無論、これらの男性性は本来、R. W. Connell, *Masculinities* (2005) で示された「従属的男性性」<sup>3</sup>と呼ぶべきであり、安易に「女性への接近」と解釈するのは危ういといえる。しかし、重要な点はライトノベルにおいてこれらの傾向が「女性的である」と解釈されがちであり、それが長所とされている点である。繰り返しになるが、ライトノベルにおける多様な男性性は近年のサブカルチャーにみられる「男性性の忌避」と「女性性への憧憬」に端を發

---

3 社会を動かす男性である「霸権的な男性性」ではない、男性集団の中では下位に位置づけられる男性性。

しており、それが偶発的にマチズモからの脱却に繋がっていると見える。故に、あえて拙論では「女性性への接近」と呼ぶに留める。

#### 4. 終わりに——「愛されたい男性」を見つめなおす視点としての ライトノベル

一部の男性の持つ「女性は得をしている」という意識は、主に性的魅力を介した承認に対する羨望が大きい。例えば、上野千鶴子が「非モテのミソジニー」として批判した「性的弱者論」<sup>4</sup>には、女性は性的に満たされやすい故に強者であるという主張がみられる。これは、女性が受けてきた性暴力や性的搾取を無視した、現実味のない意見であるが、これは男性の、切実なコミュニケーションへの希求とも解釈できる。ライトノベルを含めたサブカルチャーにおいても、コミュニケーションの困難さを語る作品は多い。例えば、デビュー以来17年間で百作品ものライトノベルを刊行（2019年12月時点）した人気作家である西尾維新は、自分の作風の根底にあるテーマとして「少女漫画的な人間関係重視」があると語る（西尾 2004, p. 91）。また、西尾は色々な作品において「他者から愛される人間は強い」という描写を用いており人間関係の重視が窺える。

また、二回のアニメ化を果たし8年以上の歴史を持つヒット作である渡航『やはり俺の青春ラブコメは間違っている』（2011-2019）においては、主人公が専業主夫を志望し、その動機を「主婦（主夫）は最低リスクで最大限のリターンを得る」からだとする。さらに「幼女が「将来の夢はお嫁さん」と言うのは可愛さのせいではなく、むしろ生物的な本能」と語り、女性特有の有利な選択という認識がみられる。これは専業主婦に対する偏見に満ちた視点であり、劇中でも教師に叱責される。しかし、重要な点は主人公がコミュ

---

4 性の自由化が進行すれば、恋愛資源の多寡に応じて、性的弱者が生まれる。そうなれば一部の男性に女性が集中し性的パートナーを得られない男性が大量に発生する為に、一部の女性に人気のある男性以外は性的弱者であるという言説（上野 2010, p. 53）。

ニケーションを苦手とし、友人を作れないことにコンプレックスを感じているという点である。主人公は優秀かつ美形でありながら人間関係の構築の不器用さ故に傷つき、露悪的な態度をとることで人を遠ざける。つまり、人一倍愛されたいと願い、愛によって居場所を得て肯定される存在をうらやむ姿勢の発露が、専業主婦への憧れとも解釈できる。

このような男性の「愛されたい」という欲求やそれに連なる男性性の忌避に関する研究は、近年注目されつつある。例えば、黒木萬代は先述した森岡の論を例に挙げ「少女になりたい」という異性愛者の男性の増加現象について、男性が女性に対して抱く過剰な理想化が、自らの男性性への嫌悪に端を発していることを指摘し、以下のように解釈する。

重要なことは、ファルスによって一個の全体として規定された社会的身体の内奥に、そうではない身体の可能性が常に感じられているということそれ自体が「救済者としての〈女〉」や「少女になりたい」という願望に結実しているという点である。それは、単に自己の身体の否定というよりも身体の肯定の動きだ。それを、危険性を理由に禁じることはむしろジェンダーの強化にしかならないだろう。つまるところ、「少女になりたい」は「かわいくなりしたい」という端的な肯定の希求であって、シンプルにそう翻訳してしまうことが必要ではないか。(中略) 女性が男性に「かわいい」を見出すこと、それが肯定的に受け入れられること、逆の場合もまた同様に、あるいは同性間であってもやはり同様に。もはや固定化された理想像のなかに閉じこめられた「かわいい」ではなく、ただ端的な肯定として、自己の救済がそのまま誰かの救済につながるようなありかたがあるのではないか。そのとき「かわいい」は生成変化の倫理になるだろう。(黒木 2019, pp. 226–227)

黒木の論においては、男性の女性に対する憧憬は「かわいい」とされる存在への憧憬と解釈される。女性性を理想化する背景には男性性への絶望があり、それは「かわいい」と思われたい、つまり愛される価値を持たない己へ

の絶望である。しかし、その価値観自体が「愛情を受けること」と「性的な商品価値」を同一視し、性愛あるいは恋愛における承認を絶対視する姿勢であるという見方もできる。他者からの愛情による肯定を恋愛と不可分なものと捉えることは、異性や自分自身の価値を「性的存在」という側面のみで測るという苦悩の源泉になりかねない。異性からの性的承認を過剰に求める価値観は、女性に対する「得をしている」という幻想を抱かせ、男性を「女性を獲得できない限りは惨めな存在」に貶めてしまうからだ。恋愛を重要視するライトノベルもこのような価値観から脱却しているとは言い難いが、一方でマチズモな理屈を排した「愛されたい」という素直な欲求に対する模索が行われている。冒険や名誉の副産物や戦利品としての恋愛や性愛ではない、ただ「愛されたい」という欲求を可視化することに成功しているのである。また、愛される為の努力の多様化は男性性の多様化でもあり、従属的な男性が生きやすくなる土壌を形成するだろう。社会的・身体的な強さと、異性からの愛情の獲得を必ずしもイコールで結ばないライトノベルは、男性の抑圧を緩和する糸口の一端であると、本稿は結論づける。

#### 文献一覧

- 東浩紀・西尾維新 (2004) 「対談 西尾維新+東浩紀一遍在するトラウマ、壊れた世界 remix ver. 一」『ユリイカ』36(10) 青土社 pp. 90-107。
- 飯田一史 (2012) 『ベストセラー・ライトノベルのしくみ キャラクター小説の競争戦略』青土社。
- 一柳廣孝 (2013) 「はじめに」一柳廣孝・久米依子編著『ライトノベル・スタディーズ』青土社 pp. 13-16。
- 伊藤公雄・牟田和恵編著 (1998) 『ジェンダーで学ぶ社会学』世界思想社。
- 上野千鶴子 (2010) 『女ざらい—ニッポンのミソジニー—』紀伊國屋書店。
- 久米依子 (2009) 「少年少女の出会いとその陥穽—性制度の攪乱に向けて—」一柳廣孝・久米依子編著『ライトノベル研究序説』青弓社 pp. 158-170。
- 久米依子 (2013) 「トラブルとしてのセクシュアリティ—〈男の娘〉表象と少女コミュニティ志向—」一柳廣孝・久米依子編著『ライトノベル・スタディーズ』青弓社 pp. 69-83。
- 黒木萬代 (2019) 「少女になること—新しい人間の誕生と救済の非対称性—」『現代思想』47(2) 青土社 pp. 220-229。
- 斎藤美奈子 (2001) 『紅一点論—アニメ・特撮・伝記のヒロイン像—』ちくま文庫。

澁谷知美 (2019) 「新たなる男性身体の〈開発〉のために」『現代思想』47(2) 青土社 pp. 161-179。

新城カズマ (2004) 『ライトノベル完全読本』日経 BP ムック。

メイナード, 泉子・K (2012) 『ライトノベル表現論—会話・創造・遊びのディスコースの考察—』青土社。

森岡正博 (2005) 『感じない男』ちくま新書。

Connell, R. W. (2005) *Masculinities*, Berkeley: University of California Press.

## 不可視化された女性労働者

——20世紀初頭ハワイ日系社会移民研究の再検討

Invisible Female Workers: Reexamining Studies of Japanese Immigration to Hawaii During the Early Twentieth Century

溝口 聡 MIZOGUCHI So

This paper explores how the identities created by female Japanese immigrants to Hawaii in the early twentieth century related to traditional images such as Ryōsai Kenbo (Good Wife, Wise Mother). By examining archival documents, local newspapers and other published materials, the study concludes that many female immigrants played the roles of breadwinners and entrepreneurs.

### 1. はじめに

1885年に明治政府が日本人の海外渡航を認め、1924年にアメリカ政府が移民割り当て法を制定するまでの間、海を越えてハワイにたどり着いた日本人は、20万人以上に及んだ。その大半は、ハワイ政府が日本人の男女比に25パーセントの上限を設けていることもあり、男性労働者であった（モリヤマ 1988, pp. 12–13, p. 110）。こうした男女比率の偏りは、日本移民社会において、重要な役割を果たしてきた女性の視点からハワイ移民史を考察する際の障害となってきた。事実、ハワイ日系コミュニティに関する研究書の多くが、プランテーションで働く男性労働者の視点を中心に叙述されてきた<sup>1</sup>。

---

1 例えば以下のような文献がある。Okihiro, Gary Y. (1985) *Cane Fire: The Anti-Japanese Movement in Hawaii, 1865–1945*, Temple University Press; Beechert, Edward D. (1985) *Working in Hawaii: A Labor History*, University of Hawaii Press; ロナルド・タカキ (1985) 『パウ・ハナ：ハワイ移民の社会史』 富田虎男、白井洋子訳 刀水書房。

しかし、「経済的に自立できる」レベルの賃金を稼ぐことを労働と定義し、家事や家計を支えるための仕事を労働と認めない狭義の男性中心的な労働史観に対する意識変化は、ハワイ日系社会研究の動向にも影響を及ぼし、「写真花嫁」として海を渡り、夫を献身的に支え、二世の子供達を立派に育てたという規範的な母親像の枠に囚われない、新たな女性移民研究の推進力となっている<sup>2</sup>。

むろん、日系移民の家族史をステレオタイプのな家父長主義的な家族観だけでは語れないとの見解は、唐突に出現したのではなく、戦前から存在していた。第一世代の日系人社会学者であるマスオカ・ジツイツは、1938年に発表した論文の中で、「故郷を離れハワイに移民した日本人は壮志を抱き、彼（ら）は伝統的な家父長主義的な家制度に浸っていなかった」と述べ、ハワイの日系家族がアメリカ的な夫婦関係を軸とする家族構造に移行しつつあることを示唆している。ただし、マスオカは伝統的な社会慣習を著しく損なわない限り、「楽観的で、冒険心に富み、実利のため新たなコミュニティを積極的に利用」する柔軟性が、男性移民にあったと言及する一方、夫と共に労働に勤しむ女性達がハワイという新たな環境の中で、どのように適応したのかという論点について、ほとんど言及していない (Masuoka 1938, pp. 246-248)。

エイリーン・タムラによれば、戦前のハワイ日系人社会には、アメリカ化への評価に対して、ジェンダー間の差異があり、女性のアメリカ化を「良

---

2 例としては、次のようなものがある。Hori, Joan (1981) "Japanese Prostitution in Hawaii During the Immigration Period," *Hawaiian Journal of History*, 15; Hassell, Malve von (1993) "'Issei' Women: Silences and Fields of Power," *Feminists Studies*, 19 (3); Fan, Carol C. (1996) "Asian Women in Hawaii: Migration, Family, Work, and Identity," *NWSA Journal*, 8 (1); Nakamura, Kelli Y. (2015) "Issei Women and Work: Washerwomen, Prostitutes, Midwives and Barbers," *Hawaiian Journal of History*, 49; Smith, Susan L. (2005) *Japanese American Midwives: Culture, Community, and Health Politics, 1880-1950*, University of Illinois Press; 宮本なつき (2007) 「砂糖黍畑の女たち—ハワイ日本人移民女性と1920年のオアフ島第二次ストライキ」『ジェンダー史学』第3巻、大原関一浩 (2019) 「ホノルル芸者組合についての一考察—1910年代の日本語新聞記事の分析を中心に」『摂大文学』第26号。

妻賢母」に悪影響を及ぼすものとして、積極的に受け入れない傾向があった (Tamura 1995, pp. 3-10)。ハワイ日系社会が女性のアメリカ化に複雑な感情を抱いていたことは、当時の新聞からも窺える。例えば、ハワイ最大の日本語新聞である『日布時事』では、戦前の日系女性のアメリカ化問題が度々論じられているが、日系二世の女性参政権といったアメリカ社会における日系人の地位向上につながる場合には女性の社会進出を推奨する一方で、女性の社交界やクラブへの進出には否定的な記事が目立つ (1915年9月27日、1918年5月9日、1922年4月20日『日布時事』社説)。というのも『日布時事』の社説は、日系社会内での離婚増加や女性の育児放棄を女性のアメリカ化の悪影響と論じているからである。

こうしたアメリカ化による「良妻賢母」型の女性像からの逸脱を危惧する言説には、日系社会の規範的な女性像が失われるという文化的な危機感だけでなく、19世紀後半からアメリカ社会で高まっていたアジア系移民に対する黄禍論の影響を弱めるという政治的な意図も含まれていた。1900年から20年代にかけて、キリスト教女子青年会や海外婦人協会等の革新的なグループ、そして日本政府が推し進めた女性移民に対する教育運動は、ハワイの日系人がプランテーション内での共同体的な生活からホノルル等の都市に流入し、近代的な核家族の形態に移行する時期とも重なり、「妻の居場所は家庭の中」という規範的なイメージを構築するのに適した要素もあった。もちろん、理想と現実はずしも一致するものではなかった。むしろ、家族経営の小規模な店で、仕事に明け暮れる一般的な日系人女性の生活に鑑みれば、中産階級の生産労働から切り離され、家事と育児に専念する「良妻賢母」という規範通りの日常を過ごせた妻達の方が、少数派と言える (小山 1991, pp. 101-102; サイキ 1995, p. 95)。だが、排日移民感情の高まりを危惧する日本政府や社会団体は、日本人移民が洗練された市民であることを印象付けるため、女性移民に対し、ヴィクトリア朝的な女性観から逸脱しないよう求めている。「家庭と育児を蔑ろにしている」との非難を浴びる可能性のある女性移民のプランテーション労働は、近代的な家族像を通して、日本の文明化を世界に示したい日本政府にとって、積極的に喧伝する必要のない事柄だった

のである (Lu 2013, p. 437; Mihalopoulos 2009, p. 28)。

近年の移民研究における移民労働の「女性化」への関心の高まりは、このように戦前から言及されながら、本格的に議論されることの少なかった女性を日本人移民社会の発展に貢献した「労働力」として、再評価する研究動向を後押しすることとなった<sup>3</sup>。実際のところ、ハワイの大半の家庭が、プランテーション作業による夫の給与だけでは家計をやりくりできず、多くの妻が農作業だけでなく、洗濯業、小売業から売春にまで及ぶ、様々な手段で稼いできた収入によって、赤字を補填しながら生活していた (Nakamura 2015, p. 120; Moore 2003, pp. 40-41)。19世紀末の日本人女性達が、ハワイ日系社会の日常生活の中で、経済的に不可欠な存在であったのは、当時の新聞資料からも明らかである。例えば、1886年11月12日の讀賣新聞の記事によれば、日本人女性と児童の就労率は7割2分で、当時のハワイ社会の平均5割1分に比べ、2割1分も高い<sup>4</sup>。いわば、19世紀末から20世紀初頭ハワイでは、家事・育児だけに専念できる日本人女性の方が、珍しい存在だったのである。

本稿は、『日布時事』や『布哇報知』といった当時の新聞資料やハワイ大学、日本ハワイ文化センターが所蔵する資料、ならびに研究書を用いて、ハワイの日本人社会の中で、政治的な意図を持って「不可視化」されていた女性移民労働者に焦点をあてる移民史研究の一環である。本稿の意義は、「良妻賢母」的な規範と同様、ハワイの日本人女性のステレオタイプとして、夫や両親に対し従順で、理不尽な仕打ちを受けても「仕方がない」と諦めたこと、その搾取性が強調されてきた従来の言説とは異なる勤勉性と向上心に富み、社会階層を上がっていった女性労働者達の存在を明らかにすることにある。

---

3 アメリカ労働省の統計によれば、男女の移民入国者数の逆転現象は、1984年の時点で生じている。Donato, Katharine M. & Garaccia, Donna (2015) *Gender and International Migration: From the Slavery Era to the Global Age*, Russell Sage Foundation を参照。

4 ちなみに、同記事では、ポルトガル人と朝鮮人の女性と児童の就労率は、それぞれ2割5分、5割6分となっている。

以下では、まず19世紀末から20世紀初頭のハワイへの女性移民達を取り巻く社会・時代背景について概観する。次いで男性中心のハワイ日系コミュニティ内で、文字通り彼らと肩を並べて働いた女性達の事例を紹介する。最後に、ハワイ日系コミュニティにおいて、積極的に活躍した女性達をめぐる家庭環境や社会背景を考察し、総括を行う。

## 2. 女性移民の社会・時代背景

日本から東南に約6400キロメートル離れているハワイ諸島は、アメリカの西海岸、アラスカ、タヒチからも、それぞれ4000キロメートルほど離れており、地理的に孤立した場所に位置している。その地理的な特性ゆえに他の地域との人的交流が少なかったハワイ人達は、1778年のイギリス人探検家ジェームス・クックの来訪以降、西欧世界から持ち込まれた病原菌への耐性が弱く、次々と亡くなっていた。クックとの接触時には20万人以上いたハワイ人の人口は、近代的な土地所有制度が始まり、大土地所有者となったアメリカからの宣教師の子や孫達が、大量のプランテーション労働者を欲した1850年代までには、7万人まで減っていた。アメリカ人資本家達は、19世紀末までにハワイの政治経済を牛耳り、所有するプランテーションで、移民達に長時間の過酷な労働を強いていた。現地で労働者の確保が不可能となったハワイにおいて、本格的な移民労働者の導入は、1852年の中国人移民から始まった。次にやって来たのがポルトガル人であった。数万人規模であった中国やポルトガルからの移民に対し、続いてハワイに移民してきた日本人は、冒頭で記したように20万人規模の大規模な移民集団であった (Pratt & Smith 2000, pp. 3-15)。

日本からハワイとアメリカ本土に渡った日本人あるいは日系人の歴史を扱った書物は、少なくない。近年では、女性移民に焦点を当てた研究書も出版されている<sup>5</sup>。これらの研究書が明らかにしたように、戦前の日本人ハ

---

5 例えば、次のような文献があるパッツィ・スミエ・サイキ (1995) 『ハワイの日系女

ワイ移民史には、何パターンかの時代区分が存在する。1935年に刊行された『布哇日本人史』は、日本人移民社会の変遷を「漂着時代」、「出稼ぎ時代」、「定住時代」、「土着時代」の四つの段階に分類している（木原 2004, pp. 266-278）。「漂着時代」とは、文字通り、海難事故などにより、外国船籍の船に助けられ、ハワイに辿り着いた人々に焦点を当てた時代区分である。この時代は、ハワイ王国と徳川幕府の修好により、1868年（明治元年）にハワイに来た「元年者」と呼ばれる移民グループが、ハワイに意図的に渡ることによって終わりを告げた。「出稼ぎ時代」とは、明治元年から1908年の日米紳士協定により、家族や写真結婚者等の一部の者を除いて、日本人移民の渡航が禁止されるまでの時代区分である。「定住時代」とは、1908年から限定的に認められてきた日本人移民のハワイ渡航が、1924年の新移民法により、完全に禁止されるまでの時代を意味する。「土着時代」とは、日本人移民排斥後、アメリカ的な文化や価値観の影響が、日系二世や三世を中心にハワイの日本人社会に大きくなっている当時の現状を指している。

ただし、この四段階の時代区分には、日米の国内・国際政治と移民政策の変遷に即していくと、合致しない部分も生じてくる。『布哇日本人史』もまた、「出稼ぎ時代」を、1885年から94年の政府契約のもとでハワイに渡った「官約移民の時代」、1894年から1900年までの日本政府認可の民間会社によるハワイ移住が行われた「私約移民の時代」、アメリカ合衆国のハワイ併合により、契約労働者の移流が禁止された1900年から08年の「自由移民の時代」と、さらに細かく分類することで、移民政策の複雑性に言及している。日本人移民に関する書物の中にはまた、細分化された「出稼ぎ時代」に「元年者の時代」を加えるものや、「定住時代」に代わり、独身男性達が花嫁となる女性を呼び寄せた1908年から24年までの移民制限の期間を「呼び寄せ移民の時代」と形容するものも少なくない（バーバラ 1998, pp. 23-29; 矢口

---

性—最初の100年』伊藤美名子訳、秀英書房、Glenn, Evelyn Nakano (1986) *Issei, Nisei, Warbride: Three Generations of Japanese American Women in Domestic Service*, Temple University Press.

2002, pp. 25–27)。

戦前の日本人女性達がハワイへ渡航した主な理由は、現地に定住ないしは永住することを決意した夫の付き添いあるいは呼び寄せによるものであった。そのため、日米の研究者の戦前ハワイにおける日本人女性移民に対する関心は、「呼び寄せ移民の時代」にハワイに渡った約1万4千人の「写真花嫁」の問題に集中してきた。しかし、日本人女性のハワイ渡航は、移民制限の時代から始まったわけではない。公式の記録が残っている限りでは、サイオト号にて横浜からハワイに向かった150名程度の元年者には、5名の女性が含まれていた（サイキ 1995, p. 22)<sup>6</sup>。この5名が、確かな記録が残されている中では、最初の日本人女性移民労働者であった。

嵐に遭遇した厳しい34日間の船旅の後に上陸したハワイの労働環境は、元年者達にとって、想像以上に厳しいものであった。請負人達から「天竺」のような場所と聞かされていた元年者達の多くは、英語もハワイ語も話せないまま、プランテーションで酷使させられる生活に嫌気がさし、明治政府に帰国を嘆願したのである。元年者の訴えは、日布間の外交問題に発展し、40名の帰国希望者の費用を日本が負担する一方で、残りの日本人移民の帰国費用は契約終了後にハワイ政府が負担するという政治的妥協により、処理された。結局のところ、ハワイへの日本人最初の集団移民は、ハワイに残留した約100名の移民もまた、契約期間終了後に日本に帰国するか、アメリカ本土に再渡航したため、ほとんど定着しなかったのである（今井 1980, pp. 7–9; 木原 2004, p. 424)。

ハワイに定住した数少ない日本人移民の大半は、ハワイ人女性と結婚することで、現地の生活に溶け込んでいった。だが、夫と共にハワイに渡航した前述の女性5名の中、身重のまま、サイオト号に乗船した小沢トミは、ハワイに定住した唯一の女性元年者であった。しかも、トミは夫の金太郎と

---

6 以下の論文では女性の数は6名となっている。Nordyke, Eleanor C. & Matsumoto, Y. Scott (1977) “Japanese in Hawaii: A Historical and Demographic Perspective,” *Hawaiian Journal of History*, 11, p. 163.

共に懸命に働き、子供達を立派に育てるという、ハワイの日本人女性の生活を、おそらく最初に体現した人物であった。トミの三人の子供達、洋太郎、糸子、健三郎は、それぞれ日系初の警察官、日系ハワイ社交界の華、日系初の弁護士として、ハワイの歴史にそれぞれ名を残している<sup>7</sup>。糸子は幼き頃から優秀で、1884年にハワイ政府が官約移民を招くか決める会議で、参考人として呼ばれた元年者、吉田勝三郎の通訳の任をわずか12歳の時に立派に務め、後に横浜正金銀行の4代目ホノルル支店長となる今西兼二と結婚し、1924年に亡くなっている。

小沢トミを始めとする日本人女性のハワイ日系社会に対する貢献は、当時のハワイでアジア系女性移民達が置かれた環境に鑑みれば、計り知れない。一部の新聞記事は、男性中心の移民労働者社会の中では、「自ら女尊男卑の風習を醸しつつあり」と記すように、女性の方が、ハワイの日系社会において、優位であるような印象を与えていた（1905年9月22日『讀賣新聞』）。だが、実際の既婚女性の生活は、こうした記事とは真逆のものであった。1880年代から1920年代の間にハワイへ渡ったアジア系女性移民の多くは、ジェンダー、人種、階級という三重に不利な状況下で、日々を生きていた。まず、女性労働者達は、賃金を男性労働者よりも低く抑えられた<sup>8</sup>。加えて、アジア系の労働者達が、白人労働者のように熟練工や労働監督者といった安定的な職種に就ける機会は少なかった。アジア系女性労働者は、いわばハワイの社会階層の底辺に追い込まれていたのである（Fan 1996, pp. 70-71）。さらに、日本人女性に限って言えば、彼女達は「身体的には強靱ではないものの、勤勉で激務をこなす」と評価され、雇用する側には、劣悪な労働条件でも雇用主を裏切らない理想的な労働者と認識されていたのである（Blascoer 1912, p. 45; Roffman 1980-1981, p. 81）。

---

7 小沢一家については以下を参照。The Hawaii Hochi, October 13, 2009.

8 1908年頃の砂糖黍耕地の労働者の基本給を例に挙げると、白人男性の22.5ドルであるのに対し、日本人男性は18ドルであり、日本人女性は15ドルとなっている。那覇市総務部女性室・那覇市女性史編集委員会編（1998）『那覇女性史（近代編）なは・女のあしあと』ドメス出版、155頁。

男性同様の賃金労働に従事しながら、家事育児に関与しない大半の配偶者の身の回りの世話まで負担する女性の日々は、想像を絶するほどに激務であった。砂糖黍畑で働く日本人既婚女性達は、「家族の誰よりも早く、朝4時に起き、飯を炊き、旦那と自分用、そして、副収入のため、独身男性用の弁当の準備」することから始まり、炎天下の中で男性と同様に砂糖黍を刈り取り、その重い束を担いで輸送列車まで運び、帰宅すると家族の食事の準備とアイロンがけや縫物等の雑用をこなし、最後に就寝する毎日であった (National Japanese American Historical Society 1990, p. 3)。

日系女性達は、1900年にハワイがアメリカ領土となり、契約労働の廃止とそれに伴う、転業の自由によって、都市部に流入する日系人が増加するにつれて、砂糖黍畑での労働から家庭内奉公や理髪店、玉突き場、湯場、料理場などでのサービス業に従事するようになったものの、相変わらず労働だけでなく、家事と育児という重荷を一身に担っていた (大原関 2019, p. 47)。夫と共に小売店で働くある女性日系移民一世の資料からは、見知らぬ食材を用いて洋食を作る苦労や初めて洋服を仕立てるため必死に勉強した様子を窺うことができる<sup>9</sup>。1885年に官約移民を再開する際、外務省は移民募集の手引きである『出稼人趣意書』の中で、「(ハワイ)は熱帯国にもかかわらずしのぎやすい気候の国」と紹介し、ハワイの暮らしについても、「渡航後の言語や服装などについては、それぞれ日本にいる時と同じように日本語を話し、日本の服を着用しても何ら差し支えなく」、食事に関しても、「米や野菜など日本人の口にあった食物を生産することは可能」と日本と変わらぬ生活を送れることを示唆していた (島岡 1978, p. 251)。だが、ハワイで新たな生活を送る女性達は、文字通り、手探りで未開の地を進む開拓者達であった。

不運なのは、彼女達の日々の貢献を伴侶達が台無しにすることであった。夫の中には、妻が日々の激務の中で、家計の足しにするため独身男性の炊事洗濯の代行までしているにも拘らず、酒とギャンブルにおぼれる者や、さら

---

9 Recipes and Sewing Patterns Written by Jiyo Hayashi, Japanese Cultural Center of Hawaii Resource Center (JCCH) Archival Collection (AR) 43, Box 1.

に自身の借金の肩代わりに妻を売春宿に売る者さえ存在した。そのため、あまりに理不尽な生活に耐えかねた女性達が、離婚に走る事例も少なくはなかった（沖縄県婦人連合会 1979, p. 247; Committee on the Social Evil 1914, p. 7）。1917年5月1日の『日布時事』社説によると、前年の日本人による離婚訴訟は241件あり、104件が扶助怠慢によるものであり、49件が妻女の逃走、32件は夫の虐待、3件は飲酒が原因によるものであった。こうした離婚訴訟は、妻の不貞に対する夫の訴えも含んでいるが、夫の妻に対する家庭内暴力が少なくないことを意味していた（Nakamura 2010, pp. 15-16）。女性移民が暗に夫に従うだけの消極的な存在ではなかったとの見解は、19世紀末から20世紀初頭のハワイ日系社会の離婚率が想像以上に高く、25%にも達していたとの研究が示す通り、ハワイの裁判所記録からも裏付けることができる（Mengel 1997, p. 24）。

不誠実な事例以外にも、一家の稼ぎ頭であった配偶者や父親との死別、あるいは第二次世界大戦時の強制収容所送りによる隔離は、多くの女性移民達を困窮に陥れるものとなった。ある女性日系一世は夫と娘婿が不在の状況下で、砂糖黍畑で働く娘に依存する生活を続け、娘が再婚するまで厳しい生活を強いられていた<sup>10</sup>。前出の通り、女性の就労機会は、ハワイのアメリカ併合による契約労働の終焉と日本人の都市部への移住により、サービス業を中心として増加した。しかし、女性に開かれた仕事は、芸妓家業などの一部の高いスキルを必要とするサービス業を除いて、賃金が低く、一家を養うには不十分であった（大原関 2019, p. 64）。

第二次世界大戦中、女性婦人部隊の一員として従軍した日系二世のルース・フジイの物語は、一家の稼ぎ柱である父親の死が残された家族に与える影響の大きさを表している。フジイによれば、父の生前中、専業主婦であった母親は、12歳から生後間もない赤子までの6人の子供達を養うため、プ

---

10 Oral History Interview with Marue Yamasaki, January 28, 1980, Stores and Storekeepers of Paia & Puunene, Maui Vol. 1 Ethnic Studies Oral History Projects, Ethnic Studies Program University of Hawaii, Manoa, June 1980, p. 76.

ランテーションで働く男性の洗濯、アイロンがけなどの家事に従事し、長兄は家計を支えるため、8年生（中学2年生）で学校を止め、プランテーションで働かざるを得なくなった。当時のハワイでは、貧しい日本人家庭の子供達が裕福な後見人を得て、白人の家庭で生活することも少なくなかった。小学生だったフジイもまた、カウアイの家族の下を離れ、彼女の後見人となるホノルルの校長先生の家で生活することになったのである（Moore 2003, pp. 42-43）。

1940年代に日系人の人口が4割を占めていたハワイでは、アメリカ本土とは異なり、日系コミュニティの指導者層以外に強制収容所送りになった者は少なかったものの、収容所送りは、家族が長年苦勞して築き上げた生活を崩壊させる出来事であった。ハワイで店を経営していた田原丈一は、日本国債の購入や親日的な言動、陸軍に関係のある親戚の存在を理由に、1942年3月から監禁生活を余儀なくされた。彼が万一の事態に備え、妻トメヨに宛てた遺書からは、妻への感謝と幸福を願うと共に、21年間のハワイでの夫婦生活を窺うことができる。丈一にとって、トメヨは「何の不平も云わず、あまり裕福でなき家庭にて、共働きの中でよく子供を養育」する申し分のない妻であり、「口には出さぬがいつも思い続けて」いる存在であった。そして、遺書の最後は、この幸せが老後も続くことを願っていたものの、運命により国家の「捨て石」になるとも、良妻賢母であるトメヨがいるため「日本人として恥じない最後」を遂げられることへの感謝が述べられていた<sup>11</sup>。その後、丈一は強制収容所から釈放され、愛する家族と再会することができたものの、他の収容された多くの日系人同様、家族と過ごすはずだった時間だけでなく、それまで苦勞して積み上げてきた僅かな財産も失うことになったのである。

日本人移民の歴史は、よりよい生活を求めて一生懸命に働き、アメリカ社会で活躍する次世代を生み出した成功話のように語られる場合が多い。しかし、日系1世の中には、豊かな生活とは生涯無縁で、高齢になるまで懸命に

---

11 Will (Isho), 11/3/1942, JCCH AR 47, Box 1, Folder 2.

働いて生計を立ててきた者も少なくなかった（山崎 1985, pp. 18-19, p. 26）。実際のところ、日本人移民の歴史は多様な移民の経験から成り立っており、夢をつかめなかった人々の物語も含んでいるのである（アリヨシ 2010, p. 6; 矢口 2002, p. 41）。

### 3. 傑出したハワイの日本人女性達

男性と同様に家計を支えた日本人女性達の労働は、前述のように男性優位の賃金システムの中では副収入的な立場に置かれ、長い間脚光を浴びることがなかった。一部の例外は教師や看護師といった専門職に就く日本人女性であった。彼女達は家族という「私的空間」ではなく、男性と同様に職場という「公的空間」に属すると認識されていた（Tamura 1995, p. 17）。しかし、アリス・ケスラー・ハリスが指摘するように、炊事、洗濯といった女性の家庭内労働は、外で働き賃金を得るメイドなのか、賃金の発生しない主婦なのかといった区別に関係なく、家計を助けるための仕事であり、アメリカ社会の発展に不可欠な要素であった（Kessler-Harris 2018, p. 17, p. 21）。

ハワイで労働に従事する日本人女性もまた、アメリカのハワイ併合による日本人の都市への移動に伴い、増加しており、日系社会の発展に多大な貢献をしてきた。大城直樹の言葉を借りるならば、1910年から20年代に日本人移民がプランテーション労働から離れ、家族経営の小規模な起業を開始するには、配偶者の支援が不可欠であり、「妻は心強いパートナーであり、ビジネス成功の鍵であった」（大城 2007, p. 36）。そもそも、花嫁としてハワイに移民してきた女性の中には、親族との紐帯を離れ、新天地での生活に挑むことを選んだ冒険心に富んだ者もあり、妻の領域は家庭というステレオタイプの女性像の枠にはまらない資質があったと言える（伊波 2001, p. 118; Chai 1988, p. 56）。

実際のところ、ハワイの日本人女性達はそのバイタリティーを活用し、夫以上の活躍を見せることも少なくなかった。とりわけ、儒教的な家父長主義の歴史的影響が本土とは異なり、女性であっても、労働に従事することを推

奨されてきた沖縄地方の女性達は、戦前のハワイ日系社会においても、目覚ましい活躍を見せていた (Tanaka 1977, pp. 62-63; 比嘉 1996, pp. 69-72)。例えば、祖慶 GE カンパニーという牛乳会社は、プランテーション労働での蓄えから一家が牛飼いを始め、牛の世話を任された妻が子供に飲ませるだけでなく、余った牛乳を販売し、その収益で新しい牛を購入することで発展していった。その後、会社は約40年後の1960年までに、200エーカー以上の土地と200頭以上の牛を所有し、1日に1000ガロンの牛乳を生産し、それを学校や病院に販売するまでに成長したのである (木村 1981, pp. 14-15)。

糸満出身で1911年、20歳の時に「写真花嫁」としてハワイに渡ったテルヤ・マカトは、家事育児との時間的融通を考慮して、子供の傍に居ながら働ける仕事として、当初は独身男性相手に料理や洗濯を行いながら、家計を支えていた。子供の人数の増加により、もっと時間的融通が利く仕事を求めていた彼女が最終的に思いついたのが、自宅で制作できる豆腐の製造販売であった<sup>12</sup>。ただし、豆腐販売は日本人労働者の仕事が休みの日の方が繁盛したため、週末の方が忙しく、文字通り、休日のない仕事であった。しかも、テルヤは作った豆腐を、日系商店の従業員が、1930年に受け取りに来るようになるまで、自分で売り歩いていた。その後、テルヤ豆腐は、彼女の息子達に引き継がれ、現在もホノルルで商売を続けている。

祖慶やテルヤと同じく沖縄県出身の中村亀は、時に夫の栄照以上の大胆さで家業を切り盛りした人物であった。中村夫婦は、1928年にマウイ郡のワイルクで中村葬儀場を経営するまでに飲物屋、宿屋、タクシー会社、賃家業と様々な事業に従事していた。中村夫婦がタクシー会社を始めた時には、亀は運転手を雇う際の人件費削減のため、夫の反対を押し切り、自動車の運転を習い、おそらくマウイ郡で最初の女性タクシー運転手となった (Kimura 1988, pp. 63-64)。亀の男勝りの女傑ぶりは、賃家業の時にナイフを持った

---

12 Notes from Recorded Interview with Makato Teruya November 10, 1979, Stores and Storekeepers of Paia & Puunene, Maui Vol. 1 Ethnic Studies Oral History Projects, Ethnic Studies Program University of Hawaii, Manoa, June 1980, pp. 1317-1319.

フィリピン人同士の喧嘩を臆することなく仲裁した件等、枚挙にいとまがない。

むろん、沖縄出身以外でも、商才を発揮して家計を助けた女性は存在した<sup>13</sup>。1963年から半世紀近くハワイ選出の上院議員を務めたダニエル・K・イノウエの祖母で、福岡県出身の井上モヨもまた、イノウエの曾祖父が作った800ドルの借金返済にハワイの砂糖黍畑に送られた祖父の浅吉を助けるため、豆腐屋を営み、井上家の財政を黒字にすることに成功している。モヨの商売人としての才覚は、浅吉が砂糖黍畑で15時間働いても借金が減らず、風呂屋に転職し、人の列が途切れないほど活況な風呂屋の仕事でも、殆ど貯蓄できない状況にあった井上家の家計を上向きにしたことから明らかである（イノウエ 1989, pp. 20–31）。

1917年の創業以来、親子三代に渡りハワイ島で経営しているマナゴ・ホテルは、キンゾウとオサメの夫婦が二人三脚で切り盛りする小さな宿屋から始まった<sup>14</sup>。テルヤ家と同様、マナゴ夫婦もまた、子供の成長と共に職を変え、白人の家での住み込みの仕事からコーヒー・プランテーションでの労働で生計を立てるようになり、やがてプランテーションで働く労働者向けの軽食店を経営するようになった。マナゴ夫婦の経営する店が繁盛したことは、ハワイのコーヒー栽培事業が、20世紀初めまでに日本人によってほぼ独占状態にあったことに鑑みれば、想像に難くない（Lind 1928, p. 291）。当時の多くの日本人がより大きな経済的成功を収めるため職を転々としたように、マナゴ夫妻は、続いて軽食屋からホテル経営に転業している。その背景には、夫婦がホテルを構えたところの地の利があった。夫婦の軽食店は、砂糖黍栽培で栄えたハワイ島北東部に位置するホノカアとハワイ島の東海岸に位置する同島最大の町ヒロの間にあり、行商人や商品を輸送する運転手が、度々宿泊を申し出たため、宿を提供するようになったのである。

---

13 本稿で取り上げたマナゴ・オサメは福岡県出身であり、岩崎田鶴子は福井県出身である。

14 マナゴ・ホテルの歴史は下記のウェブアドレスからも確認できる。Manago Hotel History: available from <http://www.managohotel.com/hotel-history/> (2019年7月25日閲覧)

オサメによれば、競合相手の登場や夫のキンゾウがホテル拡張の資金繰りのため、一時期出稼ぎに出るといった危機があったものの、マナゴ・ホテルの経営は順調であり、1930年代には部屋の空きがないため、家族の寝室まで提供するほどであった。例外は第二次世界大戦期の戒厳令下の時期であり、日系人を主な客層としてきたマナゴ・ホテルにとって、開店休業状態の文字通り、危機の時代であった。しかし、オサメはアメリカ本土からの駐留兵を相手に、ステーキやアルコールを提供することで、この危機を乗り越えたのである（Kodama-Nishimoto, Nishimoto & Oshiro 1984, pp. 156–167）。

戦前のハワイにおける数ある日本人女性の活躍の中で、死別した夫の砂糖黍畑での請負師の事業を引き継いだ岩崎田鶴子は、夫との協力関係を通じてビジネスを成功させたこれまでの事例以上に数多くの困難を経験した人物と言える。ただし、夫との死別の後、息子の代わりに母親が、幼い子供が十分な年齢になるまでの間、家業を引き継ぐというのは、当時の日本社会においても、異例なことではなかった<sup>15</sup>。岩崎田鶴子の場合もこうした慣例に倣ったことであろう。二回以上年上で自分の母親と同年齢の岩崎治郎吉と再婚した田鶴子は、婚姻当初には夫と死別したら遺産を持って帰国し、「未亡人になったら、借家を何軒も建ててのんびり左団扇」と軽口を叩いていたものの、治郎吉が残した8人の幼い遺児を養うため、少なくとも長男が仕事を引き継げる年齢に達するまではとの覚悟で、請負師という男社会に飛び込んだのである。

しかし、アヘン中毒者やアルコール依存症の者など、危険人物も少なくない黍畑の労働者を取り仕切る仕事は、生半可な覚悟で務まるものではなかった。また、在ハワイ総領事の安藤太郎が視察に訪れたこともあるオーラア耕地の「岩崎キャンプ」は、賃金アップや生活条件改善闘争、ストライキが発生したこともある労働運動も盛んな場であった。やがて、田鶴子は、亡き夫と同様にネクタイとジャケットを着用し、黍畑を馬で巡回しながら、怒鳴り

15 Nakamura, Kelli Y. (2010) “Yeiko Mizobe So and the Japanese Women’s Home for Abused Picture Brides 1895–1905,” *Amerasia Journal*, 36(1) p. 4.

声で指示を出すようになり、ドウス昌代の言葉を借りるなら、彼女は「自分の中の女を断ち切った」ように振る舞うことで、当時の日系社会では数少ない女性名士の一人に数えられるまでになったのである。

田鶴子が治郎吉から受け継いだ「岩崎キャンプ」は、その後日米開戦と戦後の砂糖黍産業の衰退により、長男の代には数十人の労働者を抱えるだけの規模に縮小し、1955年のキラウエアの火山活動によって消失した。だが、アジア人女性への偏見と差別が根強いハワイ日系社会で、一世の女性である田鶴子が広く尊敬を集めたという逸話は、キャンプが文字通り、消失した後も、語り継がれていったのである（ドウス 1980, p. 48, pp. 132-134, p. 167, p. 172, pp. 234-235; 山崎 1985, pp. 114-115）。

#### 4. おわりに

本稿では、男性の視点から叙述されてきたハワイ移民史において、長い間脚光を浴びることのなかった女性労働者達が、戦前の日系社会の発展にいかなる役割を果たしたのか、プランテーションや家族経営の小規模な店で働く女性達を対象に、当時の新聞資料や回顧録などを用いて、実証的な分析を行った。

その結果、当時のハワイにおける日本人女性労働者達を取り巻く社会的状況が明らかとなった。1885年に明治政府が日本人の海外渡航を認め、1924年にアメリカ政府が移民割り当て法を制定するまでの間にハワイに渡った日本人女性の多くは、ジェンダー、人種、階級という三重のハンデがある新天地の過酷な環境に耐え、戦後ハワイにおける日系人の社会進出の礎となった。また、少数ではあるものの、経営者や夫のビジネス・パートナーとして、成功を取めた女性達もいたという事実も指摘する必要がある。しかし、日系一世の女性の活躍は、『日布時事』といった当時の新聞の論調からも明らかのように、何よりもまず、生産労働から切り離され、家事と育児に専念する「良妻賢母」という当時のハワイ社会において、少数派であった中産階級的な規範が評価された。そして、労働力としての女性の役割、男勝り

の商才をもつ経営者や夫のビジネス・パートナーという側面が積極的に評価されることは少なかったのである。

労働者としての女性の存在が忘却された背景には、西海岸を中心に高まる排日感情を宥めるため、家事と育児に専念する理想的な日本人女性像を喧伝したい日本政府と革新的なグループの政治的意図に加え、炊事、洗濯といった女性の家庭内での作業を、男性が外で働く作業と区別し、前者の労働形態を軽視する傾向があった。だが、夫の収入だけでは生活できない家庭の多い戦前のハワイ日系社会では、妻も砂糖黍畑で労働に従事するか、あるいは独身男性の炊事洗濯を代行することで賃金を稼ぎ、家計を助けていた。家事育児に専念する規範的な母親像に沿った生活をできた女性達は、多くの日系人家族が都市部に流入した後も、少数派であった。家族の誰よりも早く起き、労働と家事育児をこなし、最後に就寝する生活を続けたハワイの女性達は、文字通り、労働者と主婦・母親という二重、三重の役割をこなしつつ、日系社会の発展に貢献した非凡なる存在として、再解釈されるべきであろう。

このように本稿では、当時の女性労働者達が不可視化される政治社会的背景の解明に重点を置く一方で、職種毎による女性の不可視化の意味合いの違いについては、誌面の制約もあり、十分に検討できなかった。一例を挙げるならば、日本政府が、アメリカ社会における排日感情の高まりや日系社会の風紀の乱れ等の理由により、渡航制限を試みた売春婦と本稿で検討した農作業や小売業に従事する女性労働者では、不可視化の背景事情が大きく異なる(宮本 2007, p. 20)。この点については、今後の研究課題としたい。

\* 本稿は、東海ジェンダー研究所2018年度(第22回)個人研究助成の成果である。深く感謝申し上げます。

## 参考文献

- アリヨシ, ジョージ・R (2010) 『おかげさまで』アーバン・コレクションズ。  
イノウエ, ダニエル・K (1989) 『上院議員ダニエル・イノウエ自伝—ワシントンへの道—』森田幸夫訳 彩流社。  
伊波妙子 (2001) 「女性の目からみたハワイ移民」『具志川市民だより』第16号 pp.

111-119。

今井輝子 (1980) 「近代日本最初の集団海外移住とその波紋—『元年者』移民無許可ハワイ渡航について—」『移住研究』17号 pp. 1-11。

大城直樹 (2007) 「沖縄系ハワイ移民女性とアイデンティティ構築の場所」『文化學年報』第26号 pp. 31-45。

大原関一浩 (2019) 「ホノルル芸者組合についての一考察—1910年代の日本語新聞記事の分析を中心に—」『撰大人文学』第26号 pp. 45-70。

小川静子 (1991) 『良妻賢母という規範』勁草書房。

沖縄県婦人連合会編 (1979) 『沖縄移民女性史：沖縄県婦人連合会創立30周年記念』沖縄県婦人連合会。

川上, パーバラ・F (1998) 『ハワイ日系移民の服飾史—緋からパカラヘ—』香月洋一郎訳 平凡社。

木原隆吉編著 (2014) 『布哇日本人史 復刻版』文生書院。

木村雪子 「沖縄移民発展の裏に女性の果たした役割」(1981) 『雄飛』第37号 pp. 13-19。

サイキ, パッツィ・スミエ (1995) 『ハワイの日系女性—最初の100年—』伊藤美名子訳 秀英書房。

島岡宏 (1978) 『ハワイ移民の歴史—新天地を求めた苦難の道—』国書刊行会。

タカキ, ロナルド (1985) 『パウ・ハナーハワイ移民の社会史—』富田虎男 白井洋子訳 刀水書房。

ドウス昌代 (1989) 『ハワイに翔けた女—火の島に生きた請負師・岩崎田鶴子—』文藝春秋。

那覇市総務部女性室・那覇市女性史編集委員会編 (1998) 『那覇女性史 (近代編) なは・女のあしあと』ドメス出版。

日布時事社 『日布時事』。

比嘉道子 (1996) 「政治, 社会の表舞台から消えゆく女性たち (試論)」『沖縄県史研究紀要』第2号 pp. 61-85。

宮本なつき (2007) 「砂糖黍畑の女たち—ハワイ日本人移民女性と1920年のオアフ島第二次ストライキ—」『ジェンダー史学』第3巻 pp. 19-31。

モリヤマ, アラン・T (1988) 『日米移民史学：日本・ハワイ・アメリカ』金子幸子訳 PMC 出版。

矢口祐人 (2002) 『ハワイの歴史と文化—悲劇と誇りのモザイクの中で』中央公論新社。

山崎俊一 (1985) 『ハワイ出稼人名簿始末記—日系移民の百年—』日本放送出版協会。讀賣新聞社 『讀賣新聞』

Beechert, Edward D. (1985) *Working in Hawaii: A Labor History*, University of Hawaii Press.

Blascoer, Frances (1912) *The Industrial Condition of Women and Girls in Honolulu: A Social Study*, Paradise of the Pacific Printer.

Chai, Alice Yun (1988) “Women’s History in Public: ‘Picture Brides’ of Hawaii,” *Women’s Studies Quarterly*, 16(1/2) pp. 51-62.

Committee on the Social Evil (1914) *Report of Committee on the Social Evil: Honolulu Social Survey*, Honolulu Star-Bulletin, Ltd.

- Donato, Katharine M. & Garaccia, Donna (2015) *Gender and International Migration: From the Slavery Era to the Global Age*, Russell Sage Foundation.
- Glenn, Evelyn Nakano (1986) *Issei, Nisei, Warbride: Three Generations of Japanese American Women in Domestic Service*, Temple University Press.
- Ethnic Studies Oral History Projects (1980) *Stores and Storekeepers of Paia & Puunene, Maui* (1), Ethnic Studies Program University of Hawaii.
- Fan, Carol C. (1996) "Asian Women in Hawaii: Migration, Family, Work, and Identity," *NWSA Journal*, 8 (1) pp. 70–84.
- Hassell, Malve von (1993) "'Issei' Women: Silences and Fields of Power," *Feminists Studies*, 19 (3) pp. 549–569.
- Hawaii Hochi, Ltd. *The Hawaii Hochi*.
- Hori, Joan (1981) "Japanese Prostitution in Hawaii During the Immigration Period," *Hawaiian Journal of History*, 15 pp. 113–124.
- Japanese Cultural Center of Hawaii Resource Center, Archival Collection 43.
- Japanese Cultural Center of Hawaii Resource Center, Archival Collection 47.
- Kessler-Harris, Alice (2018) *Women Have Always Worked: A Concise History Second Edition*, University of Illinois Press.
- Kimura, Yukiko (1988) *Issei: Japanese Immigrants in Hawaii*, University of Hawaii Press.
- Kodama-Nishimoto, Michi, Nishimoto, Warren S. & Oshiro, Cynthia A. (1984) *Hanahana: An Oral History Anthology of Hawaii's Working People*, University of Hawaii Press.
- Lind, Andrew W. (1928) "Occupational Trends among Immigrant Groups in Hawaii," *Social Forces*, 7 (2) pp. 290–299.
- Lu, Sidney Xu (2013) "Good Women for Empire: Educating overseas Female Emigrants in Imperial Japan, 1900–45," *Journal of Global History*, 8 pp. 436–460.
- Masuoka, Jitsuichi (1938) "The Japanese Patriarch in Hawaii," *Social Forces*, 17 (2) pp. 240–248.
- Mengel, Laurie M. (1997) "Issei Women and Divorce in Hawai'i, 1885–1908," *Social Process in Hawai'i*, 38 pp. 19–39.
- Mihalopoulos, Bill (2009) "Mediating the Good Life: Prostitution and the Japanese Woman's Christian Temperance Union, 1880s–1920s," *Gender & History*, 21 (1) pp. 19–38.
- Moore, Brenda L. (2003) *Serving Our Country: Japanese American Women in the Military during World War II*, Rutgers University Press.
- Nakamura, Kelli Y. (2010) "Yeiko Mizobe So and the Japanese Women's Home for Abused Picture Brides 1895–1905," *Amerasia Journal*, 36 (1) pp. 1–32.
- Nakamura, Kelli Y. (2015) "Issei Women and Work: Washerwomen, Prostitutes, Midwives and Barbers," *Hawaiian Journal of History*, 49 pp. 119–148.
- National Japanese American Historical Society (1990) *Strength & Diversity: Japanese American Women in Hawaii 1885–1990*, National Japanese American Historical Society.
- Nordyke, Eleanor C. & Matsumoto, Y. Scott (1977) "Japanese in Hawaii: A Historical and Demographic Perspective," *Hawaiian Journal of History*, 11 pp. 162–174.
- Okiihiro, Gary Y. (1983) *Cane Fire: The Anti-Japanese Movement in Hawaii, 1865–1945*, Temple

University Press.

Pratt Richard C. & Smith, Zachary (2000) *Hawai'i Politics and Government: An American State in a Pacific World*, University of Nebraska Press.

Roffman, Marrian H. (1980–81) “Cultural Factors in the Union Activity of Women in Hawaii,” *Social Progress in Hawaii*, 28 pp. 73–87.

Smith, Susan L. (2005) *Japanese American Midwives: Culture, Community, and Health Politics, 1880–1950*, University of Illinois Press.

Tamura, Eileen H. (1995) “Gender, Schooling and Teaching, and the Nisei in Hawaii: An Episode in American Immigration History, 1900–1940,” *Journal of American Ethnic History*, 14 (4) pp. 3–26.

Tanaka, Masako (1977) “Categories of Okinawan ‘Ancestors’ and the Kinship System,” *Asian Folklore Studies*, 36 (2) pp. 31–64.

《特別寄稿》

## 日本のポップカルチャーとジェンダー研究

——オタク文化を中心に

Gender Issues in Japanese Popular Culture:  
A Study of *Otaku* Culture

張 瑋容 CHANG Wei-Jung

### 特別寄稿依頼の経緯について

投稿された当初の酒井美優氏の論文は、本誌がこれまで扱ってきた学術論文とは大きく異なり、査読を終えた編集委員にとって異次元の世界のようでした。しかし、ライトノベルの代表作『涼宮ハルヒシリーズ』をネットで検索したところ、世界15か国で2000万部を超える売れ行きとされており、一大新文化が出現しているように思われました。査読時には記憶に生々しかった2019年7月の京都アニメーション放火殺人事件を受けて、国の内外から弔問に訪れる若い人たちの悲痛な様子は、失われたスタッフの人命に対してはもちろんのこと、彼ら若者を惹きつけて止まない文化に対する喪失感の大きさを示唆するものでした。そうした新しい文化潮流を理解しようとしなければ、本誌が時代に取り残されるとの危機感もあり、ジェンダー分析の間口を新しいジャンルに広げることが委員会で合意され、同分野の専門家に特別寄稿をお願いしました。

機関誌編集委員会

*Otaku* culture is an example of a well-known, globalized, contemporary Japanese popular culture. It has been extensively discussed in many different disciplines and has also become an important topic in gender and queer studies. This paper briefly explains the development of *Otaku* culture and reviews related gender studies scholarship from inside and outside Japan. It concludes by explaining the contribution that research into *Otaku* culture has made to gender studies and suggests potential topics for further research.

## 1. はじめに

かつて子供向けとされていたマンガやアニメは、今日の日本社会において、幅広い年齢層の人々が日常生活の中で触れるポップカルチャーになっている。それらが早くも80～90年代に西洋とアジア諸国に受容されることにより、従来の「西洋からアジアへ」の文化伝播と受容の転回が起きた（岩渕2001）。そして、マンガ、アニメ、ゲームのサブジャンルの細分化だけでなく、メディアミックスの展開で派生したドラマCD、ライトノベル、実写映画、ミュージカルなど多様な形のコンテンツは、二次創作やコスプレなどのファン活動により形成されたファンダム（fandom）とともに、いわゆる「オタク文化」を構成し、膨大な経済的利益を生み出している。たとえば、一般社団法人日本動画協会の「アニメ産業レポート」によると、2013年から日本国内のアニメ産業市場の総額が著しい成長を見せており、2018年に2兆円を超えている<sup>1</sup>。矢野経済研究所はさらに、アニメ産業だけでなく、同人誌、プラモデル、フィギュア、コスプレ衣装、ゲームなどを含めた日本国内の「オタク」主要分野の市場規模を調査しており、その結果もオタク文化の成長と多様化を示している。

こうしたオタク文化の動向は政府と研究者の注目も集めている。「クールジャパン戦略」というコンテンツ産業振興を主眼とする政策の背景には、政府によるマンガ、アニメやゲームなどがもつ「ソフトパワー」に対する重視がある。また、『ユリイカ』と『美術手帖』はそれぞれ2015年と2016年に、マンガ原作のミュージカルの特集<sup>2</sup>を出していることから、この新ジャンルへの注目度が窺える。さらに、同人誌即売会やコスプレ大会が世界各地で開

---

1 <https://animeanime.jp/article/2019/12/02/50082.html> (2020年1月2日アクセス)

2 『ユリイカ』2015年4月臨時増刊号「総特集＝2.5次元」。『美術手帖』2016年7月号「2.5次元文化：キャラクターのいる場所」。

催されている<sup>3</sup>ことも、オタク文化のグローバル化の規模を示している。このような現状を見ると、オタク文化はもはや一部のマニアのみが楽しむ「サブカルチャー」ではなくなり、現代日本の「ポップカルチャー」として認識されるようになってきていると言えるだろう。

このように、可視化しつつある「オタク文化」は、学問の世界においても注目される課題になっており、その研究分野は多岐にわたる。表象文化論、文学研究、社会学、心理学、メディア研究、カルチュラル・スタディーズなど、オタク文化は現代日本社会を照射するものとして位置づけられている。ジェンダー研究の分野においても同様に、オタク文化をめぐって様々な議論や批評が蓄積されつつある。本稿はオタク文化を現代日本のポップカルチャーを代表する一分野と捉え、関連のジェンダー研究のこれまでの歩みを概観する上で、オタク文化がジェンダー研究に与える示唆、及び残る課題を示すことを目的とする。

## 2. 日本におけるオタク文化の展開

さて、素朴な疑問から始めよう。たとえば、読者の性別と年齢層によって、男性向け／女性向け、少年／少女／青年マンガなどのように、マンガは細分化されているが、なぜそこからさらに多様なサブジャンルが派生するのか。その展開にどのような特徴が見られるのか。

マンガ、アニメ、ゲームなど、オタク文化の基盤を構成するジャンルにおいて、物語は主に絵や画像の形で具現化される。作り手も受け手も想像を無限に馳せることが可能なため、現実と分断される虚構の世界が作り出される

---

3 たとえば、台湾では、「Fancy Frontier (FF)」と「Comic World Taiwan (C.W.T)」という大規模の同人誌即売会が台北市、高雄市などの大都市で定期的で開催されており、後者はさらに香港大会も開催している。国内では2003年発足の名古屋で、「世界コスプレサミット」が開催され、世界中のコスプレイヤーが集まる大規模なイベントが行われた。海外では2000年発足のパリで開催された「Japan Expo」や、北米最大級のアニメイベント「Anime Expo」などで、オタク文化のブースの出展だけでなく、コスプレイベントも開催されている。

という、表現の形（平面の絵や画像などの2次元空間）とは別の意味で「2次元ジャンル」と捉えることもできる。そして、アニメに出演する声優、マンガやアニメを原作とするドラマCDやミュージカル、またはマンガ・アニメ・ゲームのキャラクターになりきるコスプレなどは、生身の人間によりファンタジーを現実世界の中で再現するという意味で、2次元と3次元の間の「2.5次元」と位置づけられる。

また、メディアミックスはオタク文化の拡張と多様化を促す重要な鍵となる。マンガ原作のドラマ化や実写映画などは言うまでもなく、文字、絵、動画、音楽ないし声優や俳優の演出の組み合わせにより、さらに多様なサブジャンルが創出される。たとえば、声優が出演するアイドルアニメのコンサートは、ゲームまたはアニメ、声優、アイドルの融合から生まれたものである。また、元々児童文学と同じく若年層読者向けのライトノベルは、アニメ風のイラストと文字の融合により、マンガと文学を横断する新しい分野として定着しており、現在日本の多くのアニメやゲームの原作にもなっている。

上記の各サブジャンルの関係性を見ると、オタク文化は「ファンタジーと現実の接近」という軸を基に展開してきたと捉えられよう。この点は、オタク文化の独自の要素とも言える「萌え」、「妄想」と関係すると考えられる。ここで言う「妄想」は精神医学における病理的な意味ではなく、現実と虚構の間をつなげようとする「遊び」が前提とされる。現実と虚構をつなげるのはコンテンツ自体だけでなく、物語やキャラクターへの感情移入も、現実の人間が虚構の世界に触れる瞬間として捉えられる。とりわけオタク文化においては、好きなキャラクターへの愛着、つまり「萌え」という感情の触発は妄想と緊密に関わっている。一般的には、「萌え」とはキャラクターに対する擬似恋愛のような感情移入を指す（ササキバラ 2004; 森永 2005）。詳しく言えば、キャラクターに愛着が湧くのは、そこに主体の恋愛対象の好みが投影されるので、あるキャラクターのある特徴に「萌え」を感じ取ることは、その萌えの要素が自分の恋愛対象の理想像を現前化している、ということの意味する。そして、萌えの対象のキャラクターやその他のキャラクターとの関係性をめぐって、各自の（性的嗜好を含む）好みに基づいて妄想を膨らま

せる快楽を享受するのである。したがって、受け手の性別と年齢層だけでなく、キャラクターのジェンダー表象と受け手の性的指向／嗜好も、オタク文化の細分化の基準となっている。そこで、異性愛を中心とする恋愛物語だけでなく、男性同士の恋愛関係を題材とする「ボーイズラブ (BL)」や、女性同士の親密な関係性を描写する「百合」、さらに男装や女装のキャラクターなどのサブジャンルも生まれたのである。

このように展開・細分化しつつあるオタク文化を考察するにあたり、ファンタジーと現実の関係、及びジェンダー表象やセクシュアリティの多様化が重要なポイントとなる。次節では、ジェンダーの視点に基づくオタク文化の関連研究の動向を見ていく。

### 3. オタク文化をめぐる日本国内のジェンダー研究の動向

オタク文化をめぐるこれまでのジェンダー研究は、分析対象によって、おおまかに作品内容、または主体（作り手と受け手を含む）、という二つの方向に分けられる。前者の多くがキャラクターの表象や物語の内容分析であるのに対し、後者は主に主体の実践や心理状態が焦点になっている。

まずは作品を分析対象とする研究動向を見てみよう。表象分析の研究は、主に作品はどのように社会構造を反映するかに焦点を当てる。マンガやアニメに関するフェミニズムの表象分析は、主に作品に反映されるジェンダー差別を批判している。たとえば、男性向け作品における女性キャラクターの性的な身体や女性キャラクターへの性的暴力の描写、または少女マンガのヒロインの受動的なキャラ設定は、女性が性的かつ従属的な客体とされるジェンダー構造を強化するという批判が挙げられる（上野 2007; 石田 2008; 守 2010）。

しかし、作品は単に現実社会を忠実に反映するだけではない。従来のジェンダー構造を攪乱するきっかけが秘められる可能性も考えられる。たとえば、戦闘美少女や男装麗人といった「非伝統的な」女性キャラクターから、女性の主体性への渴望や、従属的な女性性への抵抗を見出すことができる

(押山 2007)。また、「男の娘」という女装男性に関する研究<sup>4</sup>や、少年愛やBLなど同性愛男性キャラクターをめぐる表象分析(藤本 2007; 守 2010)では、男性性の多様性の表現が焦点化されている。これらの研究は、作品の中からジェンダー越境の可能性を見出そうとしていると言えよう。

一方、セクシュアリティに関する描写も重要な研究テーマとなっている。とりわけ少年愛、やおい、BLなど男性の同性愛関係を描く作品を、従来のジェンダー構造を「女性=見る主体、男性=見られる客体」に逆転させる場とし、その男性キャラクターの関係性に女性の親密関係への理想像が反映されると捉える研究が挙げられる(上野 2007; 藤本 2007)。また、女性同士の親密な友情関係(または同性愛関係)をテーマとする「百合」にも、女性同士の関係性をめぐる男性の妄想だけでなく、女性同士のホモソーシャルリティの可能性、及び女性コミュニティへの参入という男性の欲望も照射されている(安田 2016)。これらの研究は、作品の批判的な解釈を通して、異性愛中心主義を脱構築し、欲望の多様性を探求している。

次に、作り手と受け手といった「主体」に焦点を当て検討してみよう。このカテゴリーの研究は、さらに感情移入のメカニズム、及びファン文化に分けられる。前者に関する研究においては、作品やキャラクターへの感情移入がフォーカスされる。たとえば、東浩紀(2001)が萌えの要素を中心に展開した「データベース消費論」や、東園子(2010)が男性同士の親密な関係性に対する腐女子の「妄想」を解析した「相関図消費論」などは、感情移入というプロセスを構造化しようとする試みである。また、主体の性的欲望がどのように性的描写を含むポルノ的な作品に刺激されるかを分析する研究も挙げられる(堀 2010; 守 2010)。

他方、ファン文化をめぐる重要なのは、愛好者たちは実際にどのようにオタク文化に関与するか、という点である。たとえばミュージカルの魅力の解析は、その一つの事例として挙げられる(田中 2018)。さらに重要なのは、コスプレ、二次創作、ファン・コミュニティなど、いわゆる作品の購読

---

4 『ユリイカ』Vol. 47(13):「特集 男の娘:『かわいい』ボクたちの現在」。

や鑑賞の延長線上に位置する活動により形成されたファンダムである。こうしたファンダムの基盤となるのは、作品やキャラクターへの愛着とそれが促す無限の想像である。たとえば、女性キャラクターとの恋愛や性愛関係を主題とする「美少女ゲーム」は、ゲーム・ユーザーの女性キャラクターに対する感情移入が前提とされる（ササキバラ 2004）。アニメキャラクターの抱き枕やシャツなどのグッズは、2次元にしか存在しないキャラクターに触れられるかのような想像を引き起こす（堀田 2005）。また、腐女子がマンガやアニメの男性キャラクターの関係性を同性愛関係に読み替えるという「妄想」は、個人で楽しむだけでなく、仲間と「妄想」を語り合い、同人誌の創作と消費を通じて、その快楽を共有することで、腐女子という「妄想の共同体」が形成される（東園子 2010）。ここで特に注目に値するのは、ファンダムを通して、既存のジェンダー秩序を攪乱する試みである。たとえば、身体のパフォーマンスを通じてキャラクターとの同一化を追求するコスプレは、生身の身体に囚われないジェンダー越境の試みでもある（村瀬 2008）。また、前述の男性同士の関係性をめぐる腐女子の「妄想」に関しては、「攻め」と「受け」<sup>5</sup>の男性キャラクターの表象、及び彼らの同性愛関係には、従来の二元論のジェンダー構造とホモフォビアを踏襲する部分があるものの、少なくともそれは、女性が性の主体になろうとし、親密関係の理想像を男性キャラクターの身体を通して具現化しようとする試みである（溝口 2015）。

また、霸権的男性性のヘゲモニーへの抵抗、及びその脱構築への希望も可視化されつつある。たとえば、BL好きの男性、通称「腐男子」に関する研究によると、腐男子が「攻め」より「受け」と同一化するという傾向は、従属的男性性への肯定を意味する（サンキュータツオ・春日 2017; 長池 2019）。そして、虚構のキャラクターに感情移入し、疑似恋愛の感情ないし性的快楽を得るというオタク文化独自の特徴は、実在の人間を経由せず、親密関係と

---

5 BLの中で、男同士の恋愛／性的関係は「攻め×受け」と表記される。「攻め」とは比較的に支配的でマスキュリンなジェンダー役割であり、性関係において挿入する側を指す。それに対し、「受け」は比較的に従順的でフェミニンなジェンダー役割で、性行為では挿入される側を指す。

欲望の新たな形として位置づけられるようである（東 2003）。

以上のように、従来のジェンダー秩序の脱構築、または新たなジェンダー構造の予想図を、オタク文化から探ろうとする動向が先行研究には示されている。それが可能になるのは、オタク文化が様々な要素によってファンタジーを具現化する場だからである。もちろん、ファンタジーは直接現実にならないし、ファンタジーは時に従来のジェンダー秩序を強化したり、ジェンダー差別に加担したりする共犯にもなりうる。しかし、抑圧への異議申立て、または現実の一步先にあるユートピアへの想像を可能にする場が提供されているということに、オタク文化の意味があるのではないだろうか。

#### 4. 海外の研究動向

オタク文化のグローバリゼーションにつれ、世界の人々が魅了されるだけでなく、多くの研究者も関心を示している。とりわけセクシュアリティをめぐる議論においては、海外の研究は日本国内の研究と明白に異なる方向性を示している。ファンタジーの構造や快楽の享受に議論が集中する日本の研究傾向に対し、海外の研究においては、オタク文化と現実社会の関連性が強調される。BLに関する研究を事例に挙げよう。BLは男性の同性愛関係が主題となっているため、BLをLGBTの文脈に位置づけて論じる研究が多い。たとえば、日本のポップカルチャーが幅広く受容される台湾では、腐女子のセクシュアリティ、BLの購読と性的マイノリティへの態度の関連に関する研究の他に（張 2005; 張 2007）、さらに近年では、異性愛中心主義のジェンダー構造を攪乱するBLの役割を肯定する研究も挙げられる（劉 2014）。他にも、BLをLGBTに対する社会の態度と関連付けて論じる研究がある。たとえばボーディネット（2019）の指摘によれば、中国人ゲイにとって、同性愛への抑圧が厳しい中国に比べ、日本のBLは同性愛の欲望を肯定してくれる「希望のよりどころ」であるという。また、台湾の同性婚合法化運動に対するBLファン・コミュニティの反応を調査したワン（2019）は、BLは台湾人腐女子にジェンダー差別とLGBT人権問題への関心をもたせる役割

を果たすと主張している。このように、海外で受容される BL は、物語の享受と個々人の妄想の次元を超え、社会変革へと連動する、という点が注目値する。アリスン（2006）が指摘するように、日本のアニメがアメリカで高く評価される一つの特徴は、その中に現実とファンタジーの世界が共存し、キャラクターは常にそれらを行き来するので、視聴者もこの二つの世界を往還するかのような快感を味わえる、という点である。この点を踏まえ、オタク文化研究の問題意識をファンタジーの次元から現実を持って来ることが重要だろう。

また、クィア研究の視点によるオタク文化研究も海外では盛んである。作品に描かれるセクシュアリティの多様性への注目だけでなく、作品をクィアの視点で読み返す、またはオタク文化をクィアの視点で問い直すという、いわゆる「クィア・リーディング (Queer Reading)」や「クィアする (Queering)」の研究は、少なくとも筆者の知る限りでは、日本ではまだ海外ほど盛んになっていない。クィアの視点によるオタク文化の研究は、オタク文化が既存のジェンダー構造を疑問視し、カテゴリーの境界線を攪乱する潜在力を有するということを意味する。これは先述した、ファンタジーと現実の世界をつなげるというオタク文化の特徴と関連すると考える。すなわち、クィア研究がオタク文化に反映される現実の社会構造に対して批判するというよりも、むしろ「逸脱」の部分に関心があるのだ。だからこそ、BL、百合、男の娘など、既存のジェンダー秩序から見れば「逸脱」のジャンルが多く注目され、そこから、既存の秩序のどこがおかしいのか、「逸脱」の後に何があるかを探ろうとするのである。筆者はしばしば、クィア研究は秩序の批判や構造の脱構築には有効であるが、それを越えるための具体策の構築には物足りないと感じる。この点からみると、ファンタジーを具現化するというオタク文化の表現力は、「その一歩先」の世界の具体像を示すのに有力な道具になりうるのではないだろうか。

## 5. おわりに

本稿は紙幅の関係で、オタク文化をめぐるジェンダー研究をおおまかに概観することしかできなかったが、最後に、オタク文化研究はジェンダー研究にどのような示唆を与えうるかを提示してみたい。繰り返しになるが、オタク文化がファンタジーと現実を架橋する点に注目したい。作品はある程度現実社会の反映なので、ジェンダーとセクシュアリティをめぐる差別と抑圧を批判する材料になる。その一方で、作品はファンタジーを表現する場でもあるので、差別と抑圧に対する作り手と受け手の抵抗、または理想の世界への想像も作品を通じて示される。たとえば、溝口（2015, 2017）がBLを「進化的」と捉えるのは、70年代の少年愛から今日のBLまで、その絵柄や物語の方向性などが変わりつつあるからだけではない。キャラクターの表象の多様化、ホモフォビアの弱化、LGBTフレンドリーな意識の台頭などを通じて、腐女子はよりジェンダー平等なユートピアへの想像をBLに託してきたから、BLは常に現実社会の一步先の世界へと導いてくれるという意味で、進化的だと捉えるのだ。オタク文化の多様なサブジャンルの派生も、まさに同じ論理で作られ続ける。だからこそ、オタク文化のジェンダー研究において、差別的なジェンダー構造の批判、及びそれを変革する可能性の探求は、同等に重要であろう。

女性は不平等なジェンダー構造の中で従属的な位置に置かれ、主体性が沈黙させられてきたからこそ、抑圧からの解放への渴望がオタク文化にも寄託される。フェミニストやジェンダー研究者も、そういう女性たちの渴望に呼応して、ジェンダー構造の批判と変革の可能性を女性向けのジャンルから探り続ける。その反面、男性向けのジャンルには、女性向けジャンルほどラディカルな変容がなく、覇権の男性性のヘゲモニーへの抵抗もまだまだ途上にある。その意味で、男性支配とジェンダー差別をめぐる批判に豊富な蓄積があるのに対し、変革についての議論はまだ十分とは言えない。したがって、ジェンダー差別をなくすための男性向けジャンルの変革、覇権の男性性のヘゲモニーの解体などは、今後オタク文化のジェンダー研究が向き合わな

ければならない課題だろう。こうした批判と変革を、筆者はオタク文化を含むポップカルチャーの政治性と捉えている。ポップカルチャーというツールを通して、批判と変革に挑み続けることは、平等と正義というジェンダー研究が追求する目標へとつながるだろう。

## 参考文献

- アリスン, アン (2010) 『菊とポケモン—グローバル化する日本の文化カー—』実川元子訳新潮社。
- 東園子 (2010) 「妄想の共同体—〈やおい〉コミュニティにおける恋愛コードの機能—」東浩紀・北田暁大編集『思想地図 vol. 5 特集・社会の批評』日本放送出版協会 pp. 249-274。
- 東浩紀 (2001) 『動物化するポストモダン—オタクから見た日本社会—』講談社。
- 東浩紀編著 (2003) 『網状言論 F 改—ポストモダン・オタク・セクシュアリティ—』青土社。
- 石田美紀 (2008) 『密やかな教育—「やおい・ボーイズラブ」前史—』洛北出版。
- 岩瀬功一 (2001) 『トランスナショナル・ジャパン』岩波書店。
- 上野千鶴子 (2007) 「腐女子とはだれか?—サブカルルのジェンダー分析のための覚え書き—」『ユリイカ』Vol. 39(16) 青土社 pp. 30-36。
- 押山美知子 (2007) 『少女マンガジェンダー表象論—〈男装の少女〉の造形とアイデンティティ—』彩流社。
- ササキバラ・ゴウ (2004) 『〈美少女〉の現代史—「萌え」とキャラクター—』講談社現代新書。
- サンキュータツオ・春日太一 (2017) 『ボクたちの BL 論』河出文庫。
- 田中東子 (2018) 「2・5次元ミュージカルのファン」『新社会学研究』3 pp. 50-68。
- 長池一美 (2019) 「『腐男子になる』欲望—東アジアにおける異性愛男性 BL ファン比較研究—」ジェームズ・ウェルカー編著『BL が開く扉—変容するアジアのセクシュアリティとジェンダー—』青土社 pp. 77-96。
- 藤本由香里 (2007) 「少年愛／やおい・BL—2007年現在の視点から—」『ユリイカ』Vol. 39(16) 青土社 pp. 36-47。
- ボーディネット, トーマス (2019) 「憧れの世界を読み取る—一時滞在の中国人ゲイに対する『希望のよりどころ』としての BL—」ジェームズ・ウェルカー編著『BL が開く扉—変容するアジアのセクシュアリティとジェンダー—』青土社 pp. 173-190。
- 堀田純司 (2005) 『萌え萌えジャパン—二兆円市場の萌える構造—』講談社。
- 堀あきこ (2010) 「ヤオイはゲイ差別か?」好井裕明編集『差別と排除の〔いま〕⑥ セクシュアリティの多様性と排除』明石書店 pp. 21-54。
- 溝口彰子 (2015) 『BL 進化論—ボーイズラブが社会を動かす—』太田出版。
- (2017) 『BL 進化論 [対話篇] —ボーイズラブが生まれる場所—』宙出版。

- 村瀬ひろみ (2008) 「日本の商業アニメにおける女性像の変遷と『萌え』文化—新しいジェンダーを求めて—」 田中かず子編『アジアから視るジェンダー』風行社 pp. 77-92。
- 守如子 (2010) 『女はポルノを読む—女性の性欲とフェミニズム—』青弓社ライブラリー。
- 森永卓郎 (2005) 『萌え経済学』講談社。
- 安田洋祐 (2016) 「女性アイドルの『ホモソーシャルな欲望』—『アイカツ!』『ラブライブ!』の女同士の絆—」『ユリイカ』Vol. 48(12) 青土社 pp. 159-167。
- ワン・ベイティ (王佩迪) (2019) 「抑圧か革命か?—同性婚合法化運動に対する台湾のBL ファンコミュニティの反応—」ジェームズ・ウェルカー編著『BLが開く扉—変容するアジアのセクシュアリティとジェンダー—』青土社 pp. 217-262。
- 張茵惠 (2007) 『薔薇纏繞十字: BL 閱聽人文化研究』國立台灣大學新聞研究所修士論文。
- 張秀敏 (2005) 『薔薇園裡的少年愛—同人誌文化與青少女性別主體—』國立中正大學電訊傳播研究所修士論文。
- 劉品志 (2014) 『「腐女」の幻想與望／妄想』國立高雄師範大學性別教育研究所修士論文。

# ネパール社会における寡婦について

—農村地域チトワン郡4地域の実態調査報告

Widows in Nepalese Society: A Case Study of Four Rural Areas

タパ カビタ THAPA Kabita

This paper examines the widows' situation in Nepalese society and identifies different types of widows. The paper explores how various factors such as age, religion, caste, education, existence of children, region, personal resources, and social network not only influence the experience of widows but at the same time might lead to discrimination, harassment, or psychological stress.

## 1. はじめに

本稿の目的は、ネパールの農村地域チトワン郡4地域（パルパティープル、シバナール、グンジャナガル、ディビヤナガル村）を事例として、ネパール社会における寡婦<sup>1</sup>の生活状況や実態を明らかにすることである。具体的には、年齢、ジャーティ（カースト）<sup>2</sup>、宗教、教育、などによって、上

---

1 本稿では「Widow」にあたる言葉を日本語で「寡婦」とする。本稿では、寡婦のタイプ（若年寡婦、中年寡婦、高齢寡婦）それぞれは、上に述べている現地の NGO 「WHR」の分類に基づく。

2 ジャーティ：カーストはネパール語でジャーティと言う。現在のネパールにおけるカースト制度はインドのカースト制度と若干違う。これは、バラモン、チェトリ、バイシャのいわゆる高位カースト、非カーストのジャナジャティ（ヒンドゥー教以外の宗教の信者とエスニック・マイノリティ）、と不可触のダリットを含む。低カーストのストラは現在のネパールで殆ど消えた。バラモンは上位の祭司、チェトリは戦士、バイシャとジャナジャティはビジネスや経営者などを含み、ダリットはカースト制度

述した生活状況や実態がどのように決められているのかについて探究したい。近年、多くの国々で寡婦の数が増加している。先進国と異なり、アフリカ、中央アジア、南アジアでは、組織的大量虐殺、長期にわたる内戦、エイズ、児童婚などが増加の主な原因である (Bruck & Schindler, 2009; Media Foundation, 2011; The Loomba Foundation, 2015; United Nations. Division for the Advancement of Women, 2001, 以下 UN (DAW); Alexander & Regier, 2011)。これまで、様々な NPO が女性の権利や問題などの改善のために尽力してきた。ところが、女性研究において、寡婦は取り残されたままであり、現在も寡婦の問題に着手する研究者は限られる。さらに、多くの発展途上国で、寡婦の数や経済的な地位は、国勢調査にも含まれていない (Owen, 1996; UN (DAW), 2001)。

ネパールでも、「夫が死亡し、再婚していない婦人」、つまり寡婦の数やその増加に関する確実なデータが存在しなかった。2011年の国勢調査で、初めて寡婦の数が498,606人であることが明らかになった (Central Bureau of Statistics, 2011, 以下 CBS)。ネパールも10年にわたる長い内戦<sup>3</sup> (1996～2006年) を経験した。さらに、2015年4月の大地震で約8,000人が死亡し、2,000人の寡婦が新たに増加したと言われている (Adhikari, 2015)。ネパールでは、寡婦問題を取り上げている組織も非常に限られており、寡婦は、目に見えない被害者と言えるだろう。上に述べている様々な理由から、本稿はネパール社会における寡婦の悲惨な生活状況に研究の焦点を定めた。

ネパールでは、人口の80%以上がヒンドゥー教徒であり (CBS, 2011)、女性がヒンドゥー教に特有の家父長制によって支配されているのが一般的である (Bennett, 1983)。女性が虐げられている状況の中で寡婦は最も地位が低いとされている。なお、ネパールのヒンドゥー教社会における厳しい規則によって、上位のジャーティにおいても、寡婦の生活状況は最底辺のダリット

---

の外の最底辺に置かれた階層である。

- 3 ネパールでは、マオイストと政府の間に10年ほど内戦があったため、何千人もの死亡、女性レイプ、強制的な収容、強制的な移住を引き起こした。寡婦や父がいなくなった子供も増加した。

よりも低い。

ネパールの寡婦の困難な状況は、日常化しており、新しいものではないが、長い間研究の主題とされることはなかった。1994年に初めて Women for Human Rights, Single Women Group (以下、WHR)<sup>4</sup> という現地の NGO が寡婦の問題に取り組んだ。その後、ようやく2000年以降寡婦は研究分野として認識され始めたと言える。

ネパールの寡婦に関する研究や出版は非常に限定的である。ほとんどの研究は彼女たちを巡る健康、心理、内戦と暴力の問題に集中している (Shrestha, 2011; Sabri et al., 2016; Poon et al., 2016)。健康、心理と暴力に関する研究は非常に重要であるが、ネパール社会の場合、家や家族関係を丁寧に調査して明らかにすることも必要であると言える。なぜならば、寡婦の健康や心理の問題はほとんど全て家族構造上の問題や家族から与えられたプレッシャーの結果であるからだ。さらに、家族との関係や支援が寡婦の危機を決定すると考えられる。例えば、寡婦の立場は、彼女が義理の親の息子や娘と平等に扱われているか、または彼女がよそ者として扱われるかによって異なる。実際は夫が亡くなった後すぐ、関係が崩れていることが多い (Galvin, 2005)。支援については、以前は、社会、コミュニティ、家族関係が最低限の食事の世話などの支援システムとして機能していたが、工業化と都市化が、ネパールの家族構造に変化をもたらし、社会に存在していた大家族が核家族に変わってしまった。そのため家族研究が必要不可欠なのである。

以上のように、時代の変化によって、ネパールの寡婦も海外・国内の研究者から認められ始めた。代表作としては、Kathey-Lee Galvin によって書かれたネパールの寡婦に関する *Forbidden Red: Widowhood in Urban Nepal* (2005) が挙げられる。Galvin はネパールの4つの都市で様々な年齢、カースト、宗教、および様々な状況にある56人の寡婦にインタビューを行い、親族モデ

---

4 Women for Human Rights, single women group (以下、WHR) は非政府組織 (NGO) である。1994年からネパールの寡婦の社会、文化、経済、政治的な権利を保護するために活動をしている (WHR, 2010: 8)。2000年以降、WHR のグループが地域レベルで活動を行っている (WHR, About US)。

ルと実践理論を利用して家族のなかで寡婦の地位が低いことを明らかにし、寡婦のインフォーマントが生き残るための戦略としてどのように宗教、居住地の選択を適用しているかも示している。しかしながら出版から14年が経過し、社会的弱者の権利の拡大を主張した政権の成立もあり、その間ネパール社会も大きく変動している。さらに、10年間にわたる内戦も終わり、現在のネパールでは女性、寡婦の生活や権利の保護のためのグループとして、地域レベルで様々な母グループ、嫁グループまたは寡婦グループが設立されている。一方で、留学や出稼ぎ目的での国際移動も毎年増え続け、教育も進んでいる。

それにも関わらず、これまでの研究は、主に定量的な研究、もしくは都市部の寡婦の状況を対象とした研究に限られ、マイクロレベルの定性分析、あるいは農村地域の寡婦の様子に関する研究がほとんどない。そこで本稿は、農村地域に住む個々の寡婦に焦点を定める。この視点は、今までの研究にない本研究のオリジナリティである。本稿では、彼女たちの生活状況について主に7つの群を検討する。この7つの群は、先行研究において、寡婦の生活に影響を与えるものとして記録されており、筆者も予備調査でのグループディスカッション以降、この群の重要性を認識している。マイクロ分析を構成する7つの群は以下のとおりである。(1)夫の死亡直後の親族の変化(夫を失った直後、寡婦が悲惨な状況に置かれることが頻繁にある。夫が活着している時は大事にされるが、夫の死亡直後、義理の家族や周りの社会からネグレクトや差別を受けることもある)、(2)学校教育(寡婦の教育のレベルによって夫の死後、新しい生活状況への対応も異なる)、(3)NGOとの関係(以前より、寡婦が様々な活動に参加することで自信がつく)、(4)寡婦を取り巻く風習一祝い事の参加と服装の色の禁忌、(5)寡婦の再婚(寡婦の再婚に対する様々な否定的なルールが存在する)、(6)寡婦の心理的状況(夫の死後は、義理の家族や親戚の寡婦への態度が寡婦のストレスと心理的な症状の原因になり得る)、(7)寡婦が自分の生活状況にどのように対応し、これをどのように回復しようとするかを検討する。

## 2. 調査方法・調査対象地域

### (1) 調査方法

筆者は2017年10月に2地域（シバナーガルとパルパティープル）で参加者一人一人に詳細なインタビュー調査を行った。詳細なインタビューは定性的研究の方法でインフォーマントの視点、感情、展望を深く理解するのに役立つためである。NGO 団体である WHR と連絡・調整しながら、32名に対して調査を行った。シバナーガルでは13人のインフォーマントとパルパティープルでは19人のインフォーマントが参加した。2回目の調査である2018年11月には、引き続きグンジャンガルと同じくチトワン郡にある別の地域ディビャナガルで一人一人に詳細なインタビュー調査を行った。今回も WHR と連絡・調整しながら18人に対して調査を行った。グンジャンガルのインフォーマントは8人、ディビャナガルのインフォーマントは10人だった。調査のインフォーマントは総数50人であった。50人のインフォーマントの内、21人がバラモン、12人がチェトリ、11人がジャナジャティ、6人がダリートのジャーティであり、43人がヒンドゥー教、6人が仏教、1人がキリスト教を信じている。本論文では上記の地域の、本格的な調査を行うことのできたパルパティープル、シバナーガル、グンジャンガル、ディビャナガル、の4地域の調査結果を報告する。

この研究は、事実を帰納的に整理する形で分類する、グラウンデッド・セオリーに基づく比較分析法を使用している (Glaser & Strauss, 1967)。インフォーマントとのやり取りはネパール語で行った。インフォーマントの情報は最初にネパール語で記録した後、英語と日本語に翻訳した。

### (2) 調査対象地域の紹介

地域調査のためチトワン郡を選んだ主な動機は次の3つである。まず、1) チトワン郡の寡婦に関する研究は限られている。これまでの研究はほとんどカトマンズ郡とその周辺または内戦が酷かったところに集中している。ネパールでは、地域により地理や開発状況も異なっている。例えば、ネパー

ルの首都であるカトマンズは他の地域よりも開発が進んでおり、カトマンズに住んでいる寡婦の状況はカトマンズから離れているところに住んでいる寡婦のそれと異なっている。ネパールは多文化、多言語、多民族の国であるため、多様な状況の地域を研究する必要がある。2) 2016年、ネパールでは大きな政治的な混乱が起き、ストライキや輸送の妨害に直面した。ストライキが人々の日常生活に深刻な影響を与え、政治的状況も大変困難であった。特に、ネパールの南部地域では、多くの死亡者を出し、酷い政治的暴力と混乱に直面していた。その時のチトワン郡もストライキの影響を受けたが、比較的安全だったのでチトワン郡を選んだ。チトワン郡の中でも4地域(パルパティープル、シパナーガル、グンジャンナガル、ディビヤナガル)を選んだ大きな理由は、3) 地区レベルで活動をしているNGOの寡婦スタッフと以前から連絡を取っており、また彼女たちはそれぞれ地域の担当者でもあるためである。彼女たちは自分が担当している地域について詳しく、そして寡婦インフォーマントと繋がりもあった。

本論に入る前にネパールの都市部であるカトマンズ郡の情報を補足しておく。カトマンズ郡の面積は395km<sup>2</sup>で、世帯は436,344、総人口1,740,977人の内、男性は913,001人、女性は831,339人である。カトマンズでは、ネワールジャーティが一番多く、宗教ではヒンドゥーの人々が多く、2番は仏教である。婚姻状態と性別による10歳以上の人口は1,495,478人で、その内、寡夫は5,561人と寡婦は26,429人である(CBS, 2011)。

以下に、それぞれの調査対象地域について簡単に紹介しておく。

チトワン郡：ネパールの東部にあるチトワン郡はカトマンズ郡から100kmぐらい離れており、王制が崩壊後、ネパールの新憲法(2015年)によって国が七州に分割され、今日チトワン郡は七州の中の第三州に入っている。チトワン郡の面積は2,218km<sup>2</sup>で、総世帯数は132,462、総人口579,984人の内男性は279,087人、女性は300,897人である。婚姻状態と性別による10歳以上の人口は480,700人で、その内寡夫は2,459人と寡婦は10,247人である(CBS, 2011)。



図1 ネパールの地図

(出典) Government of Nepal, Ministry of Land Management, Cooperatives and Poverty Alleviation Survey Department dos.gov.np/assets/uploads/images/surveygallerycontent/Nepal\_Districts\_English\_A4-1-1.jpg

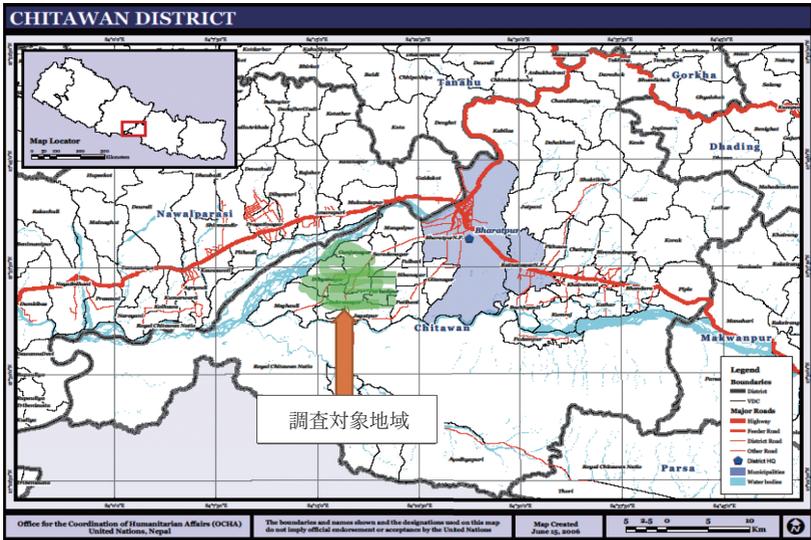


図2 チトワン郡の地図

(出典) [http://un.org.np/sites/default/files/maps/district\\_maps/Chitawan.pdf](http://un.org.np/sites/default/files/maps/district_maps/Chitawan.pdf)

続いて、調査地域チトワン郡4地域の概要を示す。

- ①パルバティープル村：2011年のネパール国勢調査の時点で、パルバティープルの総世帯数は1,614、総人口は6,506人、男性は2,937人、女性は3,569人と特定された。5歳以上の総人口のうち76.83%は識字者で、識字率は男性84.39%、女性70.71%である。パルバティープルの総人口の内、バラモンジャーティが2,074人とチェトリジャーティが926人である（CBS, 2011）。
- ②シバナーガル村：2011年のネパール国勢調査の時点で、シバナーガルの総世帯数は1,868、総人口は7,674人、男性3,421人、女性4,253人。5歳以上の総人口のうち、79.34%が識字者で、識字率は男性87.66%、女性72.82%である。シバナーガルでは、バラモンの割合が最も多く2,698人で、次にチェトリ1,150人である（CBS, 2011）。
- ③グンジャンナガル村：グンジャンナガルの面積は22.77km<sup>2</sup>である。2011年のネパール国勢調査の時点で、総世帯数は3,546、総人口は15,071人、その内男性は6,829人と女性は8,242人（CBS, 2011）。5歳以上の総人口のうち、77.37%が識字者で、識字率は男性84.91%、女性71.25%である。グンジャンナガル村にはバラモンが多く4,060人、2番は、タマング<sup>5</sup> 2,126人である。
- ④ディビヤナガル村：ディビヤナガルの面積は18.59km<sup>2</sup>で、2011年のネパール国勢調査の時点で、総世帯数は1,936、総人口は8,334人、男性3,787人、女性4,547人（CBS, 2011）。ディビヤナガル村には、5歳以上の総人口のうち、78.84%が識字者で、識字率は男性87.46%、女性71.78%である。ディビヤナガル村にもバラモンが多く2,676人、その次はタール<sup>6</sup> 2,027人である。

---

5 「タマング」はネパールのジャナジャティのジャーティに属するエスニック・マイノリティである。

6 「タール」ジャーティは、チトワン郡の先住民族で、ジャナジャティのジャーティに属するマイノリティである。

### 3. 事例の分析結果

#### (1) 夫の死亡直後の親族の変化

夫を失った直後、寡婦が悲惨な状況におかれることが頻繁にある。夫が生きている時は大切にされるが、夫の死亡直後、精神的に大きな影響を受けている中で、さらに義理の家族や周りからの嫌がらせの言葉や身体への暴力、ネグレクトを受けることもあるのだ。WHR が2010年に寡婦の間で行った調査では80%が言葉による暴力、12%が身体的暴力、8%がセクハラを経験があると語った。Shrestha (2011) がラリタプル都市部の30人の寡婦に対して行った研究結果では、ほとんどのインフォーマントがセクハラを受け、87%のインフォーマントが加害者を知っており、それは、隣人、親戚、友人などであると答え、13%だけが知らないと語った (Shrestha, 2011: 24-25)。また、Sabri et al. (2016) は、約50人のサンプル調査を行ったが、そのインフォーマントは家族やコミュニティのメンバーから心理的、身体的、性的虐待など暴力を受けていた。

#### インタビューの事例 1

1	夫との関係はあまりよくなく、喧嘩ばかりだった。お酒を飲みすぎて他の女と生活をしていた。彼はサウジアラビアにいた時、事故に巻き込まれて死亡した。彼が事故でなくなったため、私は保障を受けることができると聞いたが、義理の家族と近所の人々がその保障を受け取らず、そして彼の市民権証明書をかくしてしまった。私は親族の土地を借りて農業をやっていた。最初に、親戚からひとつも文句もなかったが、収穫の時期には私に相談せずに勝手に収穫した。お金をかけて、一生懸命やったが、結局何ももらえなかった。辛くて、泣くしかなかった (AI さん、26歳、ジャナジャティ、中学未卒)。
2	夫が生きていた時、隣人、義理の家族と親戚が定期的に家を訪れた。しかし、今では、そのような訪問は劇的に減少している。男性は通常、寡婦の家に来ない。私はまだ直接的な差別や孤立を受けたことがないが、いつも心の中は差別を恐れる気持ちがある。夫の死亡後、人生で初めて電気代を支払う窓口に行った (AJ さん、47歳、バラモン、小学未卒)。
3	私は25歳の時、夫を失った。夫の死の前には、私は大切に扱われたが、夫の死後には、家族は私を無視し始めた。私が彼らの息子を殺したと非難した。彼らは精神的に私を拷問した。義理の兄弟は、私がすべての財産を奪うかもしれないとしばしば主張した (AK さん、40歳、バラモン、中学卒)。
4	夫の死の前、悪い言葉で話す人はいなかったが、夫の死亡後、人々の認識が変わり始め、陰口をし始め、私をいいかげんな女性と名付けた。私は赤い色の服を着るこ

	とを許されなかった。義理の母には、私は逃げるかもしれないと常に疑われた。私の名前で土地を手に入れるのは、非常に困難だった。赤い服を着ていると、誰もが疑わしく見たが、私はいつも無視して自分の道を歩いた。私が外に出る時に知人が、私を見ると、私は不運を運ぶ人間だと疑っている。私が仕事をする時、社会は疎ましく思った (ALさん、58歳、バラモン、読み書きできない)。
5	周りから差別的な扱いはない。私は強いからだと思う。私は家でもお金の管理をしている。ビジネスもやっているし、近所の人々がお金を借りるにお願いに来る時もある (AMさん、49歳、ジャナジャティ、読み書きできない)。
6	私の夫は元軍人だったがお酒を飲みすぎて亡くなった。喧嘩が多かった。義理の家族とはあまり話をしない。私の収入は労働の仕事であり、月8000ルピーの給料をもらっている。一日8時間以上工場で働いている。義理の父は息子たちに道路前の畑を与えたが、私には夫がいないから後ろの道もない畑を与えた。差別と思う時はある (ANさん、40歳、ジャナジャティ、成人教育)。
7	私は今まで恐ろしいことに直面していない。私は同じ地域で生まれ、結婚したので、子供の頃から誰もが私の事を知っている。夫の家族は私に親切にしてくれている。誰もが私を平等に扱っていると感じる。差別的な経験をしたことがない。多分、同じ近所で生まれ、結婚したからいじめや差別を受けていない。子供の面倒も家族が見てくれる。夫が生きていたら多分もっと幸せだと思う (AEさん、39歳、バラモン、中学未卒)。
8	私は、差別、不潔な言葉や行動を受けたことがない。それは、58歳の時に寡婦になったからかもしれない。現在の状況は過去とは異なり、変化の過程にもある。多くの人々が気づき始め、より意識も高まっている。大事なことをやる時には、息子たちと相談ができる (AOさん、63歳、バラモン、読み書きできない)。
9	私には何も悪いことが起きていないし、差別も受けていない。しかし、私は他人の前で話すことは苦手である。家族、近所や周りの人々は私に親切にしてくれる。それは、私が一人であるからかもしれない。しかし、私は悲しく感じている (APさん、46歳、バラモン、小学卒)。
10	私は偏見に直面したことがない。夫は別の場所で働いていたため、結婚後、家の責任を負わなければならなかった。したがって、夫の死後も、家を管理することはそれほど難しくはなかった。私は縁起の良い式にも参加しているが、誰も批判しない。近所の人々が声をかけてくれる。私は式のやり方、必要となることを知っているから皆が声をかけてくれる (AQさん、61歳、チェトリ、読み書きできない)。
11	私は32歳の時、寡婦になった。子供は5歳、3歳とまだ小さかった。生活を楽にするためアラブ国クウェートに家事を手伝う仕事で行った。義理の妹から嫌な言葉や魔女や夫を殺したといつも言われた (ARさん、43歳、バラモン、中学卒)。
12	私は30歳の時夫を失った。夫と一緒に部屋を借り、同じところで仕立ての仕事をやっていた。夫が亡くなった直後、家の所有者から出て行ってほしいと言われた。近所の人々は、私のことをダリート、魔女、他の男を狙うと言いつづけた (AVさん、57歳、ダリート、読み書きできない)。

本調査の結果も、インフォーマントの何人かが同様の経験をしたと語った。特に、若年寡婦<sup>7</sup>になった女性がこのような経験をしている。義理の家族から若い男性との不倫を疑われるなど言葉のハラスメントを受けている。

本調査の年齢ごとの分析では、若年、中年<sup>8</sup>、高齢寡婦<sup>9</sup>に対する家族や社会の扱いに相違があることが判明した。若年に夫を失った寡婦（上記1, 3, 4, 11, 12番参照）に比べて、中年寡婦は、直接的な差別、嫌がらせの言葉や行動を受けることが少ないが（上記2, 8, 9番参照）、心の中では差別を怖れるから、他人の前で話すことは苦手であると述べた（上記2, 9番参照）。分析から、さらに若年寡婦は経済的側面からも不利な立場であると考えられる（上記1, 3, 4番参照）。

本研究の資料の分析では、寡婦に対しての差別は宗教やジャーティだけで決まらず、その差別は人の考え（上記2, 9番参照）や、教育水準によって決まっていると明らかになった。上位のジャーティにおいて寡婦の差別が一般的に報告されているが、差別の受け方は一様ではない。例えば、同じ場所で生まれて結婚した寡婦（上記7番参照）、儀式の知識がある寡婦（上記10番参照）、または、経済的に強い寡婦は高く評価され（上記5番参照）、隔離や虐待を受けていない。

事例の分析から、ネパール社会では、教育に重点が置かれていることが改めて判明したが、一方で教育だけが全てではないことも浮かび上がった（上記1, 3番参照）。なぜならば、どの教育水準まで到達しても、社会経験がより重要で、社会で自立しているかどうかの方が重要だからである。読み書きが全くできない何人かのインフォーマントも家族の中で上の地位を保っていた

---

7 本稿では「若年寡婦」は18歳以上から35歳までの年齢の女性のこととされている。また、この年齢では再婚率が高く、年齢的に小さい子供がいる人も多い。

8 本稿では「中年寡婦」が36歳から59歳までの女性のこととされている。この年齢では子供の年齢も高く、家族から自立した子供もいる。中年の寡婦は家庭の収入にも貢献している。

9 本稿では「高齢寡婦」は60歳以上の年齢の女性のこととされている。ネパールの「Senior Citizens Act 2006」では、高齢者を「60歳以上の人」と定義している。そして、60歳以上では、家庭への貢献も低くなる。

(上記 5, 10 番参照)。結婚後、夫が仕事のために家から離れて、別の地域に移住すると、家庭の責任の全ては妻の負担になる。逆に言うと、学校教育を受けた寡婦であってもほとんどが夫に依存してしまっていたので、夫の死後、初めて電気代を支払う窓口に行ったと言うインフォーマントもいた（上記 2 番参照）。

## (2) 学校教育

ネパールの国勢調査による女性識字率は57.4%（都市部カトマンズは86.3%）である。2010年に WHR がネパールの54郡（都市部と農村部を含む）において、41,530人の寡婦の間で行った調査結果では、約67%が読み書きできなかった（WHR, 2010: 28, 31）。

### インタビューの事例 2

13	私は39歳の時に夫を失った。夫は HIV/ エイズの患者だった。私は、読み書きができない、そして収入源もない。私は肉体労働を中心に働いている。働けばお金もらえるが、病気になった時には仕事を休むのでその時にお金が手に入らない。私の家は荒廃した泥の家で、法的にその家の所有者ではない。義理の兄弟が法的に所有者である（AAさん、47歳、チェトリ、読み書きできない）。
14	私は学校に行っていないので読み書きできない。私は氏名だけ書くことができる。私には3人の娘がいる。夫が亡くなった時、娘たちの年齢は1か月、1.5歳、3歳だった（ABさん、45歳、ジャナジャティ、読み書きできない）。
15	夫が亡くなる時、私は中学校の SLC <sup>10</sup> の試験に参加したが受からなかった。彼が亡くなってからもう一回挑戦をして受かった。その後、高校に入り、今は大学3年に在学している（ACさん、40歳、バラモン、大学在学中）。
16	私は中学校レベルにある SLC の試験を受からなかったのが親が私を結婚させた。学校に行かないから娘は家にいても意味がないと言われた（ADさん、36歳、バラモン、中学未卒）。
17	夫が亡くなってから、食べることすら苦しかった。その時、次男は5歳だった。次男を義理の弟に預けて、SLC の試験を受かるまでに一緒に住んでもらった（AVさん、57歳、ダリート、読み書きできない）。
18	私の父は2回結婚した。私は学校に行くことで家で喧嘩になる。家で手伝って欲しかったから。それで、学校をやめた（AJさん、47歳、バラモン、小学未卒）。

10 本稿で使っている SLC は School Leaving Certificate の省略である。SLC は中等学校を卒業して高等学校に入る前の試験である。

19	私は成人教育を受けてから、自分の名前ぐらいは書けるようになった。今はゆっくりでも文字を読めることができる (AGさん、60歳、チェトリ、成人教育)。
20	私は中学校まで通ったことがある。昔は、学校が遠くにあったため、勉強を続けることができなかった。私の家族は教育の大切さを分かっていたので私は学校行くチャンスをもたらえた (AHさん、65歳、ジャナジャティ、中学未卒)。

調査の分析から、寡婦の36%は読み書きができないと述べた。24%が成人教育<sup>11</sup>を受けていると語ったが、そのほとんどが自分の名前しか書けない(上記19番参照)。また、36%だけが学校教育を受けたと答えたが、これは識字対象者として考えられる。なお、残り4%の寡婦は答えなかった。多くのインフォーマントは小学校や中学校を退学しており、50人のうち1人だけが大学に通った。教育を受けている17人のインフォーマント中13人が結婚(上記15, 16番参照)、3人が家庭の事情(上記18番参照)、そして、1人は学校が遠いため学校を中退した(上記20番参照)。読み書きができないことにより、正規の仕事や収入を得ることができず、日雇労働に従事しなければならない(上記13番参照)。非識字は仕事以外にも寡婦の生活に悪い影響を与える。例えば、NGOのエキスパートとの話しによると、寡婦は情報を受けることが難しく、一方寡婦も官庁とのコミュニケーションが難しく、NGOの手伝いが必要になるという。

### (3) NGO との関係

Habazaki (2009) による3つの都市部スルケット、カスキ、ラリトプルの研究では、寡婦は寡婦グループ Ekal Mahila Samuha<sup>12</sup>に参加してからポジティブな変化が表れたことが明らかにされた。

11 成人教育はネパールの現地の言葉でプラウド・シクシャと言う。成人教育は児童教育と異なり、これにほとんど中年や高齢の方々が参加し、基本的に文字の読み書きを勉強する。成人教育の基本期間は3か月である。

12 Ekal Mahila Samuha はネパールの現地の言葉で、寡婦のグループを意味する。

## インタビューの事例3

21	私はいつも泣いた。自信がなくて、泣くしかなかった。とても辛い人生だった。WHRに入ってから人生が変わった。考え方が変わり、素晴らしい人生を送ることが私たちの基本的な人権であると分かった。今は自信を持って他の寡婦を慰めることもできる (AKさん、40歳、バラモン、中学卒)。
22	WHRのメンバーになってから自信を持つようになった。WHRは、新しい人と出会う場所になり、感情もシェアできる。過去には、他の人と話すことは怖かった。今は、少し話をして交渉することができるようになった (BBさん、47歳、ジャナジャティ、中学未卒)。

事例の分析からも、寡婦になって以降、新しい変化が生まれていることが判明した (上記21, 22番参照)。その理由は、現地で活動をしている WHR のメンバーになり、様々なイベントやセミナーに参加したりしているからである。そこで、他の寡婦と会うことで、自分の状況が単独のものではなく、他の女性も同じ経験があると認識しはじめて、自分の自信が回復したと語った。

## (4) 寡婦を取り巻く風習

## 1) 祝い事の参加

ネパールのヒンドゥー教社会の一般的な風習により、寡婦は祝い事の参加を許されない。従って、結婚式、食い初めの場等、すなわち、慶事における寡婦の参加は家族や社会からは受け入れられないケースが多い。これは、彼女たちの参加や顔を見せることで不運が起こり、儀式が成功にならないと周囲に思われるからである。

## インタビューの事例4.1

23	道で歩いていた時、私の顔を見て隠れた人もいた。それは2、3回経験をしたことがある (AXさん、40歳、バラモン、中学卒)。
24	神様のお祈りの際、義理の兄弟に、毎回、君は前で皆と一緒に参加しないでと強く言われた。神のための水は君がさわってはいけない、不運になると言われた (AKさん、40歳、バラモン、中学卒)。
25	私は縁起の良い式に遠慮せずに参加する。私のジャーティではそんな差別はない (ABさん、45歳、ジャナジャティ、読み書きできない)。
26	差別や虐めはバラモンやチェトリジャーティに限られている、私たちのジャーティに存在しない (BCさん、59歳、ジャナジャティ、成人教育)。

27	私は縁起の良い式に参加する時、心の中では怖がっているけど行く（AEさん、38歳、バラモン、中学未卒）。
28	仏教はヒンドゥー教のような偏見がない（AHさん、65歳、ジャナジャティ、中学未卒）。
29	私はあまり行かない、怖いから。私は運が悪いですね（AAさん、47歳、チェトリ、読み書きできない）。

事例から、ジャナジャティ（上記25, 26番参照）および仏教の寡婦（上記28番参照）だけが祝い事の場合で差別を受けないと明らかになった。上位のジャーティの寡婦は参加することを恐れている、または、差別の経験があると述べた（上記23, 24番参照）。ところが、上位のジャーティの寡婦は、自ら不安を作り出し、明らかな差別が存在しないにもかかわらず、寡婦の心理的なストレスと恐怖のような現象も見られる（上記27番参照）。さらに、彼女らに対して周囲から悪い反応があると思ひ込み、逆に周囲との接触を避けることが明らかになった（上記29番参照）。

## 2) 服装の色の禁忌

寡婦に関する服の色の決まりが昔からあり、Galvin (2005) が指摘したように、赤をはじめ派手な色を避けている。ところが、寡夫の場合には寡婦のように決まりがない。カトマンズ以外の広域にて調査を行った Yadav (2016) は、寡婦として決まりがあった服の色に関してもポジティブな変化が表れていると指摘する。

### インタビューの事例4.2

30	私のジャーティはバラモンやチェトリと違って、寡婦の服の色に厳しくはない（ABさん、45歳、ジャナジャティ、読み書きできない）。
31	子供が言ったから、ちょっとピンク色の服を着始めて2年たった。心から明るい服を着たいと思わない（AAさん、47歳、チェトリ、読み書きできない）。
32	夫が亡くなってから、完全に赤い服を着てない（AQさん、61歳、チェトリ、読み書きできない）。
33	息子やお嫁さんが赤い服を着ても大丈夫と言うけれども、私は心から赤い服を着たいと思わない（AOさん、63歳、バラモン、読み書きできない）。
34	若い女性が白や地味な色の服を着ると、周りの人が寡婦であることにすぐ気づく。一人にいる時、嫌がらせのコメントをする。明るい服を着ると寡婦か夫がいる女性かの間の区別がしにくい（AKさん、40歳、バラモン、中学卒）。

Yadav (2016) と同じように、筆者のインフォーマントも、NGO が行う寡婦に関する様々な教育イベントに参加して、家族や社会が寡婦を抑制するために衣服の決まりを適用したのであり、宗教のタブーではないとはっきり理解している。しかしながら、今は明るい服を着ても大丈夫かどうかとの質問に対しては、年齢ごとに答えが異なっている。本稿の高齢寡婦は、歳をとっているから服装の色を気にしない、または以前と同じ地味な色でも構わないと答えた（上記31, 32, 33番参照）。しかし、若年寡婦は、服装の色で社会からいじめを受ける可能性があるため、地味な色ではなく、明るい色を選ぶと答えた人も多かった（上記34番参照）。調査中でも、若年寡婦は明るい服装、そして、高齢の寡婦は地味な色の服を着ていた。さらに、NGO の寡婦スタッフのほうが服装に自信を持っていることが窺えた。他の若年寡婦が明るい服を着ると述べても実際筆者の調査の際には、紫、黒い服にピンクの水玉、あずき色を着ていた。また、ガラスの腕輪ではなく金属の腕輪をはめていた。ジャーティごとに比較すると、ジャナジャーティの寡婦の服装は以前と変わらない（上記30番参照）。一方、ジャーティ上位の（バラモン、チェトリ）の服の色にも決まりがあったが、今日では、家族や社会から明るい色も認められてきていることが判明した（上記31, 33番参照）。

##### (5) 寡婦の再婚

先進国と異なり、一般的にネパールのヒンドゥー教社会における上位のジャーティの寡婦の再婚は、家族や社会の影響から、近年まで許されなかった。Rijal (2003) が、カトマンズ盆地にあるキルティプールで、48人の寡婦に行った研究では、インフォーマントの56.2%が再婚について反対、25%が賛成、18.8%がどちらでもないと答えた (Rijal, 2060: 45)。また、Rana (2009) がカトマンズ都市部で生活をしている30人の内戦寡婦（政府側の寡婦15人とマオイストの寡婦15人）について行った研究では、33.3%の政府側の寡婦と80%のマオイストの寡婦が再婚は賛成と語った。再婚を認める件について、多くのヒンドゥー教のインフォーマントは社会から反対されると語っており、一方仏教のインフォーマントは再婚について賛成すると語っ

た。インフォーマントの大多数が、子供がいる場合、再婚には反対であり、社会も許さないと語った (Rana, 2009: 65-66)。

## インタビューの事例 5

35	再婚は興味ない。私は子供たちを見ながら残りの人生を生きたい (AW さん、35 歳、バラモン、成人教育)。
36	子供がいるなら、寡婦は結婚してはいけない。寡婦は子供の世話をした方が良い。二度目の結婚で、寡婦は差別に直面する可能性が高い (AE さん、39 歳、バラモン、中学未卒)。
37	寡婦は子供がいても、再婚しても良いと思う。人生は長い、1人で生きるの簡単ではない。ただし、高齢寡婦は再婚しないほうが良いと思う (BC さん、59 歳、ジャナジャティ、成人教育)。
38	若い寡婦は1人で暮らすことは本当に大変。若い寡婦は再婚しても良いけど子供がいる場合は再婚しないでほしい (AO さん、62 歳、バラモン、読み書きできない)。
39	私は2回目の寡婦である。1回目の結婚は子供の時だった。夫が亡くなってから両親の家に行った。元夫との間の娘もいる。2回目の夫の元奥さんが亡くなっていたから私に2回目の再婚の話を家族、周りからすすめられた (BB さん、47 歳、ジャナジャティ、中学未卒)。

本稿の事例分析の結果でも、都市部やその周辺に住んでいる寡婦だけではなく、ミクロレベルあるいは農村地域の寡婦の団結力も強くなり、彼女らが自信を持つようになってきており、今まで寡婦に決まりがあった再婚についてもはっきり話せるようになっていくことが明らかになった (上記35, 36, 38 番参照)。再婚を考えているかという質問では、再婚した場合、元夫の子供が、新しい家族から被害を受ける可能性があり、そのような悲惨な経験を夫との死別以外で再度繰り返したくないという答えも見られた (上記35, 36 参照)。

Rana のように、本稿でもジャーティごとの比較では異なる結果がみられ、ジャナジャティは寡婦の再婚に対し、上位のバラモンよりポジティブであり (上記37 番参照)、実際に再婚しているジャナジャティの寡婦がいた (上記39 番参照)。上の事例からも、階層上位のジャーティが若年寡婦の再婚を認めるようになってきていることが分かる (上記35, 36, 38 番参照)。最近ネパールの中でも、ジャーティ上位の若年寡婦の再婚についてニュースに報じられることもある。しかしながら、本研究の階層上位のジャーティの若年イ

ンフォーマントから異なる結果が出ており、再婚は幸せを保障しないと明確に示された。

### (6) 寡婦の精神状況

ネパールの社会では、夫の死亡後に、義理の家族や親戚の寡婦への態度が変わってしまうため、彼女たちは大きなストレスを感じながら生きていく事になる。Dahal (2007) がカトマンズ都市部で行った研究のほとんどのインフォーマントが、心的外傷後ストレス障害の症状があった。また、Shrestha (2011) がラリトプル都市部で行った研究では、性的搾取を経験したすべてのインフォーマントにとって、それが最もトラウマであった。身体的問題としては、頭痛、無気力、睡眠障害、体重の変化が、また心理的問題としては、うつ病、誰とも話したくない気分などの症状が指摘された。

#### インタビューの事例6 (インタビューの事例1も参照のこと)

40	義理の家族の継続的な言葉による暴力は私に大きなストレスを与えた。夫が生きていた時は、平等な扱いだったが、彼の死亡後、彼が亡くなったのは私のせいであると疑われた。義理の家族が心理的拷問を与えた。用事がある時には、いつも隣人に助けをもらった。数時間、息子の面倒をお願いすることもたくさんあった。当時、夫の家族から孫の面倒や助けを全くもらえなかった。その時、私は自分の両親に完全に頼っていた (AKさん、40歳、バラモン、中学卒)。
41	私は22歳の時、寡婦になった。結婚4年の時、夫が川の洪水で流され亡くなった。その後、家族が私を隔離し始め、義理の兄は私に對いつも嫌がる言葉を使った。私は、強制的に家を出されると感じる事があった。私には子供がいなかったため夫の家族は私をよけいに嫌っていたかもしれない。私は母の家に連れ戻され、家族が面倒を見てくれている (ATさん、40歳、バラモン、中学卒)。
42	22歳の時、寡婦になった。義理の家族は息子の死で私たちを非難し、私が夫を殺した、そして娘にも父を殺したと発言した。彼らは、私が若いので駆け落ちするかもしれないとしばしば疑っていた。苦しかった。夫の家族は13日間の葬儀にかかったすべての費用を支払い、私を絶えず非難した。その家を離れることをいつも願ひ、その家に長く住んでいると、精神障害者になるかもしれないと思った。最後に、私の実家の家族が私を連れ戻した。その後、安心して天国にいるような気分になった (ACさん、40歳、バラモン、大学在学中)。

しかし、筆者の調査事例から、精神的な問題は内戦寡婦やセクハラを受けている寡婦に限られず、一般的な寡婦にも精神的なストレスがあると明らかになっており、その主な原因は義理の家族と環境との関係からもたらされて

いる（上記40, 41, 42、以下46, 49番参照）。

## (7) 寡婦の自身の生活状況への対応

最後に、寡婦の生活状況への対応を検討したい。

### インタビュー事例7（インタビューの事例1・6も参照のこと）

43	私のお母さんも寡婦で、貧しかった。家がないからお母さんは借家に住んでいる。私は葬儀をするために持っていた金のアクセサリーを売った（AUさん、40歳、バラモン、中学未卒）。
44	私の実家は、経済的に豊かではないので経済的な支援はもらえない（ARさん、43歳、バラモン、中学卒）。
45	結婚前に夫の精神状態については知らなかった。家族が私をだまして結婚させた。小さい時に父と母を失ったため兄が私の面倒を見てくれた。私は結婚してからも多く苦しみを味わった。夫は精神的に弱かったため彼の世話や面倒を見なければならなかった。家から離れる時間もなかったが今は楽である。今は前より楽であり、自由時間そして自分のための時間がたくさんある。義理の家族は私のことを気に入らないけど、子供には優しい。義理の父が次男の面倒を見る（AWさん、35歳、バラモン、成人教育）。
46	義理の娘は私に敬意を表さない。息子が私と話すことはめったにない。合法的土地を持っているが、自分は自由に利用できない。私には2人息子がいる。私は各家で6か月間交代して生活をしている。老齢年金を受け取った日に、孫が私にそれを欲しいと頼んで来る。彼らは私を狂った老婦人と呼び、不潔な言葉を使う（BCさん、62歳、バラモン、成人教育）。
47	今、私は娘と息子と一緒に暮らしている。義理の娘は、子供を残して誰かと駆け落ちをした。私の息子は就労ビザでマレーシアに行った。ところが、彼は私たちには、連絡してこない。私たちは彼の海外就労ビザのためにローンを借りたが、彼はまだ返済していない。それは私たちを悩ませている。私も孫の世話をしなければならぬ。一人息子なのに彼から連絡が全くないので、心配している。今、娘と一緒に生活をしている。彼女は家庭の面倒を見ている。しかし、義理の息子はドラッグ中毒に苦しんでいるため、現在リハビリテーションセンターにいる。私は財産を持ってない。政府から土地をもらい、そこに一軒家を建てた（BEさん、64歳、ダリート、読み書きできない）。
48	現在、私はヘルスポストでボランティアをしている。私には一人の息子がいる。彼は家族と一緒にベルギーに住んでいる。彼は生活のためお金を送ってくれる。家で一人暮らしなので、私の娘とその夫が私と一緒に住むようになった（AHさん、65歳、ジャナジャティ、中学未卒）。
49	娘が世話をしてくれている。私の息子と彼の家族はアメリカに住んでいる。彼らはお金を持っているが、私にお金を送ることはめったにない。今、家で一人なので娘と孫娘は私の家に移住してくれた。私は十分に年をとっており、精神状態も良くない（BDさん、77歳、バラモン、読み書きできない）。
50	私の家族は教育を受けている。今も、私たちは共同家族で住んでいる。私たちの財産はまだ分割されていない。家族の半分は香港に住んでいる。私の息子は教育を受

	け国際組織で働いていた。息子たちは、私を大事にしているので、財産が必要ではないと思う（BFさん、85歳、ジャナジャティ、読み書きできない）。
51	元妻が亡くなってから、夫が私と2回目の結婚をした。私には子供がいない。夫の元妻には3人の子供がいる。私は彼らの世話をする。自分の子供を産まない条件で結婚した。息子は服を買ってくれないが、たまに娘たちがくれる。病気の時も自分でお金を用意しなければならない。息子からご飯だけをもらう。その代わり家事のことを全部私がやっている。私は財産を持っていても売ることができない。我慢するしかない。歳をとっているから行く場所がない（BEさん、53歳、ジャナジャティ、読み書きできない）。
52	私には息子が2人いる。今は次男と2人で住んでいる。息子は身体障害者である。私は労働者の仕事をしている、一日当たり400ルピーを取得している。そして60歳になってから月1000ルピーの高齢年金を取得している。上の息子が他の場所に住んでいるため面倒を見てくれない。毎月の老齢年金で息子のため薬を買うことだけで精一杯である。足りない時には、借りたりしている（ASさん、60歳、ジャナジャティ、読み書きできない）。

事例の分析では、若年寡婦、中年寡婦と高齢寡婦の何れも様々な困難な状況に置かれていることが明らかになった。しかし、若い年齢で夫を失った寡婦は、自分の両親のところへ戻る事もできた（上記40, 41, 42番参照）が、常にそうとは限らない。大変な状態でも、両親のところへ戻る事ができない寡婦もいる（上記43, 44番参照）。それは、両親が貧しい、実家が遠いからである。

さらに、若年寡婦や子供のいない寡婦は義理の家族から独立して生活できるが、中年で寡婦になり、子供もいない場合には、家族に依存するしかない。それは、教育が受けられていない、収入がない、行く場所もないためである。すなわち、子供がいない寡婦の場合は、バラモンであろうがジャナジャティであろうが、相違がない。家族の中で、彼女たちの存在が低いからである（上記41, 51番参照）。

しかしながら、子供がいても若年寡婦の地位は家族の中で低いことが分析から明らかになった（上記40, 42, 45番参照）。若年寡婦に関する家族の信頼が低いからとも考えられる。本稿の分析では、ネパール社会において、子供がいることや財産の権利を持っていることで寡婦の完全な保障になるとは限らない（上記46, 51番参照）。なぜならば、現在もネパールは家族の繋がりによって成り立っている社会であり、法律よりも家族の影響が強く存在しているからである。一方で、家族が世話をしてくれるから、財産がなくても幸

せだと言う寡婦もいる（上記50番参照）。

高齢寡婦の場合は、息子や娘の家族に依存するケースが多くあることが分析から明らかになった（上記46, 47, 48, 49, 50番参照）。高齢寡婦は、収入が不足するのみならず、健康上の問題も起こるため、一人暮らしが困難となり、自分の子供と一緒に暮らすことを望むのである。さらに、若い年齢で寡婦になった女性はほとんど核家族、中年や高齢寡婦は大家族で生活をしていることも明らかになった。本研究の50人のインフォーマントの内26人が大家族と24人が核家族で生活をしている。上記の大家族の26人の内、若年で寡婦になった女性は、現在息子の家族と一緒に暮らしている。

現在のネパールでは、出稼ぎの目的で外国へ移住、または、外国籍を取りそこで暮らす若者も増加しているため、高齢寡婦は一人で家に取り残されているケースも多くある。一人取り残されるため、ネパール社会では高齢寡婦介護問題も見え始めていることが、本研究から明らかになった（上記47, 48, 49, 50, 51, 52番参照）。

一方で、ジャーティごとに相違があり、ジャナジャティの高齢寡婦はバラモン高齢寡婦より家族から大事にされ、信頼も強いことが明らかになった（上記48, 50番参照）。

また、夫の死亡はすべての寡婦にとって不幸でないことも判明した。夫との悪い関係や精神的な病気で結婚していた時のほうが生活は苦しかったとはっきり述べる寡婦もいる（上記45番参照）。

#### 4. おわりに

本稿の調査結果では、若年寡婦、中年寡婦と高齢寡婦が置かれている生活状況はかなり異なっており、それぞれによって社会からの視線も違うと明らかになった。これまでの調査から、ネパール社会においては、特に若年寡婦が夫の死後、家族からいじめられ、彼女たちの生活が急激に変容したことが判明した。それに加え、彼女たちには精神的なストレスが与えられているケースが多かった。

結婚後に嫁の生活は完全に義理の親と夫に依存してきたが、夫の死後、寡婦と義理の家族や親戚との関係が悪くなり、崩れてしまうこともある。特に、夫が長い期間の病気の後に死亡した場合、義理の家族との関係性は脆弱になることが多いことが筆者の調査から明らかになった。多くの場合、義理の家族は、亡くなった夫の財産が欲しいが、彼らは夫の高い医療費の責任を取りたくないし、夫の治療費のために若年寡婦に金を貸したくもない。また、経済的な支援が弱くなるため寡婦の子供が学校を中退し、家事を手伝うケースも多い。

さらに、若年寡婦だけではなく高齢寡婦も様々な困難の状況に置かれていることが判明した。しかし、高齢の寡婦と中年の寡婦が直面する状況は、若年寡婦のそれと異なり、単独で生活を暮らしている高齢寡婦のケースもある。主な原因は子供の出稼ぎや留学などである。そのため、ネパールの農村では、若者不足の問題も発生している。ネパール社会では、新たな高齢寡婦介護問題が発生しており、それに対して政府側も何らかの対策をする必要があると筆者は強く感じている。

寡婦の悲惨な状況は、これだけでは終わらない。子供がいない寡婦や、身体障害のある子供を持つ寡婦の状況はさらに苦しいと判明した。年齢、経済的困窮、そして、高齢の介護を頼れる人がいないため、かなり苦しい状況に見舞われてしまったインフォーマントもいた。

寡婦が受けた教育が非常に大事な資源になり得るが、形式的な学校教育だけが寡婦の生活を決定するわけではない。社会の経験がより重要であり、社会で自立していけるかどうかは鍵となるだろう。

現在のネパール社会も変わりつつあり、核家族の生活状況にも変化が表れている。特に経済と教育における変化と海外への移住が重要な要因である。

本研究の資料分析では、寡婦に対しての差別は宗教やジャーティだけで決まらず、その差別は人の考えや、教育水準によって決まっていると明らかになった。ジャーティ上位の寡婦が皆同じように差別されていないことも明らかになった。さらに、寡婦の再婚に関して、調査した4つの対象地域では、子供がいるほとんどのインフォーマントは再婚を拒んだ。

ネパールでは、寡婦の置かれている社会問題（子育て、結婚、教育、貧困、高齢）が互いに深く繋がっているため、その問題に対して適切な政策がとられ、寡婦の生活や人権が守られなければならないと考える。これまで、寡婦は全て一括りで分析されてきたため、今後は、寡婦として一つにまとめて対策を立てるのではなく、寡婦の置かれているタイプや状況によって政策や対策を練って支援をしていくことが重要となる。ネパールは、家族が中心に成り立っている社会であり、家族の生活を踏まえて政策や対策をとる為にも、それぞれの家族の置かれている状況を的確に把握して家族研究を行うことが重要である。

謝辞 本稿は、以下の研究助成の成果である。深く感謝申し上げます。

「ネパール社会における寡婦の実態調査および支援策の比較研究」『東海ジェンダー研究所2018年度（第22回）個人研究助成』

#### 参考文献

- Adhikari, Rojita (2015, August 20) “2,000 Widows,” *Nepali Times*. Available at. URL: <http://archive.nepalitimes.com/article/nation/2000-widows-of-Nepal-earthquake-need-special-attention>, 2503 (Accessed 2019.10.3).
- Alexander, Emma and Regier, Edith (2011) “Speaking Out on Violence and Social Change: Transmedia Storytelling with Remotely Situated Women in Nepal and Canada,” *Canadian Theatre Review*, 148 pp. 38–42.
- Bennet, Lynn (1983) *Sacred Sisters and Dangerous Wives: Social and Symbolic Roles of High – Caste Women in Nepal*, Columbia University Press, New York.
- Bruck, Tilman and Schindler, Kati (2009) “The Impact of Violent Conflicts on Households: What do we know and what should we know about war widows?” *Oxford Development Studies*, 37(3) pp. 289–309.
- Central Bureau of Statistics (2012) *National Population and Housing Census 2011 National Report*, Government of Nepal.
- Dahal, Kapil Babu (2007) “Health embedded in social context: internally displaced war widows in Nepal,” *Suomen Antropologi (Journal of Finnish Anthropological Society)*, 32(1) pp. 63–70.
- Galvin, Kathy-Lee (2005) *Forbidden Red: Widowhood in Urban Nepal*, Washington State University Press, Pullman.
- Glaser, Barney Galland and Strauss, Anselm Leonard (1967) *The Discovery of Grounded Theory: Strategies for Qualitative Research*, Aldine De Gruyter, New York.
- Habazaki, Makiko (2009) “A Study of Single Women’s Empowerment Practice in Nepal,” *The*

- Bulletin of Fuji Women's University Series I*, 46 pp. 165–194.
- Loomba Foundation (2015) *The Global Widows Report 2015, A Global Overview of Deprivation Faced by Widows and Their Children*, London: The Loomba Foundation.
- Media Foundation (2011) *Stories from Nepal's Transitional Justice Process Healing the Wounds*, Media Foundation, Kathmandu.
- Owen, Margaret (1996) *A World of Widows*, Zed Books Ltd, London.
- Poon, Pamela, Houston, Kiely, Shrestha, Abina, Rayamajhi, Rajin, Thapa, Lily, and Surkan, Pamela (2016) “Nepali Widows’ Access to Legal Entitlements: A Human Rights,” *Human Rights Quarterly*, 38(2) pp. 391–410.
- Rana, Sabitri Devi (2009) *Comparative Study on Livelihood Strategy of Widows: (A Case Study on Armed Conflict Victim Widows in Kathmandu Valley)*, Nepal: Tribhuvan University (Master Thesis submitted to Department of Arts in Sociology).
- Rijal, Sushil Kumar (2003 A.D) [2060 B.S] *Widows of Nepalese Society*, Tribhuvan University (Master Thesis submitted to Department of Arts in Sociology·Anthropology). (in Nepali language)
- Sabri, Bushra, Sabarawal, Shrutika., Decker, R. Michele., Shrestha, Abina., Sharma, Kunda., Thapa, Lily., and Surkan, Pamela (2015) “Violence Against Widows in Nepal: Experiences, Coping Behaviors, and Barriers in Seeking Help,” *Journal of Interpersonal Violence*, 31(9) pp. 1744–1766.
- Shrestha, Sangita Mayur (2011) *Sexual Exploitation Against Single Women (Widows) in Lalitpur District*, Tribhuvan University (Master Thesis submitted to Department of Arts in Rural Development).
- United Nations. Division for the Advancement of Women (2001) *Women 2000: Widowhood: Invisible Women, Secluded or Excluded*.
- Women for Human Rights, Single Women Group (WHR) (2010) *A Journey towards Empowerment and The Status of Single Women in Nepal*, Kathmandu: WHR.
- Women for Human Rights, Single Women Group (WHR), About US. Available at. URL: <https://whr.org.np/website/> (Accessed 2019.10.3).
- Yadav, Punam (2016) “White Sari—Transforming Widowhood in Nepal,” *Gender, Technology and Development*, 20(1) pp. 1–24.

ウーテ・フレイフェルト著／  
櫻井文子訳『歴史の中の感情  
—失われた名誉／創られた共感』  
東京外国語大学出版会、2018年

Ute Frevert, *Emotions in History: Lost and Found*,  
Budapest: Central European University Press,  
2011



櫻井 文子 SAKURAI Ayako

すでに本書の議論は、これまでいくつかの書評でご紹介いただいている<sup>1</sup>。とりわけ、本書の通奏低音ともなっているジェンダーと感情の関係性については、山内志朗氏と小野寺拓也氏がそれぞれにその要点を的確にまとめられている<sup>2</sup>。どちらの記事もインターネット上で公開されているので詳しくはそちらを参照されたいが、本稿にも関わりのある論点であるので以下にこいつまんで紹介しておく。その上で、また別の角度からフレイフェルト氏の議論を整理することで、感情をめぐる歴史研究がどこへと続きえるのかを考

- 1 小野寺拓也「女性が『怒る』ことになぜ社会は不寛容なのか、その歴史的経緯—『感情史』の視点で考える」『現代ビジネス』（2019年7月15日）（<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/65868>）（最終閲覧日：2019年10月26日）；石井香江「『名誉』を導きの糸に『感情の歴史』を切り拓く—歴史学と社会学の対話を前進させる実証研究『歴史の中の感情—失われた名誉／創られた共感』」『図書新聞』No. 3395（2019年4月13日）；山内志朗「『歴史の中の感情』ウーテ・フレイフェルト著」『読売新聞』（2019年1月28日）；「『歴史の中の感情』ウーテ・フレイフェルト著」『日本経済新聞』（2019年1月5日）；LIS「書評『『歴史の中の感情』ウーテ・フレイフェルト著』note」（2018年12月17日）（<https://note.mu/landschaftids/n/n1b83d5e8d1fa>）（最終閲覧日：2019年10月27日）。
- 2 山内「『歴史の中の感情』ウーテ・フレイフェルト著」；小野寺「女性が『怒る』ことになぜ社会は不寛容なのか」『現代ビジネス』。

えてみたい。

男性であるか女性であるかによって、ふさわしいとされる感情的行動が大きく異なってきたということを、フレーフェルト氏は歴史的な考察に基づき明らかにしている。とりわけ18世紀以降のヨーロッパでは、感情規範のふりわけにおいてジェンダーがもっとも重要なカテゴリーとなり、男性と女性は相互に補完しあう対照的な存在として規定された。例えば積極的で能動的な性に見なされた男性の天分が理性や力の行使とされれば、受動的な性と位置づけられた女性は感情の細やかさやか弱さこそがその本質とされた。すなわち、冷静で合理的な判断を下すことや大胆で強硬な手段を取ることは男性の役割とされ、温かく優しい姿勢で他の者の世話をすることは女性がすべきこととされた。こうした二項対立的な感情表現のルールは家庭や学校教育、社会制度やメディアといった様々な「感情の学校」(121頁)を介して連綿と維持され再生産された。それだけでなく、男女の感情的性向の別は自然により定められた天与のもののみなされ、哲学や医学、政治学や教育学など多彩な分野の論客により理論化が試みられた。その多くは人間の感情の複雑さの前に矛盾や混乱を呈さざるを得なかったが、それでもなお揺らぐことがなかったのが、男性と女性は異なる感情世界に生きるものだという認識であり、ジェンダー化された感情的行動を前提として設計された社会そのものの有り様だったのである。

本書は近代ヨーロッパ社会の歴史研究ではあるが、彼女が指摘した感情表現のルールのジェンダー差という問題は、遠く離れた国の過ぎ去った日々のものではなく、現代の世界においても確かに存在するものである。例えば男性と女性の涙のどちらが、日常においてより珍しいものとされるのかを考えてみれば分かるだろう。小野寺氏は、こうした不可視化された規範や価値観を「暗黙知」という言葉で表現しているが、本書の言葉を借りれば、今なお男性と女性は「かなり異なる感情のスタイルや実践を涵養している」(143頁)のであり、それは往々にして自然化され無自覚のまま保持されているのである。こうした本書のメッセージが目されたのは、ジェンダー・ロールがもたらす歪みに光が当たるようになった、昨今の趨勢を反映してのことも

あるだろう。「#MeToo」や職場でのハイヒールのパンプス着用強制をめぐる議論が社会現象となったことが示すように、女性だから男性だからと特定の役割や行動、服装や属性を強いられることを理不尽として拒み、議論の俎上へと押し出す動きが顕在化している。こうしたジェンダー間の非対称性を問題視する流れの中で、本書が読者に新たな見識を提供できたのならば、それは訳者として純粋によるこぼしいことである。

このように本書の大きな魅力は、感情の実践をめぐる暗黙知を掘り起こし捕捉してみせた点にあるだろう。歴史研究の本分のひとつは、異なる時代の理解を通して「現在」に新たな文脈を与え相対化する作業にあるが、フレーフェルト氏の研究もまた、長らく非歴史的なものとされてきた感情を歴史化することで、過去から現在にいたるヨーロッパ社会を新たな角度から照射してみせるものである。しかし氏の考察は、ただ歴史の地層の奥に埋もれていたものを取り出すことだけにとどまるものではない。本書はまた、近代ヨーロッパ社会を規定し、さらにはそこで起きた大規模な社会的変革を下支えしたのもまた感情である、という大胆な提言をしているのである。

## 変革の理解者と共感

第1章と第3章の標題、「感情の消失」と「感情の発見」に端的にあらわれているように、感情は社会により構築されるものであり、新たに形作られることもあれば消尽することもある、という知見が本書の議論の基底にある。こうした社会構築主義的なアプローチは、感情を自然発生的で普遍的なものとする通念を否定し、社会的・文化的に規定されたものとして再解釈することで、感情を歴史研究の対象にすることを可能にした。第1章で取り上げられる「アケーディア」や「メランコリア」、さらには「名誉」が、かつては特定の社会や集団で力を発揮しながら、すたれて忘れられた感情の例であるなら、近代になって新たに定義され、広範に共有されるようになった感情的実践の代表格が「共感」<sup>シンパシー</sup>である。しかし、フレーフェルト氏が本書の第3章で展開する議論は、「共感」<sup>シンパシー</sup>の発見と共有の過程だけでなく、それが

何を可能にしたのか、さらにはその限界がどこにあるのかをも射程とするものである。

英語には、「人の靴を履いてみる (put oneself in someone's shoes)」という言い方がある。自分のものではない靴を履いてみたことのある人なら分かるだろうが、他人の足の形になじんだ靴は、たとえサイズが同じでも言いようのない違和感をもたらすものである。そうした感覚のずれを、つまり違う立場にある人間の経験や事情を自分のことのように想像し、その思いと同調することで理解する行為を、英語らしく即物的にあらわしたのがこの表現である。このように共感とは、自他の立場の差異を認めながらも、同じ人間であるからにはその感性は理解可能だという前提で感情移入をし、時にはそれまでは容認できなかった相手の願いや痛みを受け入れる行為である。そしてこの共感という感情的実践こそが、近代社会における大規模な社会的な変革を可能にした強力な触媒である、と本書は示唆しているのである。

ヨーロッパの近代は、それまで抑圧や差別の対象であった社会集団が自らの権利を求めて立ち上がり、反動や限界に直面しながらもそうした訴えを少しずつ社会に浸透させてきた時代である。その例として本書で紹介されているのは、ユダヤ人やカトリック、奴隷や女性である。彼ら彼女らマイノリティや社会的弱者による抵抗と運動について論じている箇所には、以下のような記述がある。

彼らは人権という新しい理念を受け入れ、彼らの自由、所有権、そして安全を侵す全ての制限や差別に対して抗議し抵抗したのである。しかし、彼らの成功は他の者の支持次第だった。たとえ全てのユダヤ人やカトリックや女性が権利の要求のために団結したとしても、彼らの要求を権力者の意に反して押し通すことは不可能だった。なぜなら彼らの要求の実現には、平たく言えば権力者の同意が、より抑えた言い方をすれば承諾が不可欠だったからである。そしてここで共感（や友愛）<sup>シンパシー</sup>（や友愛）<sup>フラテルニテ</sup>が力を発揮するのである。（164-5頁）

改革運動の成否を決めるのは当事者の結束や声の大きさではなく、当事者ではない者、とりわけ権力者の意向である、という指摘は身も蓋もないものだが、正鵠を得ているのも確かだろう。少数派や弱者の要求を社会に認めさせるには、政治的・社会的なヘゲモニーを持つ者、つまり世論や政策、社会制度や支配的な価値観を左右できる立場にある者をうなずかせる必要があるからである。では、そこに共感はどう介在するのだろうか。実はこの点は、本書の他のメッセージに比べて、それほど明確には打ち出されていない部分である。しかし第3章で展開される、奴隷制度廃止論や監獄改革といった近代の博愛主義的な運動の分析からは、共感がいかにかこうした運動の拡大に寄与したのかを読み取ることができる。

一般には、ひとつの社会改革運動の要求が聞き届けられるまでの過程は、まずは権利を求める当事者の組織化ではじまり、次に公共空間で展開される運動が盛り上がり、最終的には権力者がその圧力に屈する形で譲歩する、というサイクルで理解されるだろう。たとえば女性運動の場合、その対立の構図は、抑圧に対して声を上げる女性たちと既存の性別役割を支持する男性たち（と女性たち）、というものになるだろう。こうした理解自体は何ら誤ったものではない。特定の集団がその要求を認めさせようとするれば、公共の領域で組織的な圧力をかけることは確かに有効な手段であるからである。

しかしそれだけでは、奴隷制度廃止論や動物虐待防止運動のような、当事者ではない者が主体となって推し進めた改革運動の発生や拡大は説明しきれないのも事実である。18世紀後半から19世紀前半のイギリスでは、その多くは海を越えた植民地にいる奴隷たちの解放を求めて、幅広い社会層が階級や年齢、ジェンダーの垣根を越えて立ち上がった。同じくイギリスで19世紀前半に興隆し、他の地域へと拡大したのが、物言わぬ動物への虐待をばもうとする運動である。こうした運動を生み出し、推進力となったのは、「他者の苦痛に心を痛め」る（168頁）という感情的実践である。つまり、種族や人種、性別、居住地や宗教が異なる者の、本来は他人事であるはずの悲嘆や怒りを自分のことのように感じるという行為である。こうした行為が感情移入や感傷だけで終わることなく、当事者の苦境を何とかしたいという

望みを引き起こした時、新たな改革のアジェンダが生まれ、運動の傍観者や反対者が理解者や盟友へと変わったりしたのである。

このように共感という感情的実践は、奴隷制度の否定や囚人の待遇改善、男女の格差の是正といった近代の大規模な変革をもたらしただけでなく、その拡大と浸透を、つまり理解と支持を獲得してゆくプロセスそのものに深く介在していた。これは言い換えれば、特定の社会制度を支える認識や価値観を根底から変えるには、共感という感情リソースの確保とコントロールが不可欠だということでもある。本書のこうした大胆な提言は、ジェンダーに限らず、広く社会的な変革を研究対象とする多くの分野にとって新たな視座を開くものではないだろうか。

### 近代の感情の秩序<sup>エコノミー</sup>

このように共感は、近代とともに生まれた（または再定義された）感情的実践とされている。そして今日、国境なき医師団やヒューマン・ライツ・ウォッチのような国際的な人道支援事業の基底にあるのもまた、他者の苦しみ<sup>エコノミー</sup>に心を痛めその改善を願う感情である。つまり共感という感情的実践は、現在ではヨーロッパだけでなく多くの国や地域に広がり根付いているのである。その意味では、21世紀の現代を「後期近代」（197頁）と呼ぶ著者の歴史観には一貫性があると言えるだろう。他者との共同性の醸成が、感性の働きに支えられた共感という行為を介して行われているという点で、近代に形作られた感情の秩序<sup>エコノミー</sup>の連続性が認められるからである。

数々の変革を可能にした感情リソースとして、このように共感は今もなお大きな力を持つ。しかしその一方で、本書はまたその問題点も指摘している。その最たるものは、人の想像力の限界である。共感<sup>エコノミー</sup>は他者の身になってみるという作業から始まるため、当事者が一体感を感じやすい相手ほど、つまり近い属性を持ち、その状況や経験を容易に想起できる相手ほど共感の対象になりやすい。このように想像力は、当事者の文化や価値観に大きく左右される、万能とはほど遠い能力である。したがって、「ただ同じ人間である

というだけで、どんな相手とも一体感を持つことができる」という考えは理想論にすぎず、実践できる者はごくわずかである（177頁）。現実では対象の限定が、つまり共感を向ける者と除外される者の区別が行われる。その例が共感の対象を同志や集団の成員だけに限定する労働運動やナショナリズムであり、そうした対象の峻別を極限まで推し進めたナチズムである。ナチス政権下のドイツでは、ドイツ民族や<sup>フューラー</sup>総統に対する連帯や愛着は、ユダヤ人や敵、裏切り者とされた存在に対する憎悪や人間性の否定と表裏一体のものとなった。さらに現代では、こうした共感に値する者の意図的な選別だけでなく、情報の洪水に疲弊した想像力が、無関心や共感することへの忌避感を引き起こしてしまっている状況もまた問題視されている。

もうひとつは、共感の力を借りてなされた変革そのもののもろさと可逆性である。とりわけそれがよく現れているのが、女性の身体に関する自己決定権の問題だろう。ヨーロッパや北米のような、相対的に平和で安定した地域ではジェンダー間の平準化が進み、近代までのヨーロッパ社会で支配的だった、女性の名誉と性的な純潔や貞淑を等置する価値観は消えつつある。そうした社会では、女性は自身の性的行動を自らの意思で決めることができる。しかし本書が指摘するように、紛争などで政情が不安定になった地域では、伝統的なジェンダー観が復活する例が後を絶たない。あまつさえ20世紀終わりの旧ユーゴスラビア地域のように、組織的なレイブが戦時に攻撃の手段として利用されることさえある。著者はこれを実力行使の前での女性の自己決定権の弱さ（87頁）と述べている。しかしそれだけでなく、力ある他者の共感に支えられたものとしての、こうした変革の構造的な弱さを示しているとも言えるのではないだろうか。

このように本書は、近代ヨーロッパ社会の感情の<sup>エコノミー</sup>秩序を歴史的に考察するものでありながら、現代社会においても無視できないアクチュアリティのある論点や課題を提示するものである。それはもちろん、ここで紹介したものだけに限られない。2000年代以降、急激に研究の蓄積が進んでいる感情の歴史学であるが、そうした関心の高まりの背景には、人間の感情がリソースとして動員される近年の政治や経済の有り様が意識されるようになったこ

ともあるだろう。サービス業などにおいて求められる「感情労働」、「ヘイトスピーチ」や「ヘイトクライム」、香港やボリビア、フランスなど、世界各地で頻発する抗議デモにあらわれる既存の体制への怒り、ビジネスにおける「共感力」や「感情リテラシー」への注目など、そうした例はいくらでも見つかるだろう。筆者のフレイフェルト氏自身は、名誉刑、つまり罰としての晒さらしと権力の関係を、とりわけ特定の社会集団の統制と結束の維持にそれがいかに寄与したのかを近年は研究テーマとし、今年単著を刊行している<sup>3</sup>。日本でも研究書や訳書の刊行企画が続いていると聞くと、そうした新たな研究がどのような視座を拓いてくれるのか楽しみである。

---

3 Ute Frevert, *The Politics of Shaming—A Modern History* (Oxford: Oxford University Press, 2020).

## 公益財団法人東海ジェンダー研究所・報告

2018年度 事業報告

2020年度 個人・団体研究助成 募集要項

2020年度 『ジェンダー研究』第23号原稿募集要項

年報審査・機関誌編集規程

## 2018年度 事業報告書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

### (1) ジェンダー問題に関する研究・調査

第2期プロジェクト研究として、人文・社会・自然にわたる多様な研究分野の若手（研究歴が短い）研究者19人の参加をえて、研究会を4回開催した。

〈テーマ〉「ジェンダー研究が拓く知の地平」

〈内容〉若手研究者（研究員）が、それぞれの専門分野から選んだ研究テーマをジェンダーの視点から捉えた研究発表を順次行い、参加者相互で議論・アドバイスをを行った。

〈研究会〉

#### ・第1回 2018年4月28日(土)

\*趣旨説明、参加者自己紹介、今後の進め方など

場 所：名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ(GRL)会議室

参加者：研究員 11名 研究所理事等 5名

#### ・第2回 2018年9月15日(土) 場所：GRL 会議室

牧田幸文：高齢者の「その人らしい暮らし」の支援のエスノグラフィー

西山真司：性差が社会的であるとはどういうことか

松田和樹：〔ヘテロ〕セクシズムを批判する思想としてのフェミニズム：  
憲法24条は正義に合うか？

参加者：研究員 13名 研究所理事等 7名

#### ・第3回 2018年12月8日(土) 場所：GRL 会議室

新井美佐子：「ジェンダー主流化」、新自由主義、出産奨励主義の下におけるフランスのジェンダー

村林聖子：J. S. ミル『女性の隷従』と他者という存在

洲崎圭子：ドゥルシネアは何処に？—創りだされた理想の女性—

参加者：研究員 7名 研究所理事等 7名

#### ・第4回 2019年3月24日(日) 場所：東海ジェンダー研究所セミナー室

高島千代：自由民権運動とジェンダー—研究の現段階と課題

林 葉子：〈女性の人権〉は、日本でどのように論じられ始めたか—「娼娼」論との関係を中心に

中田晋自：フランスの「普遍主義的平等原則」と「パリテ（男女同数）」  
論争—外国語学部生はこれをどのように受け止めたのか？—

参加者：研究員 9名 研究所理事等 5名

### (2) ジェンダー問題に関する研究への助成

#### ①個人研究助成

若手研究者を対象に、男女共同参画社会の形成に資する研究テーマを公募し、選考の上、助成した。

・募集期間 2018年4月15日～5月31日

- ・応募総数 25名
- ・審査委員会
  - 第1次選考 2018年6月29日 11:00～12:30 当研究所にて選考会議
  - 2018年7月5日 17:00～18:45 当研究所にて選考会議
  - 第2次選考 2018年7月5日 19:20～20:25 当研究所にて選考会議
- ・受託者(4名)
  - \* 溝口 聡 (ミゾグチ ソウ)
    - (立教大学法学部 助教)
    - 「不可視化された女性労働者たち—ハワイ日系社会における女性労働者像の再検討」
  - \* 石田 若菜 (イシダ ワカナ)
    - (駿河台大学法学部 講師)
    - 「ポスト同性婚問題に関する比較法的研究」
  - \* THAPA KABITA (タパ カビタ)
    - (中部大学大学院国際人間学研究科・国際関係学専攻 博士後期課程3年)
    - 「ネパール社会における未亡人の実態調査および支援策の比較研究」
  - \* 五十嵐 舞 (イガラシ マイ)
    - (一橋大学大学院博士後期課程)
    - 「アメリカ合衆国の9/11以降のフェミニズムと性的少数者の運動の相対化—1970年代から90年代の運動との比較を通じて—」
- ・助成金額 計1,200,000円(各30万円)

## ②団体研究助成

ジェンダー問題を研究している団体の研究計画を公募し、選考の上、助成した。

- ・募集期間 2018年4月15日～5月31日
- ・応募総数 6件
- ・審査委員会 2018年7月5日 18:45～19:15 当研究所にて選考会議
- ・受託団体 1件
  - \* 一般社団法人 Spring
    - 「性犯罪に関わる刑法見直しに向けた性暴力被害経験に関する質的研究—女性たちはいかかにして望まない性交に追い込まれるのか—」
- ・助成金額 20万円

## (3) ジェンダー問題に関するシンポジウム、フォーラム等の開催

ジェンダー問題に対する理解・意識の普及や啓発のため講演会・報告会等を開催した。

### ①講演会

男性学・男性性研究の視点から男性側に軸足を置いたジェンダー研究についての講演会を開催した。

- ・テーマ 「近代産業社会＝男性中心労働社会のたそがれを前に～男性学・男性性研究の視点から～」
- ・講師 伊藤公雄さん

## 公益財団法人東海ジェンダー研究所 事業報告

(京都産業大学教授、京都大学名誉教授、大阪大学名誉教授)

- ・日 時 2018年10月27日(土) 13:30~16:00
- ・会 場 サイプレスガーデンホテル2F 中宴会場
- ・参加費 無料
- ・参加者 55名(定員80名)

### ②個人助成受託者報告会

前年度の個人研究助成受託者が、研究成果を中間発表するための報告会を開催した。

- ・日 時 2018年7月7日(土) 12:25~17:20
- ・会 場 東海ジェンダー研究所 セミナー室
- ・報告者

本山 央子(モトヤマ ヒサコ)さん

(お茶の水女子大学ジェンダー学際専攻博士課程後期)

「在日米軍性暴力の現状と司法対応」

加野 泉(カノ イズミ)さん

(名古屋工業大学ダイバーシティ推進センター特任助教)

「子育てにおけるジェンダー役割の再構築

—アメリカ「ヘッドスタート」の家族規範の検討をもとに—

Turmunkh Odontuya(トゥルムンフ オドントヤ)さん

(JICA PROCESS 児童中心型教育支援プロジェクト現地スタッフ及び独立研究者)

「ポスト社会主義モンゴルにおける「理想女性」のイメージ

—婦人誌の「Goomaral」誌及び「Gyalbaa」誌の表紙写真や記事を分析して—

水澤 純人(ミズサワ スミト)さん

(京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科特任研究員)

「パキスタンにおけるジェンダー観と近代

—イスラーム擁護協会による女子教育の検討—

柴田 里彩(シバタ リサ)さん

(九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻修士課程)

「公立女子高校の存続過程に関する基礎的研究

—教育行政学的観点からの検討—

目黒 茜(メグロ アカネ)さん

(筑波大学大学院博士後期課程)

「近代「女医」の啓蒙活動—「女性に寄り添う医学」の誕生—

- ・参加費 無料
- ・参加者 29名

\* 終了後、報告者を交えて交流会(参加者19名)を開催した。

### ③講座

高齢社会におけるジェンダー問題を考えるため、講座を開催した。

- ・テーマ「ジェンダーから見た高齢社会

—貧乏ばあさんと貧乏じいさんの時代!?!—

- ・講師 岩田三代さん（ジャーナリスト・元日本経済新聞論説委員）
- ・日時 2018年11月11日（日）13：30～16：00
- ・会場 名古屋国際センター第1会議室
- ・参加費 無料
- ・参加者 47名（定員50名）

④賛助会員のつどい

賛助会員の交流を図り、幅広い分野におけるジェンダー問題への理解を深めるため、毎年公開して行っている。今年度は、音楽の分野から、作曲家ファニー・メンデルスゾーン＝ヘンゼルの生涯をとりあげ、作品のピアノ演奏とともにジェンダー問題を考える機会とした。

- ・テーマ 「ファニー・メンデルスゾーン＝ヘンゼル  
～時代に埋もれた女性作曲家～」
- ・講師 米澤 孝子さん（布池文化センター講師）
- ・ピアノ演奏 釘宮 貴子さん（徳島文理大学音楽学部非常勤講師）
- ・日時 2019年1月26日（土）13：30～16：00
- ・会場 文化のみち 百花百草
- ・参加費 無料
- ・参加者 33名（定員50名）
- ＊賛助会員数 192名（2018年度末現在）

(4) 年報及びニューズレター等の発行（広報・出版活動）

①年報『ジェンダー研究』第21号の発行

巻頭論文「著書を語る」、公募論文、特別寄稿のほか、当研究所の2017年度事業報告も掲載した。

〈公募論文〉

- ・応募期間 2018年4月15日～9月30日
- ・応募総数 5件（一般 3件、個人研究助成受託者 2件）
- ・年報審査委員会
- 第1次選考 2018年10月10日 当研究所にて選考会議
- 第2次選考 2018年12月12日 当研究所にて選考会議

〈内容〉

- ・発行月 2月
- ・発行部数 700部
- ・掲載内容
 

巻頭論文（英文・解説文）	1件
公募論文	2件
研究ノート	1件
特別寄稿（4論文）	1件
訳書紹介	1件

②ニューズレター『LIBRA』第63・64・65号の発行

ジェンダー問題に関する識者の見解、当研究所の事業などを掲載した。

- ・発行月 7月(63号)・11月(64号)・3月(65号)
- ・発行部数 各号 1,300部

③設立20周年記念国際講演会講演録小冊子の発行

2017年度に開催した設立20周年記念国際講演会のエステル・フリードマン教授(スタンフォード大学)の講演録小冊子を発行した。

- ・発行月 7月
- ・発行部数 1,000部

(5) 他団体との連携(共催)

①公開セミナー \*通訳なし

GRLの開館を記念して、アメリカ女性史の第一人者であり、ハーバード大学ラドクリフ研究所所属シュレジンガー図書館元館長であるナンシー・コット教授を招聘し、講師と参加者とは議論できる形の公開セミナーをGRLと共催して行った。

- ・テーマ 「セクシュアリティとジェンダー」
- ・講師 ナンシー・コット教授(ハーバード大学)
- ・日時 2018年4月4日(水) 13:30~16:00
- ・会場 GRL 2F レクチャールーム
- ・参加費 無料
- ・参加者 37名

②講演会 \*通訳あり

主催「図書館員のキャリア研究フォーラム」、共催「公益財団法人 東海ジェンダー研究所」・「公益財団法人 日本女性学習財団」で講演会とディスカッションを行った。

- ・テーマ 「図書館とジェンダー  
～ハーバード大学の女性史コレクション～」
- ・講師 ナンシー・コット教授(ハーバード大学)
- ・日時 2018年4月5日(木) 19:20~21:00
- ・会場 東京大学工学部 工2号館図書室
- ・参加費 1,000円
- ・参加者 52名

(6) ジェンダー問題に関する資料・文献の収集と提供

①ジェンダー問題に関する図書・雑誌・資料を収集した。また、図書・雑誌等の整理を引き続き行った。

- ・ジェンダー問題に関する図書・雑誌の購入・寄贈 図書29冊、雑誌2タイトル
- ・関係諸機関からの研究情報ニュース、研究誌(年報など) 35タイトル

②名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ(GRL)への寄贈のため研究者等からジェンダー問題に関する図書・雑誌・資料の寄贈を受けた。

また、寄贈を受けた図書・雑誌・資料の入力や整理を前年度に引き続き行った。

(7) その他当研究所の目的を達成するために必要な事業

- ①ジェンダー問題に関する研究会・研修等に用いるセミナー室・会議室の貸出
  - ・セミナー室  
2018年度利用登録団体12件、年間利用件数92件（2017年度80件）
  - ・会議室  
2018年度利用登録団体3件、年間利用件数41件
- ②ジェンダー問題に関する会議等への出席
  - ・「名古屋市男女平等参画推進会議（イコールなごや）」への参加  
2018年6月15日(金)、2019年2月6日(水)
  - ・公益財団法人 あいち男女共同参画財団理事会への出席  
2018年5月24日(木)、6月8日(金)、2019年3月20日(水)
  - ・「あいち女性連携フォーラム」への参加  
2019年2月8日(金)

(8) 「名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（GRL）」への支援

- ①図書・雑誌・アーカイブの寄贈
 

GRLの蔵書とするため、当研究所の蔵書に加え、多くの研究者から寄贈を受けた図書、雑誌・資料（アーカイブ）をGRLに寄贈した。

  - ・図書 1ヶ月ごとに寄贈を行い、3月31日現在4,407冊の図書を寄贈した。内訳は、和書2,444冊、洋書1,963冊である。
  - ・雑誌 3月29日に9タイトルを寄贈した。内訳は、和雑誌7タイトル（内新規1タイトル）、洋雑誌2タイトルである。
  - ・資料（アーカイブ） 3月29日に62ファイル・89点を寄贈した。内訳は、大脇雅子資料1 国際婦人年あいちの会、大脇雅子資料2 男女雇用機会均等法関連資料、大脇雅子資料3 労働省・厚生労働省発表資料、ワーキング・ウーマン資料である。
- ②運営費等の寄附
 

ジェンダー問題に関する研究をすすめるため、当研究所と名古屋大学の連携事業として2017年11月に開館したGRLに対し、「図書及び運営費の寄附に関する合意書」（平成29年3月3日締結）に基づき、2018年度分の運営費寄附金16,498,000円を2018年4月3日に名古屋大学へ寄附した。
- ③会議への参画（東海ジェンダー研究所と名古屋大学による会議）
 

GRL運営小委員会（11回）、広報委員会（5回）、図書選定委員会（5回）、年報編集委員会（6回）に参加し、GRLの運営・事業内容等の検討を行い、年報の発行を支援した。

2020年度(第24回) 個人研究助成 募集要項

1 目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「個人研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が若手の研究者によって推進されることを願い、期待できる研究計画について研究費の一部を助成するものである。

2 対象となる研究

・個人研究 ・分野不問 ・未発表のもの

3 助成費

1 研究30万円以内

4 募集人数

若干名

5 研究期間

1年間

6 申請資格

ジェンダー問題についての研究意欲と、具体的な研究計画を持つ者(国籍・性別不問)

7 申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。(FAXまたは郵送での請求も可)

8 申請方法

書式に従って記入し、下記の期間に研究所へ提出する。 ※受付は郵送のみ

期間 2020年4月15日(水)～5月末日 消印有効

〈請求・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル 6F  
公益財団法人 東海ジェンダー研究所  
TEL 052-324-6591  
FAX 052-324-6592  
E-mail info@libra.or.jp  
URL <https://www.libra.or.jp/>

9 採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2020年8月までに通知する。  
なお、応募者が多数の場合は、若手研究者を優先する。

10 報告会での報告及び報告書の提出

採用された方には、①翌年度の個人助成受託者報告会での研究報告

②所定の期日までに研究報告書を提出

を義務づけるが、研究論文をもって研究報告書に代えることができる。

なお、研究論文は、年報『ジェンダー研究』に投稿することができる。

2020年度(第24回) 団体研究助成 募集要項

1 目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「団体研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が推進されることを願い、期待できる団体の研究計画について研究費の一部を助成するものである。

2 対象となる研究

団体研究（分野不問、継続的研究にかかわらず、助成は単年度ごとに行う）

3 助成費

1 研究 10～30万円（研究の規模に応じて決定する）

4 研究費助成期間

1年間（年度ごとに研究成果を報告する） 継続して3回まで応募することができる。

5 申請資格団体

ジェンダー問題について研究する団体及びグループ

6 申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。（FAXまたは郵送での請求も可）

7 申請方法

書式に従って記入し、団体の会員名簿、会則等を添付する。 ※受付は郵送のみ  
期間 2020年4月15日(水)～5月末日 消印有効  
〈請求・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F  
公益財団法人 東海ジェンダー研究所  
TEL 052-324-6591  
FAX 052-324-6592  
E-mail info@libra.or.jp  
URL https://www.libra.or.jp/

8 採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2020年8月までに通知する。

9 報告書の提出

採用された団体は、2021年7月末日までに研究活動報告・収支決算実績報告書を提出する。ただし、継続申請を希望する団体は、2021年5月末を提出期限とする。

『ジェンダー研究』第23号 原稿募集要項(2020年度)

1 原則としてジェンダー関係の研究論文等を掲載する。

本号は、前号に引き続き、「女性と労働」をメインテーマとするが、その他のテーマも可とする。

2 応募資格

性別、年齢、国籍を問わない。

3 応募書類の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。(FAX または郵送の請求も可)

4 応募方法

原稿(ホームページ掲載の執筆要項を参照)に応募書類を添えて、原稿締切日までに提出する。提出は郵送のみとする。

5 応募原稿

- (1) 未発表のものに限る。
- (2) 字数は、20,000字程度(註、参考文献、図表等を含む)とする。
- (3) 原稿はA4サイズに印刷して郵送する。(最終原稿確定後にUSB・CDなどでデータを提出)
- (4) 原稿締切日は、2020年9月末日。消印有効とする。
- (5) 原稿は、日本語を原則とする。
- (6) 英語のタイトルと概要(55ワード以内)をつけ、日本語と英語のキーワード(各5語以内)をつける。

6 原稿採用の決定

編集委員会(委員以外の専門家も含む)の審議を経て、通知する。

7 刊行予定

2020年度内とする。

〈請求・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F  
公益財団法人 東海ジェンダー研究所  
TEL 052-324-6591  
FAX 052-324-6592  
E-mail info@libra.or.jp  
URL https://www.libra.or.jp/

提出後、原稿締切日より2週間を経ても事務局より受領の連絡がない場合は、お問い合わせください。

## 年報審査規程

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所（以下「この法人」という。）が発行する年報に掲載する論文の審査について、必要な事項を定める。

### (審査)

第2条 年報の審査は、年報審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

### (構成)

第3条 委員会は、審査委員長及び審査委員で構成する。

- 2 審査委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者の中から、理事会の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。
- 3 年報審査委員は、機関誌編集委員を兼務することができる。
- 4 年報審査委員長は、理事の中から理事の互選とする。

### (任期)

第4条 年報審査委員長及び年報審査委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

### (査読委員の委嘱)

第5条 この法人が発行する年報に掲載する論文の審査のために、査読委員をおく。

- 2 査読委員は、年報編集のつど委員会の議を経て、年報審査委員長が委嘱し、論文を審査する。
- 3 査読委員と年報審査委員は兼務することができる。
- 4 委員会は、査読委員の審査報告に基づいて、論文の掲載の可否、修正指示等の措置を決定する。
- 5 査読委員には、役員等報酬規程に準じて報酬等を支給する。また必要に応じて、役員及び職員旅費規程に準じて旅費を支給することができる。

### (改定)

第6条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### (附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。

- 1 財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究所と読み替える。
- 2 第3条及び第7条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。

(平成23年3月13日理事会議決)

(平成26年3月1日改定)

## 機関誌編集規程

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所（以下「この法人」という。）が、男女共同参画社会の実現のため、男女平等意識の啓発と普及を目的として発行するこの法人の機関誌について、必要な事項を定める。

### (名称)

第2条 この法人の発行する機関誌は、年報『ジェンダー研究』、ニューズレター『LIBRA』と称する。

### (発行)

第3条 年報の発行は、原則として年1回とする。

2 ニューズレターの発行は、原則として年3回とする。

### (編集)

第4条 機関誌の編集は、機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）が行う。

### (委員会の役割)

第5条 委員会は、機関誌の発行につき、編集・刊行などの任務を行う。

### (構成)

第6条 委員会は、編集委員長及び編集委員で構成する。

2 編集委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者等の中から、理事会の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。

3 編集委員長は、理事の中から理事の互選とする。

### (任期)

第7条 編集委員長及び編集委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

### (報酬)

第8条 編集委員には、役員等報酬規程・役員等及び職員旅費規程に準じた報酬・旅費を支給する。

### (著作権)

第9条 機関誌に掲載された著作物の著作権は、財団法人東海ジェンダー研究所に属する。ただし、著者の申し出により著者自身が使用する場合は、この限りではない。

### (原稿の募集)

第10条 年報に掲載する論文は、原稿応募要項に従い、公募する。

2 執筆要項は、編集委員会が決定する。

### (改定)

第11条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

### (補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### (附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。

1 財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究所と読み替える。

2 第6条及び第12条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。

(平成23年3月13日理事会議決)

(平成26年3月1日改定)

## 執筆者プロフィール（掲載順）

### Claude Mesmin（クロード・メスマン）

専門は臨床発達心理学、特に移民の子ども・青年を対象とする心理療法における診断法や治療法の研究。小学校教員、学校心理士として教育現場で経験を積んだあと、パリ第8大学で臨床心理学博士の学位を取得。その後、パリ第5大学、パリ第8大学で教鞭をとり、2004年に定年退職後も、民族精神医学の立場から主にアフリカ系移民女性を対象とする臨床実践に引き続き携わっている。他方で、フランス大学学位取得女性の会（AFFDU）副会長兼機関誌編集長として、女性の社会的地位向上の活動にも熱心に取り組んでいる。主著として、単著『学校における移民の子どもたち：その成功と挫折』（Éditions de la Pensée Sauvage, 1993）。単著『移民の子どもの臨床心理学的支援』（Dunod, 2001）。共著『異国から来た家族に向けられる眼差し：子どもの臨床的支援』（Fabert, 2013）など、多数。

### 加藤 義信（かとう よしのぶ）

愛知県立大学名誉教授。名古屋大学大学院文学研究科博士課程中退。博士（心理学）。専門は発達心理学、特に「幼児期の表象機能の発達」や「フランス語圏の発達心理学理論史」を研究している。第17回日本発達心理学会賞（2008年、木村美奈子氏と共同受賞）。主要著訳書：『アンリ・ワロン：その生涯と発達思想』（福村出版、2015年、単著）、『子どもの心的世界のゆらぎと発達』（ミネルヴァ書房、2011年、共編著）、*Traditions et innovations dans l'éducation préscolaire*（INRP, France, 2000, *L'éducation préscolaire des enfants de trois à six ans au Japon*, pp. 177-202分担任筆）、『子どもの絵の心理学入門』、『子どものコミュニケーション障害』（いずれも白水社クセジュ文庫、2002年、2007年、共訳）、『鏡の心理学』（ミネルヴァ書房、1999年、単訳）など。

### Angelo Ishi（アンジェロ・イシ）

サンパウロ生まれの日系ブラジル人三世、自称「在日ブラジル人一世」。武蔵大学社会学部教授。サンパウロ大学ジャーナリズム学科卒業。90年に日本へ留学、東京大学大学院総合文化研究科の博士課程を満期退学してポルトガル語新聞の編集長を務めた。日伯の移民やメディアを研究する傍ら、公益財団法人海外日系人協会の理事、日本移民学会副会長などを務める。総務省や外務省の多文化共生関連の委員会の委員も歴任。テレビ番組出演も多数。ブラジルや国際交流、多文化共生などについて各地で多くの講演を行なって来た。著書に『ブラジルを知るための56章』（明石書店）、共著に『移民研究と多文化共生』（御茶ノ水書房）、『日本人の海外移住』（明石書店）、“Searching for Home Abroad: Japanese-Brazilians and Transnationalism”（Duke University Press）、“Transcultural Japan: At the borderlands of race, gender, and identity”（RoutledgeCurzon）、“Living in Two Homes: Integration and Education of Transnational Migrants in a Globalized World”（Emerald Books）など。

#### 小島 祥美 (こじま よしみ)

小学校教員、NGO職員を経て、一地方自治体(岐阜県可児市)の全外国籍の子どもの就学実態を日本で初めて明らかにした研究成果により、同市教育委員会の初代外国人児童生徒コーディネーターに抜擢。大学生のボランティア活動や地域連携を推進するセンター(CCC)開設に伴って愛知淑徳大学に着任し、2017年度より現職(交流文化学部准教授)。文部科学省「夜間中学設置推進・充実協議会」委員をはじめ、全国各地の自治体の外国人教育にかかわる委員を歴任。文部科学省「日本語指導アドバイザーボード」日本語指導アドバイザーの一人。2015年に長男を出産し、外国にルーツを持つ子どもの保護者らと地域で交流しながら子育て中。

#### 酒井 美優 (さかい みゆう)

関西大学大学院後期博士課程社会学研究科マス・コミュニケーション学専攻。元静岡県男女共同参画センター交流会議「あざれあ」情報誌『ねっとわあく』編集員(平成29年度)。現在の研究関心は日本のサブカルチャーにおける男性表象、社会的弱者男性が持つミソジニー、従属的男性性。

#### 溝口 聡 (みぞぐち そう)

関西外国語大学外国語学部助教。ミシガン州立大学大学院歴史学部よりPh.D.取得。専門は、アメリカ外交史。現在の研究関心は、人種・エスニシティ・ジェンダーの視点を入れた日米関係史。立教大学法学部政治学科助教を得て、2019年4月から現職。著作に『アメリカ占領期の沖縄高等教育—文化冷戦時代の民主教育の光と影』(吉田書店、2019)、論文に“Narratives of the Early Stage of American Occupation in Okinawa,” *Japan Studies Review* Vol. 22 (2018)、「カーター外交とパキスタン 1977-1980:人権、核拡散、新冷戦をめぐる政策調整問題」『立教法学』96号(2017)などがある。

#### 張 瑋容 (ちよう いよう)

名古屋大学男女共同参画センター研究員。お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程ジェンダー学際研究専攻修了。博士(社会科学)。お茶の水女子大学基幹研究院リサーチフェローを経て、現職。専門は社会学、ポップカルチャー、ジェンダー研究。論文に「〈日本〉をめぐるファンタジー:ドラマ『おっさんずラブ』の台湾人ファンの言説分析から」(2019年、『年報カルチュラル・スタディーズ』第7号、73-94頁)、「台湾人『哈日族』の生活構築にみる〈日本〉をめぐるファンタジー—哈日族のグッズコレクションに着目して」(2017年、『新社会学研究』第2号、135-154頁)など。著書に『記号化される日本—台湾における哈日現象の系譜と現在』(近刊、ゆまに書房)。

#### Kabita THAPA (タバ・カピタ)

1985年にネパールで生まれ、2008年にカトマンズ大学を卒業後来日した。2014年に名古屋産業大学大学院博士前期課程を卒業し、修士号を取得した。現在中部大学大学院国際人間学研究科国際関係学専攻博士後期課程に在学中。専門は、家族研

究、ジェンダー研究で、現在、ネパール社会における寡婦問題に関する研究・調査を行う。

**櫻井 文子（さくらい あよこ）**

専修大学経営学部准教授、ケンブリッジ大学 Ph.D. 専門は近代ドイツ史、近代科学史。主な著作として、*Science and Societies in Frankfurt am Main* (London: Pickering & Chatto, 2013)。また論文として、「都市型コレクションの有用性—19世紀フランクフルトのゼンケンベルク自然誌博物館を例に」『専修大学 人文科学年報』第44号(2014年)、「娯楽と科学のはざまにて—19世紀メナジェリー再考」『専修人文論集』第90号(2012年)等、訳書にウーテ・フレイフェルト著『歴史の中の感情—失われた名誉／創られた共感』（東京外国語大学出版会、2018年）がある。



## 『ジェンダー研究』第22号 編集委員会

編集委員長

小川真里子（三重大学名誉教授）

編集委員

大野 光子（愛知淑徳大学名誉教授）

加藤 義信（愛知県立大学名誉教授）

武田 貴子（名古屋短期大学名誉教授）

田中真砂子（お茶の水女子大学名誉教授）

西山 恵美（元愛知学泉大学教授）

日置 雅子（愛知県立大学名誉教授）

吉田 啓子（名古屋経済大学名誉教授）

---

---

### 編集後記

---

---

22号の特集は「移民とジェンダー」です。巻頭を飾るクロード・メスマン氏の論文を見事な翻訳でお読み下さい。古くからの移民大国フランスにおける理想と現実の葛藤を描いて余すところがありません。メスマン氏をご紹介下さり翻訳の勞をとられた加藤義信氏にこの場を借りて厚くお礼申し上げます。同氏による詳しい訳注および解説は、読者に深い理解をもたらすことでしょう。他方、日本の現状はということで、お二人に寄稿をお願いしました。移民に関連するジェンダー統計すら十分に整備されていない中、困難な課題に取り組んでいただき感謝するばかりです。移民当事者の権利を無視して、利益ばかりを願っているわが国の情けない状況は、読者を驚かせることでしょう。「大切な社会の一員」として移民を遇する方向に、本特集が役立つことを願うばかりです。

投稿論文では少し新しい試みに踏み出しました。経緯については107頁に記しましたので繰り返しません。新しい事態（たとえば移民社会）にジェンダー分析が不可欠のように、新しい文化ジャンルのジェンダー問題にも対応していきたいと思えます。他には日系移民を扱った歴史研究と、ネパールにおける寡婦という身分の過酷さを明らかにした報告です。

最後になりましたが、《翻訳で読むジェンダーの名著》は『歴史の中の感情』を取り上げました。原著はジェンダー研究を前面に出した著作ではありませんが、男女の感情が天与のものではなく社会的な構築物であることを論じた名著です。本誌の記事を読み終えたら、きっと翻訳書を読みたいと思われることでしょう。櫻井文子氏の名訳をぜひお楽しみください。（小川真里子）

**ジェンダー研究**  
GENDER STUDIES

『ジェンダー研究』第22号  
2020年2月28日 発行

編集・発行



公益財団法人 東海ジェンダー研究所  
〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山一丁目9-19 ミズノビル6F  
TEL: 052-324-6591 FAX: 052-324-6592  
E-mail: [info@libra.or.jp](mailto:info@libra.or.jp) <https://libra.or.jp>

印刷 株式会社 ユニテ 〒464-0850 名古屋市千種区今池一丁目6-13

# GENDER STUDIES

ANNALS OF THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES

February, 2020 [Number 22]

## CONTENTS

### *Preface*

NISHIYAMA Emi 1

### **Special Articles: Immigration and Gender**

Accueillir les Migrants en France: L’Ancrage Particulier des Femmes  
Claude MESMIN, trans. by KATO Yoshinobu 3

Translator’s Notes  
KATO Yoshinobu 25

The Influx of Migrants and Gender:  
A Focus on the Case of Brazilians in Japan  
Angelo ISHI 31

Practical Education Systems and Inclusion of Immigrants  
in Diversity Focused Societies: Implementation of the SDGs  
KOJIMA Yoshimi 47

### **Articles**

The Longing for Femininity  
in the Male Lead Characters of ‘Light Novels’  
SAKAI Myu 63

Invisible Female Workers: Reexamining Studies of Japanese Immigration to  
Hawaii During the Early Twentieth Century  
MIZOGUCHI So 87

### **Special Article**

Gender Issues in Japanese Popular Culture: A Study of *Otaku* Culture  
CHANG Wei-Jung 107

### **Research Note**

Widows in Nepalese Society: A Case Study of Four Rural Areas  
THAPA Kabita 119

### **A Translator Speaks: The Appeal of a Foreign-Language Gender Classic**

Ute Frevert, *Emotions in History: Lost and Found*, Budapest:  
Central European University Press, 2011  
SAKURAI Ayako 143

***Reports and Information from the Tokai Foundation  
for Gender Studies*** 151

EDITED BY

**THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES**

Mizuno Bldg. 6F, 1-9-19, Kanayama, Naka-ku, Nagoya, 460-0022, JAPAN